国土交通大学校（小平本校）の施設管理業務
民間競争入札実施要項（案）

平成　　年　　月

国土交通省　国土交通大学校（小平本校）

国土交通大学校（小平本校）の施設管理業務民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通大学校（小平本校）（以下、「大学校」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成２３年７月１５日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された本校の施設管理業務（以下、「管理業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要領を定めるものとする。

１．対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

（１）対象施設の概要

＜施設概要＞

施設名称　　国土交通大学校（小平本校）
所 在 地　　東京都小平市喜平町２－２－１
敷地面積　　６１，９２０㎡
建　　物

管理厚生棟（地上３階建）		研修棟（地下１階地上４階建）	
竣工年	平成１２年	竣工年	平成１１年
建築面積	２，２７５㎡	建築面積	２，４６８㎡
建物面積	５，０２８㎡	建物面積	９，７９８㎡
構造	鉄筋コンクリート造	構造	鉄筋コンクリート造
宿泊棟（地下１階地上５階建）		大会議室（地上２階建）	
竣工年	平成１０年	竣工年	平成１３年
建築面積	２，５３２㎡	建築面積	４５６㎡
建物面積	１１，３８７㎡	建物面積	６７４㎡
構造	鉄筋コンクリート造	構造	鉄筋コンクリート造
図書館（地上２階建）		多目的研修棟（地上２階建）	
竣工年	平成１３年	竣工年	平成１１年
建築面積	４９０㎡	建築面積	１，６９３㎡
建物面積	６５９㎡	建物面積	２，０５９㎡
構造	鉄筋コンクリート造	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

＜施設目的＞

国土交通省の総合的な研修機関として国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関し、職務を遂行するために必要な知識及び技術を習得させるとともに、能力・資質等の向上を図り、もって国土交通行政の円滑な運営に資することを目的とする。（別紙４参照）

（２）業務の対象と業務内容

以下の対象業務について、大学校の職員、研修員が快適に業務及び研修を行えるよう適切に行うこととする。

＜対象業務＞

①点検等及び保守

大学校の各設備、建築物について、その性能及び状態を常時適正な状態にしておくため、適切な管理運営を行う。

１）定期点検・臨時点検及び保守

・建築物点検業務
・自家用電気工作物保守・点検業務
・エレベーター保守・点検業務
・電気通信設備点検業務
・空調設備等保守・点検業務
・自動制御機器点検業務
・自動扉保守・点検業務
・厨房排水処理設備保守・点検業務
・消防設備点検業務

２）運転・監視及び日常点検・保守

・運転監視及び日常点検・保守業務

②清掃等業務

大学校の清掃、除草を行う。

１）清掃業務

・清掃業務（宿泊棟個室清掃を除く）

２）除草業務

・除草業務

③警備等業務

大学校の職員、研修員、来校者の安全確保及び案内、宿泊棟の管理運営を行う。

１）守衛業務

・守衛業務

２）管理人業務

・宿泊棟管理人業務

④執務環境測定業務

大学校施設における環境衛生管理を行う。

１）環境衛生管理業務

・環境衛生管理業務

1.1.1 点検等及び保守

（１）用語の定義

①点検

「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

②定期点検

「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。

③臨時点検

「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。

④日常点検

「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。

⑤保守

「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

⑥運転・監視

「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。

（２）定期点検・臨時点検及び保守

①定期点検・臨時点検及び保守の範囲

定期点検・臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

１）汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
２）取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
３）ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
４）次に示す消耗部品の交換又は補充
　・グリス、充填油等
　・ランプ類、ヒューズ類
　・パッキン、ガスケット、Ｏリング類、ベルト
５）接触部分、回転部分等への注油
６）軽微な損傷がある部分の補修
７）塗装（タッチペイント）
８）その他これらに類する軽微な作業

②点検の実施

１）点検を行う場合には、あらかじめ大学校の定める施設管理担当者（以下、「施設管理担当者」という。）から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
２）点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
３）測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
４）異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

なお、法令等に定めがある場合には、これに従うこととする。

③消耗品等の支給

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、本業務を実施する

者（以下、「落札事業者」という。）の負担外とする。
1）ランプ類
2）ヒューズ類
3）発電機・原動機用の燃料

④応急措置等
1）点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
2）落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
3）応急措置、危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

⑤点検の省略
法令等で定めのあるものを除き、次に掲げる部分の点検を省略できる。
なお、点検を省略した場合は、保守点検報告書等に省略部分及び理由を記載すること。
1）電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの。
2）地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの。
3）ロッカー、家具等があり点検不可能なもの。

⑥注意事項
1）点検等及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
2）点検等及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部を撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
3）点検等及び保守の実施にあたり、事務室、講義教室、宿泊室において立入点検等を行う場合は、施設管理担当者へ連絡のうえ指示を受けること。

⑦点検機器、点検内容及び周期等
別紙５及び別紙６－１から別紙６－９のとおり。

（３）運転・監視及び日常点検・保守
①適用
本業務は、中央監視室等に常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に適用する。

②業務の条件
1）平日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第一条第１項各号に掲げる休日を除いた日をいう。以下、同じ。）の８時３０分～１７時１５分は最低１名を中央監視室に常駐させる。
2）設備の運転・監視時間は２４時間とし、冷暖房の運転時期は以下のとおりとする。
冷房：６月頃～９月頃
暖房：１１月頃～４月頃

③運転・監視の範囲
運転・監視の範囲は以下のとおりとする。
1）設備機器の起動・停止の操作

2）設備運転状況の監視又は計測・記録
3）室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、測定値調整
4）エネルギー使用の適正化
5）季節運転切替え、本予備機運転切替え
6）運転時間に基づく設備計画保全の把握

④点検の範囲
1）日常点検の対象部分、数量等は別紙５及び別紙７を参照のこと。
2）電気室、機械室等の主要な設備機器の設備は、１日１回巡視して機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、施設管理担当者へ報告する。

⑤保守の範囲
運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
1）汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
2）取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
3）ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
4）次に示す消耗部品の交換及び補充
ア．グリス、充填油等
イ．ランプ類（高さ3.5m以下に限る）、ヒューズ類
ウ．パッキン、Ｏリング類、ベルト
エ．フィルター類
5）接触部分、回転部分等への注油
6）軽微な損傷がある部分の補修
7）塗料、その他の部品補修（タッチペイント）
8）消耗品の在庫管理
9）保守で生じた廃棄物処理
10）その他これらに類する軽微な作業

⑥消耗品等の支給
保守で用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き落札事業者の負担外とする。
1）ランプ類(照明用ランプ、表示灯を含む)
2）ヒューズ類
2）フィルター類

⑦定期点検時の立ち会い
当該施設の管理業務に関し、別途の契約により関連業者が行う定期点検がある場合には、これに立ち会う。

⑧運転・監視の記録及び報告
1）日常業務における業務日報を作成し、記録管理する。
2）業務日報には、次の事項を記載する。
ア．記録者
イ．機器の運転開始時刻及び終了時刻
ウ．熱源機器運転中の外気温湿度
エ．冷暖房運転中の設定温度
オ．電気、ガス、水道、下水道等の光熱水の使用量
カ．その他保守業務内容及び異常発生の有無並びに措置内容
3）業務の報告は、本実施要項８（１）による。なお、業務において、正常でない

こと（異常の発生又は発生が予想される状態）が認められた場合は、直ちに施設管理担当者に報告する。

⑨臨機の措置等

1）災害発生時の措置について、施設管理担当者と協議の上、次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、内容について施設管理担当者の承諾を受ける。

ア．緊急事態への準備

イ．緊急事態発生後の対応・連絡体制等

ウ．業務の早期復旧

2）災害発生に伴う重大な危機が認められる場合には、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は、直ちに施設管理担当者に連絡すること。

⑩機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応法について、施設管理担当者と協議の上、内容についての承諾を受ける。なお、緊急を要する場合は、落札事業者は必要な措置を直ちに講じる。

⑪資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの保管を行う。

1）機器の取扱説明書等

2）機器台帳等

3）工具、器具とその台帳

⑫諸室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及び掃き掃除程度の清掃を行う。

⑬障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。

⑭点検機器、点検内容及び周期等

別紙５及び別紙７のとおり。

1.1.2　清掃等業務

「清掃等」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護すること及び大学校敷地内の雑草を定期的に刈ることにより快適な環境を保つための作業をいう。

（1）清掃業務

業務内容及び周期

別紙８、別紙９とおり。

（2）除草業務

業務内容及び実施時期

別紙１０のとおり。

1.1.3　警備等業務

「警備等」とは、大学校内における盗難等の事故の発生を警戒し防止すること及び来校者、研修員への日常的な対応等を行うことをいう。

（1）守衛業務

①勤務時間

平日（土曜日、日曜日、祝日を除く日）７時００分～１３時００分

②業務室
守衛室

③業務内容
別紙１１のとおり。

（２）宿泊棟管理人業務
①勤務時間
１年間（３６５日）２４時間体制（但し、研修の実施されない期間（３月中旬～末）を除く）

②業務室
宿泊棟管理人室

③業務内容
別紙１２のとおり。

1.1.4 執務環境測定業務
「執務環境測定」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく業務をいう。
（１）環境衛生管理業務
業務内容
別紙１３のとおり。

1.1.5 設備更新計画書の作成業務
中・長期的な施設の管理からの視点による設備更新計画書の作成を行うこと（１回／年）

1.1.6 業務の引継
（１）落札事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう必要に応じて前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。
（２）本業務を実施する事業者の変更があった場合には、落札事業者は、変更後の事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継資料等を作成の上、大学校に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。

1.2 サービスの質の設定
本業務の実施にあたり、達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

1.2.1 管理業務の質

管理業務に関する包括的な質

基本的な方針	主要事項	測定指標
	快適性の確保	管理業務に係る満足度について、のアンケート調査（別紙３）を施設利用者である研修員を対象として研修毎に行い、修了時に職員へ提出。（各項目「満足」、「ど

管理業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに大学校における研修の円滑な実施を可能とすること。		ちらかといえば満足」、「どちらともいえない」の合計が７０％以上、アンケート回収率８０％以上）
	品質の維持	管理業務の不備に起因する当施設における研修の中断回数（０回） ※研修の中断とは、研修（講義等）が中断することにより、研修目的が達成されない場合をいう。 管理業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生回数（０回）
	安全性の確保	管理業務の不備に起因する施設利用者の怪我の回数（０回） ※怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

1.2.2 各業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各業務における最低水準は、仕様書に定める内容（別紙６から別紙１３）とする。

ただし、各業務における最低水準として示された仕様書に対しては、法令に反しない限り、企画書において改善提案を行うことができる。

（１）点検等及び保守

①点検等

指定された業務内容を実施し、建築物等の機能及び劣化の状態を調査し、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置を判断し実行すること。

②保守

建築物等の点検を行い、点検等により発見された建築物等の不良箇所の修繕や部品交換等により建築物等の性能を常時適切な状態に保つこと。

（２）清掃等業務

①清掃

指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防することにより、快適な環境を保つこと。

②除草

指定された業務内容を実施し、敷地内の雑草等を除草し、快適な環境を保つこと。

（３）警備等業務

①守衛業務

来校者の受付・案内、不審者の発見及び措置等を行うことにより施設利用者（職員、研修員、来校者等）の安全かつ円滑な執務環境の確保や保全を図るとともに、安全を守ることを目指し、誠意をもって行うこと。

②宿泊棟管理人業務

研修員の宿泊棟内での生活面に関する管理、入寮受付事務、宿泊棟内の巡回等を行うことにより、研修員が適切な生活を維持出来るよう努めること。

（４）執務環境測定業務

①関係法令等に基づき適切な検査・測定等を行い、管理基準に適合しない場合には、その原因を推定し、大学校の施設管理担当者へ報告を行うこと。

②検査・測定等を行う際は、施設利用者（職員、研修員、来校者）の事務等に支障がないようにすること。

（５）施設管理者への報告

各業務の実施にあたり、機械・設備等の不具合などが発生した場合には、速やかに施設管理者に対して報告を行い指示を仰ぐこと。

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から落札事業者の創意工夫を反映し、研修実施の質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費削減等）に努めるものとする。

（１）管理業務の実施全般に対する提案

落札事業者は、別途定める様式に従い、管理業務の実施全般に係る研修実施の質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

（２）各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

落札事業者は、各業務の最低水準として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示すること。

（３）管理業務に関するコスト低減に関する提案

落札事業者は、コスト低減に関する提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す最低水準が確保できる理由等を明記すること。

1.2.4 委託費の支払い方法

大学校は事業期間中の検査・監督を行い、確保すべき水準（企画書に改善提案があった事項を含む。）が満たされているかを確認した上で、委託費を支払う。検査・監督の結果、これらが満たされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、落札事業者は業務改善計画書を施設管理担当者へ提出することとする。遂行後の確認が出来ない限り委託費の支払いは行わない。

委託費の支払いにあたっては、落札事業者は当該月分の業務の完了後、大学校との間であらかじめ定める書面により当該月分の支払い請求を行い、これを受領した日から３０日以内に支払うものとする。

1.2.5 費用負担等に関するその他の留意事項

（１）消耗品

管理業務を実施するにあたり、本実施要項等に記載のあるものを除き、各業務の支給材料については、大学校の負担とし、落札事業者からの請求に応じ支給するものとする。

（２）光熱水費
大学校は、落札事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水料を無償とする。

（３）法令等変更による増加費用及び損害の負担
法令等の変更により落札事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③のいずれかに該当する場合には大学校が負担し、それ以外の変更については落札事業者が負担する。
①本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
②消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
③上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

２．実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。

３．入札参加資格に関する事項

（１）法第１０条各号（第１１号を除く）に該当するものでないこと。

（２）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（３）予決令第７１条の規定に該当しないこと。

（４）平成２２・２３・２４年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、ＡまたはＢの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。

（５）国土交通大学校長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（６）各業務を行うにあたり、必要な資格は以下のとおり。
①点検等及び保守
１）別紙６－１　：　以下のいずれかの資格を有する者
・一級建築士
・二級建築士
・特殊建築物等調査資格者（建築物の敷地及び構造の点検）
・建築設備検査資格者（昇降機以外の建築設備の点検）
・昇降機検査資格者（昇降機の点検）
２）別紙６－２　：　電気事業法第４３条に基づく主任技術者免状の交付を受けている者
３）別紙６－３　：　昇降機検査資格者
４）別紙６－４　：　以下のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上の者
・一級陸上特殊無線技師の操作範囲の資格を有する者
・電気工事施工管理技師
・電気主任技術者

・技術士（電気電子部門又は総合技術管理部門（選択科目：電気電子））

5）別紙６－５　：　危険物取扱者
6）別紙６－７　：　自動ドア施工技能士
7）別紙６－９　：　消防設備点検資格者

②警備等業務：警備業法第４条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること
1）別紙１１　：　警備業法施行規則第３８条に基づく基本教育の受講終了者
警備業務の経験１年以上

2）別紙１２　：　警備業法施行規則第３８条に基づく基本教育の受講終了者

（7）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（8）入札参加グループでの入札について
業務の実施にあたっては、一企業とすることも、入札参加グループとすることも可能とする。
入札参加グループで本業務を実施する場合、点検等及び保守、清掃等業務、警備等業務、執務環境測定業務の各業務を包括的に管理すること。

①単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）及び代表者を定め、他の者はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加することは出来ない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、提出すること。

②代表企業は上記（１）から（５）及び（７）の全ての要件を満たすこととし、グループ企業は上記（１）から（３）及び（５）並びに（７）の全ての要件を満たすこと。
ただし、入札グループで入札する場合には、（６）については、当該業務を実施する者が満たしているものとする。

③中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合においては、その組合員が他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

４．入札に参加する者の募集に関する事項

（１）入札の実施手続及びスケジュール（予定）

①官報公示	：	平成２３年１２月中旬	～	平成２３年１２月下旬頃
②入札説明会	：	平成２４年　１月上旬	～	平成２４年　１月中旬頃
③現場説明会	：	平成２４年　１月中旬	～	平成２４年　１月下旬頃
④入札等に関する質疑応答	：	平成２４年　１月中旬	～	平成２４年　１月下旬頃
⑤入札書類の受付期限	：	平成２４年　２月中旬	～	平成２４年　２月下旬頃
⑥入札書類の評価	：	平成２４年　２月下旬	～	平成２４年　３月上旬頃

⑦開札・落札者等の決定　：平成２４年　３月上旬　～　平成２４年　３月中旬頃
⑧契約締結　：平成２４年　３月中旬　～　平成２４年　３月下旬頃

（２）入札実施手続

①入札説明会後の質問受付

入札公告に際して入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、大学校に対して質問を行うことができる。質問は原則としてＦＡＸ若しくは電子メールにより行い、質疑内容及び大学校からの回答は原則として入札説明会に参加したすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

②提出書類

民間競争入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の１０５分の１００に相当する金額を記載することとする。

また、法第１０条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類をあわせて提出すること。

③企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項５で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、入札参加者は、次の６）において、法令に反しない限り、各業務の最低水準として示された仕様書に対して改善提案を行うことができる。また、入札参加者は、必要に応じ企画書提出前に質問を行うことができる。質問を求められた際は、当該入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるように速やかに回答する。

１）企業の代表責任者及び本業務担当者（提出様式１）
　入札参加グループにより参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者。

２）必要とされる資格を証明する書類の写し（提出様式１に添付のこと）

３）業務実績（提出様式２）
　本実施要項１で示す業務毎に過去３年間の実績。

４）本業務実施の考え方（提出様式３）
　安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。

５）業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法（提出様式４）
　本実施要項１で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法を示す。

６）業務に対する提案事項（提出様式５、６、７）

ア）業務の質の確保に関する提案

イ）各業務の最低水準として示された仕様書に対する提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（或いはその両方）を具体的に示すこと。

７）緊急時の体制及び対応方法（提出様式８）
　緊急時（管理業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

④開札にあたっての留意事項

1）開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

2）入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。

3）入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（所定のものがあれば別添添付）を提示又は提出しなければならない。

4）入札者又はその代理人は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

⑤言語及び通貨

入札書、企画書その他の提出書類に使用する言語、通貨、日時及び計量単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に規定する計量単位とする。

５．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

落札事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は、公正かつ適正に実施されるかの助言を行うことを目的として委嘱を行う第三者の有識者３名で構成される国土交通大学校市場化テスト評価アドバイザーの評価を基に行うものとする。

（１）落札事業者決定にあたっての質の評価項目の設定（別紙１）

落札事業者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

①必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点（５０点）を付与し、１つでも満たしていない場合は失格とする。

1）実施体制

ア）各業務の業務水準が維持される体制であるか
（グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか）

イ）提案された内容が実現可能な体制であるか

2）業務に対する認識

ア）管理業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

イ）本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

3）現行基準レベルの質の確保の実態

ア）各業務の提案内容は、大学校の要求水準が確保されているものとなっているか。

②加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には、仕様書に示す実施方法と提案内容との比較を行い、得点を与える。

管理業務全般に係る業務に関する提案（１０点）

１）業務の質についての提案内容

ア　本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか。
（方法、計画により、各業務の適性かつ円滑な実施が確保されるか）

イ　業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか。

点検等及び保守（３０点）

１）業務の質についての提案内容

ア　質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか

２）業務コスト等削減についての提案内容

ア　業務コスト等削減のための方策が提案されているか

清掃等業務（１５点）

１）業務の質についての提案内容

ア　質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか

２）業務コスト等削減についての提案内容

ア　業務コスト等削減のための方策が提案されているか

警備等業務（１５点）

１）業務の質についての提案内容

ア　質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか

２）業務コスト等削減についての提案内容

ア　業務コスト等削減のための方策が提案されているか

緊急時及び非常時対応（１０点）

１）緊急時への対応についての考え方・体制

ア　具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか

イ　トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか

（２）落札事業者決定にあたっての評価方法

①落札事業者の決定方法

必須項目審査により得られた基礎点（５０点）と加点項目審査で得られた加算点（８０点）を加算し、入札価格（予決令第７９条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札事業者として決定することがある。

総合評価点＝（基礎点（５０点）　＋　加算項目審査による加算点）÷入札価格

②留意事項

１）当該落札事業者の入札価格が予定価格の６割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合には、所要の手続きを経て、次順位以下の入札者から落札事業者を決定する場合がある。

ア）当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
イ）当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
ウ）当該契約期間中における他の契約請負状況
エ）手持機械その他固定資産の状況
オ）国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
カ）経営状況
キ）信用状況

2）落札事業者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札事業者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札事業者を決定するものとする。

3）落札事業者が決定したときは、遅滞なく、落札事業者の氏名若しくは名称、落札金額、落札事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

（3）初回の入札で落札事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、大学校が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙２のとおり。

7．落札事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

（1）使用施設

国土交通大学校（小平本校）

（2）使用設備

①使用出来る設備については、大学校の管理業務に関係する大学校内の設備全てとする。

②大学校の業務に支障を来さない範囲において、落札事業者は大学校内に管理業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

8．落札事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して

報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により落札事業者が講ずべき措置に関する事項

（１）報告等について

①業務計画書の作成と提出

落札事業者は、点検等及び保守、清掃等業務、警備等業務、執務環境測定業務を行うにあたり各年度の事業開始日まで年度毎の管理業務計画書を作成し、施設管理担当者に提出すること。

②業務従事者名簿の作成と提出

１）落札事業者は、点検等及び保守、清掃等業務、警備等業務、執務環境測定業務を行うにあたり、業務開始までに業務に従事する者の名簿を作成し、施設管理担当者に提出すること。本実施要項３で示す資格を有する業務については、その資格を証明する書類（資格書の写し等）を併せて提出すること。また、業務従事者を変更する場合も同様とする。

２）施設管理担当者は、業務従事者が不適格であると認める場合には、その理由を明らかにし、落札事業者に当該業務従事者への指導を求めることが出来る。その場合、落札事業者は不適格である理由を確認し、当該業務従事者の改善又は交替を行うものとする。

③業務報告書の作成と提出

落札事業者は、点検等及び保守、清掃等業務、警備等業務、執務環境測定業務の各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

１）落札事業者は、業務開始前に全ての業務報告書の様式を施設管理担当者へ提出し、承諾を得ること。

２）落札事業者は、業務期間中、業務日報を毎日作成し、施設管理担当者へ提出すること。

３）落札事業者は、業務期間中、業務月報を、当月分につき、翌月の７日以内に施設管理担当者へ提出すること。

４）落札事業者は、各事業年度終了後毎年４月15日（但し、当該日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。）までに当該事業年度に係る管理業務に関する年間総括報告書を施設管理担当者へ提出すること。

④本校の検査・監督体制

落札事業者からの報告を受けるにあたり、大学校の検査・監督体制は次の通りとする。

１）施設管理責任者等

ア）施設管理責任者
国土交通大学校長

イ）検査職員及び施設管理担当者
総務部総務課長

ウ）監督職員
総務部総務課総務係長、管財係長
総務部教務課　教務第二係長

２）検査・監督体制

ア）落札事業者は、毎月業務終了後に施設管理担当者へ連絡すること。

イ）落札事業者からの連絡を受けた場合には、検査職員は業務履行の検査を行うものとする。

（２）大学校による調査への協力

①大学校は、落札事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、落札事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は落札事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

②立ち入り検査をする職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第２６条第１項に基づくものであることを落札事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

（３）指示について

大学校は、落札事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、落札事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

（４）秘密の保持

落札事業者は、本業務に関して大学校が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。落札事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第５４条により罰則の適用がある。

（５）個人情報の取り扱い

①基本的事項

落札事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）第６条第２項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

②取得の制限

落札事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

③利用及び提供の制限

落札事業者は、大学校の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するための利用目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

④複写等の禁止

落札事業者は、大学校の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために大学校から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

⑤事案発生時における報告

落札事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあるこ

とを知ったときは、速やかに大学校に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

⑥管理体制の整備
落札事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑦業務従事者への周知
落札事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（６）契約に基づき落札事業者が講ずべき措置
①業務の開始及び中止
１）落札事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
２）落札事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ大学校の承認を受けなければならない。

②公正な取り扱い
１）落札事業者は、本業務の実施にあたって、大学校利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
２）落札事業者は、大学校利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③金品等の授受の禁止
落札事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止
落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
落札事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤法令の遵守
落札事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑥安全衛生
落札事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦記録・帳簿書類等
落札事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

落札事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨権利義務の帰属等

1）本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、落札事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

2）落札事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ大学校の承認を受けなければならない。

⑩一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項９に記載した損害を除く）については、落札事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、大学校の責めに帰すべき事由により生じたものについては、大学校が負担する。

⑪再委託の取り扱い

1）落札事業者（入札参加グループを含む。）、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。また、警備等業務は再委託してはならない。

2）落札事業者（但し、入札参加グループを除く）は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

3）落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで大学校の承認を受けなければならない。

4）落札事業者は、上記２）及び３）により再委託を行う場合には、落札事業者が大学校に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し前記（４）秘密の保持及び（５）個人情報の取り扱い並びに（６）契約に基づき落札事業者が講ずべき措置に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から履行確認に必要な報告を徴収することとする。

5）５)上記２）から４）までに基づき、落札事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて落札事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、落札事業者の責めに帰すべき事由とみなして、落札事業者が責任を負うものとする。

⑫契約内容の変更

大学校及び落札事業者は、本業務の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面により提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

⑬契約解除

大学校は、落札事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

1）偽りその他不正の行為により落札事業者となったとき。

2）入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

3）本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することが出来ないことが明らかになったとき。

4）上記３）に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

5）法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
6）法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
7）落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
8）暴力団の業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
9）暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑭契約解除時の取扱い
1）上記⑬に該当し、契約を解除した場合には、大学校は落札事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
2）この場合、落札事業者は、契約金額の１０５分の１００に相当する金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として本校の指定する期間内に納付しなければならない。
3）大学校は、落札事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年１００分の５の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
4）大学校は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑮業務途中における入札参加グループからの脱退
代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⑯業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処理
参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、大学校の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び大学校の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

⑰談合等不正行為があった場合の違約金等の取り扱い
1）落札事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、落札事業者は大学校の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として大学校の指定する期間内に支払わなければならない。
ア）本契約に関し、落札事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は落札事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札事業者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）
イ）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本

契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ）納付命令又は排除措置命令により、落札事業者に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ）本契約に関し、落札事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項第１号若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２）落札事業者は上記１）の規定による金額を大学校の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

⑱設備更新の際における落札事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について落札事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑲契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、落札事業者と大学校が協議するものとする。

９．落札事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により落札事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、落札事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

（１）大学校が国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）第１条第１項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、大学校は落札事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について大学校の責めに帰すべき理由が存する場合は、大学校が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

（２）落札事業者が民法（明治２９年法律第８９号）第７０９条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について大学校の責めに帰すべき理由が存するときは、落札事業者は本校に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

１０．対象公共サービスに係る法第７条第８項に規定する評価に関する事項

（１）実施状況に関する調査の時期
内閣総理大臣が行う評価の時期（平成２６年５～６月頃を予定）を踏まえ、平成２６年３月３１日時点における状況を調査するものとする。

（２）調査方法
大学校は、落札事業者が実施した管理業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

（３）調査項目
本実施要項（１）1.2 「サービスの質の設定」により設定した事項。

（４）実施状況等の提出
大学校は上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、上記（１）の評価のために、平成２６年５月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、大学校は、本業務の実施状況等の提出に当たり、国土交通大学校市場化テスト評価アドバイザーに報告を行い、意見を聴くものとする。

１１．その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

（１）対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表
落札事業者の実施状況については、国土交通大学校市場化テスト評価アドバイザーに示す報告を踏まえ、大学校において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。
また、大学校は、落札事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第２６条及び法第２７条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

（２）大学校の監督体制
①本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

②本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項８（１）④により行う。

（３）落札事業者が負う可能性のある主な責務等
①落札事業者の責務等
本委託事業に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②会計検査について
落札事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第２２条に該当するとき、又は②同法第２３条第１項第７号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第２５条及び第２６条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は大学校を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

国土交通大学校（小平本校）提出様式一覧

提出様式１	企業の代表責任者及び本業務担当者
提出様式２	業務実績
提出様式３	本業務実施の考え方
提出様式４	業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法
提出様式５	管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案
提出様式６	改善提案総括表
提出様式７	各業務の仕様書類に対する改善提案
提出様式８	緊急時の体制及び対応方法

【提出様式１】

管理業務企画書

１．企業の代理責任者及び本業務担当者
■入札参加グループにより参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者。

※実施要項３．（６）に記載した資格を証明する書類の写しを添付すること。

【提出様式２】

２．業務実績

■本実施要項（1）で示す業務毎に過去３年間の実績を記載すること。

（１）点検等及び保守

業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

（２）清掃等業務

業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

（３）警備等業務

業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

（４）執務環境測定業務

業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

※必要に応じ追加すること。

【提出様式３】

３．本業務実施の考え方
■安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

【提出様式４】

４．業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法
■本実施要項（1.1）で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を記載すること。実施マニュアルの作成の有無を記載すること。

【提出様式５】

５．管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■ 以下の項目について、Ａ４用紙５枚以内で簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、点検等及び保守、清掃等業務、警備等業務、執務環境測定業務毎に提案書を様式６，７により作成（１枚以内）することができる。

１．管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

２．管理業務に関する包括的な質（実施要項1.2.1）の確保に関する提案事項

【提出様式６】

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

６．改善提案総括表			
■改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、本校が提示する最低水準として仕様書類に基づいて業務を行うものとする。			
（１）点検等及び保守	提案の有無	有	無

業務項目 ※仕様書類に定める項目を明記	提案の概略

（２）清掃等業務	提案の有無	有	無

業務項目 ※仕様書類に定める項目を明記	提案の概略

（3）警備等業務	提案の有無	有	無
業務項目 ※仕様書類に定める項目を明記	提案の概略		

（4）執務環境測定業務	提案の有無	有	無
業務項目 ※仕様書類に定める項目を明記	提案の概略		

【提出様式７】

７．各業務の仕様書類に対する改善提案

■ 提案を行う各業務の１項目につき１枚以内とする。

（１）改善提案を行う業務及び項目

（２）改善提案の趣旨

（３）改善提案の内容

（４）最低水準の確保に対する説明

【様式８】

８．緊急時の体制及び対応方法
■ 緊急時（管理業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

参考

国土交通大学校(小平本校) 実施要項 別紙一覧

番号	別紙番号	資料内容
1.	別紙1	評価表
2.	別紙2	従来の実施状況に関する情報の開示
3.	別紙3	国土交通大学校の施設環境に関するアンケート
4.	別紙4	国土交通大学校パンフレット
5.	別紙5	設備一覧表
6.	別紙6－1	建築物点検業務の内容
7.	別紙6－2	自家用電気工作物保守・点検業務の内容
8.	別紙6－3	エレベーター保守・点検業務の内容
9.	別紙6－4	電気通信設備点検業務の内容
10.	別紙6－5	空調設備等保守・点検業務の内容
11.	別紙6－6	自動制御装置点検業務の内容
12.	別紙6－7	自動扉保守・点検業務の内容
13.	別紙6－8	厨房排水処理設備保守・点検業務の内容
14.	別紙6－9	消防設備点検業務の内容
15.	別紙7	運転・監視及び日常点検・保守業務の内容
16.	別紙8	清掃業務(宿泊棟除く)の内容
17.	別紙9	清掃業務(宿泊棟)の内容
18.	別紙10	除草業務の内容
19.	別紙11	守衛業務の内容
20.	別紙12	宿泊棟管理人業務の内容
21.	別紙13	執務環境測定業務の内容

別紙1

評 価 表（案）

実施要項区分	業務区分 / 実施要項区分	項番	評価項目・評価の視点	得点配分 基礎点	得点配分 加算点	得点	備考
①必須項目審査	業務共通						
	1)実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか（グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか）	0/10	—		提出様式4
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	—		提出様式4
	2)業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—		提出様式3
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—		提出様式3
	3)現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、大学校の要求水準が確保されているものとなっているか	0/10	—		提出様式5
②加点項目審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案						
	1)業務の質についての提案内容	1	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか（方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか）	—	0/5		提出様式6
		2	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	—	0/5		提出様式5
	点検等及び保守						
	1)業務の質についての提案内容	1	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0 ～ 5		提出様式6，7
	2)業務コスト等削減についての提案内容	2	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0 ～ 25		提出様式6，7
	清掃等業務						
	1)業務の質についての提案内容	1	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0 ～ 5		提出様式6，7
	2)業務コスト等削減についての提案内容	2	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0 ～ 10		提出様式6，7
	警備等業務						
	1)業務の質についての提案内容	1	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0 ～ 5		提出様式6，7
	2)業務コスト等削減についての提案内容	2	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0 ～ 10		提出様式6，7
	緊急時及び非常時対応						
	3)緊急時への対応についての考え方・体制	1	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	—	0/5		提出様式8
		2	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	—	0 ～ 5		
合計得点							

別紙2

従来の実施状況に関する情報の開示

＜国土交通大学校（小平本校）で実施した管理・運営業務に係る経費＞

1　従来の実施に要した経費　　（単位：千円）

			平成21年度	平成22年度	平成23年度
	人件費	常勤職員	0	0	0
		非常勤職員	0	0	0
	物件費		0	0	0
	委託費等		71,925	71,925	71,925
計(a)			71,925	71,925	71,925
参考値(b)	退職給付費用		0	0	0
	減価償却費		0	0	0
	間接部門		0	0	0
(a)＋(b)			71,925	71,925	71,925

（注意事項）

○「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」に基づく民間競争入札を、平成21　～23年度の3箇年の国庫債務負担行為による契約にて行っており、各年度の金額は同額となる。

○ 委託費等の内訳は、別添1を参照。

○ 上記の委託額には、今回の対象業務から除外する宿泊棟個室清掃業務に係る委託費相当額（年額1,680千円）が含まれる。

2　従来の実施に要した人員　　（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

（業務従事者に求められる知識・経験等）

○ 実施要項「3. 入札参加資格に関する事項」参照。

（業務の繁閑の状況等）

○ 研修繁忙時期 ： 6月、7月、9月～12月

（別添2参照）

（その他）

○ 入札の対象である業務の全部を外部委託により実施。

3 従来の実施に要した施設及び設備

国土交通大学校（小平本校）で実施した管理・運営業務に係る施設及び設備 ○ 実施要項　別紙5「設備一覧表」参照
注意事項 1. 上記の施設及び設備については、請負業務を行う範囲において無償貸与。 2. 上記以外で請負業務を行うにあたり必要なものは、請負者が用意する。 3. 前項において請負者が用意する設備は、国土交通大学校（小平本校）の他の業務及び研修業務に支障のないものに限る。

4 従来の実施における目的の達成の程度

1. 快適性の確保(入居者満足度)

管理業務に係る満足度について、アンケート調査を施設利用者である研修員を対象として研修ごとに行い、修了時に職員へ提出(各項目「普通」以上70%以上)

1)アンケート結果

21年度　研修数 98コース　　対象者　3,683名　　回収率　83.6%

(単位:%)

	施設環境全般	施設内清掃	共用施設の備品、消耗品等	管理人対応	守衛(警備員)対応	計
満足	54	59	64	48	42	54
普通	45	39	34	50	55	44
不満足	1	2	2	2	3	2
満足度	99	98	98	98	97	98

22年度　研修数 91コース　　対象者　3,283名　　回収率　90.0%

(単位:%)

	施設環境全般	施設内清掃	共用施設の備品、消耗品等	管理人対応	守衛(警備員)対応	計
満足	59	65	69	71	59	64
普通	40	33	30	29	40	35
不満足	1	2	1	0	1	1
満足度	99	98	99	100	99	99

2)アンケート結果に対する対応状況

アンケート調査の結果として、利用者から高い満足度の評価を得ていると思われるが、より一層の充実のため、自由記載欄に書かれた要望のうち、シャンプー・リンスの補充等、対応可能なものについては、即時対応し、要望に応えるよう業者に対し指導し、対応したものにかかる要望については少なくなった。

2. 品質の維持

(1)測定指標

管理業務の不備に起因する研修の中断回数(0回)

※研修の中断とは、研修(講義等)が中断することにより、研修目的が達成されない場合をいう。

管理業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生回数(0回)

(2)実施結果

研修実施中に管理業務の不備に起因する研修の中断及び空調等停止は発生しなかった。

3. 安全性の確保

(1)測定指標

管理業務の不備に起因する施設利用者の怪我の回数(0回)

※怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

(2)実施結果

管理業務の不備に起因する施設利用者の怪我は発生しなかった。

５ 従来の実施方法等

従来の実施方法 ・ 別添3のとおり。
事業の目的を達成する観点から重視している事項 ・ 省エネの観点から、効率的な設備運用を目標としている。
注意事項 ・ 対象業務については全部委託であったため、国土交通大学校（小平本校）では、 ・ 直接実施していないが、監督部署については本紙実施要項8（1）④のとおり。

従来の実施に要した経費（委託費）内訳

（単位：千円）

	業務内容	委託費実績			別紙	内訳
		H21	H22	H23		
点検等及び保守	建築物点検業務	462,000	462,000	462,000	別紙6－1	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
	自家用電気工作物保守・点検業務	1,312,500	1,312,500	1,312,500	別紙6－2	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
	エレベーター保守・点検業務	6,300,000	6,300,000	6,300,000	別紙6－3	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
	電気通信設備点検業務	1,564,500	1,564,500	1,564,500	別紙6－4	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
	空調設備等保守・点検業務	15,540,000	15,540,000	15,540,000	別紙6－5	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
	自動制御機器点検業務	7,350,000	7,350,000	7,350,000	別紙6－6	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
	自動扉保守・点検業務	420,000	420,000	420,000	別紙6－7	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
	厨房排水処理設備保守・点検業務	2,520,000	2,520,000	2,520,000	別紙6－8	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
	消防設備点検業務	1,995,000	1,995,000	1,995,000	別紙6－9	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
	運転・監視及び日常点検・保守業務	7,350,000	7,350,000	7,350,000	別紙7	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
清掃等業務	清掃業務（宿泊棟除く）	2,415,000	2,415,000	2,415,000	別紙8	人件費、消耗品費、通信運搬費（交通費等）
	清掃業務（宿泊棟）	7,350,000	7,350,000	7,350,000	別紙9	人件費、消耗品費、通信運搬費（交通費等）
	宿泊棟個室清掃業務	1,680,000	1,680,000	1,680,000	－	人件費、消耗品費、通信運搬費（交通費等）
	除草業務	1,470,000	1,470,000	1,470,000	別紙10	人件費、処分費、通信運搬費（電話・交通費等）、使用機器に要する費用
警備等業務	守衛業務	2,520,000	2,520,000	2,520,000	別紙11	－
	宿泊棟管理人業務	10,290,000	10,290,000	10,290,000	別紙12	人件費、消耗品費、通信運搬費（交通費等）
執務環境測定業務	執務環境測定業務	1,386,000	1,386,000	1,386,000	別紙13	人件費、消耗品費、通信運搬費（電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等）
合計		71,925,000	71,925,000	71,925,000		

※1 H21～23においては、「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」に基づき、市場化テストによる一括契約を行っている。

※2 H21～23においては、国庫債務負担行為により各種業務3年間分を一括契約しており、上記内訳は、契約額の内数である。

※3 「宿泊棟個室清掃業務」は、次回市場化テストにおいて、除外する。

別添2

宿泊棟寮室使用実績

（室）

月	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均
4月	363	276	196	278
5月	400	351	251	334
6月	576	472	563	537
7月	179	539	530	416
8月	312	34	84	143
9月	349	302	346	332
10月	353	445	—	399
11月	569	262	—	416
12月	234	313	—	274
1月	225	176	—	201
2月	157	196	—	177
3月	21	23	—	22
計	3,738	3,389	1,970	3,528

※当該月における研修員の退寮数を計上している。

別添3

業務区分表

	業務内容	業務細目	現状		入札後		備考
			国交大	落札業者	国交大	落札業者	
設備等管理業務	設備点検等	自家用電気工作物点検		○		○	
		エレベーター点検		○		○	
		電気通信設備点検		○		○	年2回
		空調設備等点検		○		○	
		自動制御装置点検		○		○	年1回
		自動扉点検		○		○	年2回
		厨房排水処理設備点検		○		○	
		消防設備点検		○		○	年1回(総合点検)、年2回(外観・機能点検)
		各点検結果の国交大への報告		○		○	月／1回
		報告内容への対応	○		○		
	運転監視・日常点検	温度設定指示	○		○		
		温度設定変更		○		○	
		日常点検		○		○	
		遠隔監視		○		○	24体制、人を配置した場合は遠隔監視でなくても可
	使用者対応	施設に関する苦情受付、対応	○		○		
		修繕対応(業者手配、立ち合い)	○		○		仕様書、実施要項に記載した業務を除く
清掃等業務	清掃(宿泊棟除き)	屋内清掃(管理厚生棟)		○		○	
		屋内清掃(執務室)の日程調整	○		○		
		屋内清掃(研修棟)		○		○	
		屋内清掃(多目的研修棟)		○		○	
		屋内清掃(ホール)		○		○	
		屋内清掃(渡り廊下等)		○		○	
		屋外清掃		○		○	10月1日から12月28日までの期間
		特別清掃の日程調整	○		○		
		特別清掃(管理厚生棟)		○		○	
		特別清掃(研修棟)		○		○	
		特別清掃(多目的研修棟)					
		特別清掃(ホール・渡り廊下)					
		監督官庁への対応	○		○		
	清掃(宿泊棟)	宿泊棟共用部分(廊下、階段、談話室等)の日常清掃		○		○	
		宿泊棟排水部(寮室)の清掃		○		○	年1回
		宿泊棟寮室部の清掃		○			3,600室／年
		清掃状況の確認	○		○		
		清掃業務の大学校への報告(作業日誌作成等)		○		○	清掃後／日
	除草	機械での除草		○		○	年／2回
		手作業での除草		○		○	年／2回
		除草状況の確認	○		○		
		除草業務の大学校への報告		○		○	
警備業務	守衛業務	庁舎玄関等の開閉等業務(施錠を含む)		○		○	
		災害、事故及び故障発生時の措置	○	○	○	○	応急措置を実施
		不審者等の発見時の措置		○		○	
		来校者への案内		○		○	
		来校者の出入り管理		○		○	
		庁舎内外の巡回		○		○	定期巡回の他、必要に応じて実施
		防犯システム及び防災システムの監視		○		○	
		火災発生時の自衛消防活動		○		○	
		悪天候時の庁舎機能の維持		○		○	状況に応じて実施
		機械警備会社への通報	○	△	○	△	緊急時は落札業者が実施
		警察及び消防等への対応	○	△	○	△	緊急時は落札業者が実施

別添3

	業務内容		業務細目	現状		入札後		備考
				国交大	落札業者	国交大	落札業者	
警備等業務	管理人業務							
		研修員の入寮事務	入寮予定日の確認		○		○	入寮時（現状96回／年程度）
			受付用名簿の作成	○		○		入寮時（現状96回／年程度）
			配布資料（全員分）、ICカード（前泊者分）、食券（前泊者分）の準備	○		○		入寮時（現状3,560回／年程度）
			配布資料（全員分）、ICカード（前泊者分）、食券（前泊者分）の配布		○		○	入寮時（現状3,560回／年程度）
			鍵等の渡し		○		○	入寮時（現状3,560回／年程度）
			入寮階、寝具類の説明		○		○	入寮時（現状3,560回／年程度）
			受付済名簿の作成（受付用名簿に入寮状況記入）		○		○	入寮時（現状96回／年程度）
			入寮事務の状況報告、受付済名簿の提出		○		○	入寮時（現状96回／年程度）
			入寮事務の監督、手交書類の承認、落札者からの相談受付	○		○		
		研修講師の入寮事務	入寮予定日の確認		○		○	入寮時（現状61回／年程度）
			受付用名簿の作成、食券の準備	○		○		入寮時（現状61回／年程度）
			食券、ICカードの配布、鍵等の渡し		○		○	入寮時（現状61回／年程度）
			入寮階、寝具類の説明		○		○	入寮時（現状61回／年程度）
			入寮事務の状況報告		○		○	随時
			入寮事務の監督、手交書類の承認、落札者からの相談受付	○		○		
		研修員名簿の作成	研修員名簿の作成	○		○		入寮時（現状96回／年程度）
			研修員名簿の管理		○		○	
		研修員の生活指導	研修員のしおりの原案作成、印刷	○		○		
			研修員のしおりの内容チェック、校正、配布	○		○		随時
			寮室利用案内（研修員用）の原案作成、印刷	○		○		
			寮室利用案内（研修員用）の内容チェック、校正、配布	○		○		随時
			寮室利用案内（研修員用）の更新		○		○	随時（現状1回／年程度）
			外出届・外泊簿の作成	○		○		入寮時（現状96回／年程度）
			外出届・外泊簿のチェック、入寮者の在室確認		○		○	毎日。異常がないか監視。必要に応じて大学校に報告
		研修講師の生活指導	寮室利用案内（講師用）の原案作成、印刷	○		○		
			寮室利用案内（講師用）の内容チェック、校正、配布	○		○		随時
			寮室利用案内（講師用）の更新		○		○	随時（現状1回／年程度）
			入寮状況の把握		○		○	毎日。異常がないか監視。必要に応じて大学校に報告
		入寮状況の管理	外出届・外泊簿の記載説明、記入喚起		○		○	随時
			女子洗濯室の利用申し出者への説明（暗証番号等）		○		○	随時
			落し物・忘れ物の管理（周知・記録含む）		○		○	随時
		日常の入寮者への対応	宅配便の取次ぎ		○		○	随時
			電話・FAX・伝言の応対		○		○	随時
			館内放送		○		○	随時
			交換寝具類の案内（リネン庫の管理含む）		○		○	随時
			管理・運営に係る入寮者等からの意見に対する対応協議・回答（軽微な意見を除く）	○		○		
			管理・運営に係る入寮者等からの意見に対する対応協議・回答（軽微な意見に限る）		○		○	回答した場合は、その内容を大学校に報告
		研修員の退寮事務	退寮予定確認		○		○	退寮時（現状96回／年程度）
			鍵等の返却受取（後泊者を除く）		○		○	退寮時（現状3,512回／年程度）
			後泊者の鍵等・ICカードの返却受取		○		○	退寮時（現状48回／年程度）
			後泊者のICカードの大学校へ返還		○		○	退寮後（現状48回／年程度）
			破損、汚損、紛失発生時の弁済料金請求、回収	○		○		随時
			設備修理、不足備品の補充、大学校への報告		○		○	随時
		研修講師の退寮事務	退寮予定確認、鍵等・ICカードの返却受取		○		○	退寮時（現状61回／年程度）
			破損、汚損、紛失発生時の弁済料金請求、回収	○		○		随時
			設備修理、不足備品の補充、大学校への報告		○		○	随時
		管理日誌による報告	管理日誌の作成	○		○		1回／年。追補は随時
			管理日誌の記入、提出		○		○	毎日記入後、大学校へ提出
		消防訓練の実施	消防訓練の企画、進行	○		○		1回／年
			寮内放送、入寮者の誘導等		○		○	1回／年
		清掃員との連絡調整	清掃員との連絡調整		○		○	随時

別添3

	業務内容		業務細目	現状		入札後		備考
				国交大	落札業者	国交大	落札業者	
警備等業務		入寮者の疾病、怪我などの緊急時の対応、報告	急病者の応急、状況確認、報告		○		○	随時
			急病者の救急車手配		○		○	随時
			トラブル一次対応、報告、相談、必要に応じ二次対応		○		○	随時
			近隣病院紹介、医薬品の提供		○		○	随時
			関係者との連絡相談	○		○		随時
			大学校の緊急連絡網作成	○		○		内容更新毎
		鍵等の管理	入寮、退寮、紛失、破損、不具合等による鍵貸与、回収		○		○	随時
		アンケートの実施	アンケートの作成、実施	○		○		
			アンケート用紙の配布、回収、提出		○		○	
			アンケート結果に基づく改善方法検討、実施	○		○		
		防火管理	消防計画の策定・周知	○		○		防火管理者は大学校職員
			防災設備点検(外観機能点検)、報告		○		○	毎日
			防災設備点検(総合点検)	○		○		1回／年
			防犯設備点検	○		○		1回／年
			災害時の室内放送、入寮者の誘導、大学校への連絡・報告、関係機関への通報等		○		○	
			台風時等の対策(窓閉め、雨漏り点検・対処等)		○		○	随時
		設備機器	異常時の記録、大学校への報告、各連絡会社への通報		○		○	随時
			軽微な修理、寮室の代替、大学校への報告		○		○	随時
			喫煙スペースの機器点検		○		○	毎日
			共同浴場の循環器操作		○		○	原則月曜～木曜(年末年始、祝祭日、特に指定した日を除く)
			照明等制御パネルの操作		○		○	随時
			冷暖房制御パネルの操作		○		○	随時
			機器等の不具合、警報・誤報等の対応及び対処		○		○	随時
		施設の円滑な利用促進	蛍光管等購入、廃棄処分	○		○		随時
			蛍光管等交換		○		○	随時
			研修員共用の図書管理		○		○	毎日
			トイレットペーパー等の消耗品購入	○		○		随時
			備品の貸出(アイロン等)		○		○	随時
			寮室消耗品の交換品受渡		○		○	随時
			集会室の利用手続		○		○	随時
			自転車の貸出		○		○	随時
			大雨時の廊下窓閉め		○		○	随時
			換気(窓の開閉、ブラインド昇降)		○		○	毎日
			停電、断水、点検作業入室等のお知らせ		○		○	随時
		隣接施設	図書館(図書室、OAルーム含む)の開錠・施錠		○		○	毎日
		防犯・警備	外来者の用務、氏名等の確認、記録、入校・入寮許可の制限		○		○	随時
			大学校正面入口の開錠		○		○	随時
			非常時の警備会社との連携、記録、大学校への報告		○		○	随時
			巡回点検(施錠確認、消灯確認、不審物の発見等)		○		○	毎日
			門限時の玄関等の完全施錠、門限以降帰寮者への開錠手続		○		○	毎日
			定刻による玄関等の開錠		○		○	毎日
			防犯・警備業務の大学校への報告		○		○	毎日
執務環境測定	執務環境測定		空気環境測定		○		○	
			飲料水水質検査		○		○	給湯水を含む
			ねずみ、こん虫等の防除		○		○	
			排水再利用水の水質検査		○		○	
			煤煙測定		○		○	
			照度の測定		○		○	
			監督官庁への対応	○	△	○	△	立会等に職員に同行

別紙3

国土交通大学校の施設環境に関するアンケート(案)

研修員の皆様へ

・　国土交通大学校における施設環境をより良いものにするための参考とさせて頂きますので、アンケートにご協力下さい。

　記載が出来ましたら、○○○に設置しているアンケートBOXへ投函してください。

①施設環境に関して、全体的な感想はいかがでしたか。

□満足　□どちらかといえば満足　□どちらともいえない　□どちらかといえば不満足　□不満足

(自由記載欄　　)

②施設内の清掃は行き届いていましたか。(宿泊棟個室部分を除く)

□満足　□どちらかといえば満足　□どちらともいえない　□どちらかといえば不満足　□不満足

(自由記載欄　　)

③供用施設の備品、消耗品等(灰皿、共同浴室のシャンプー類、トイレットペーパー等)は適切に整備されていましたか。

□満足　□どちらかといえば満足　□どちらともいえない　□どちらかといえば不満足　□不満足

(自由記載欄　　)

④管理人の対応はいかがでしたか。

□満足　□どちらかといえば満足　□どちらともいえない　□どちらかといえば不満足　□不満足

(自由記載欄　　)

⑤守衛(警備員)の対応はいかがでしたか。

□満足　□どちらかといえば満足　□どちらともいえない　□どちらかといえば不満足　□不満足

(自由記載欄　　)

●その他、お気付きの点やご意見がございましたら記載して下さい。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

別紙4

本校

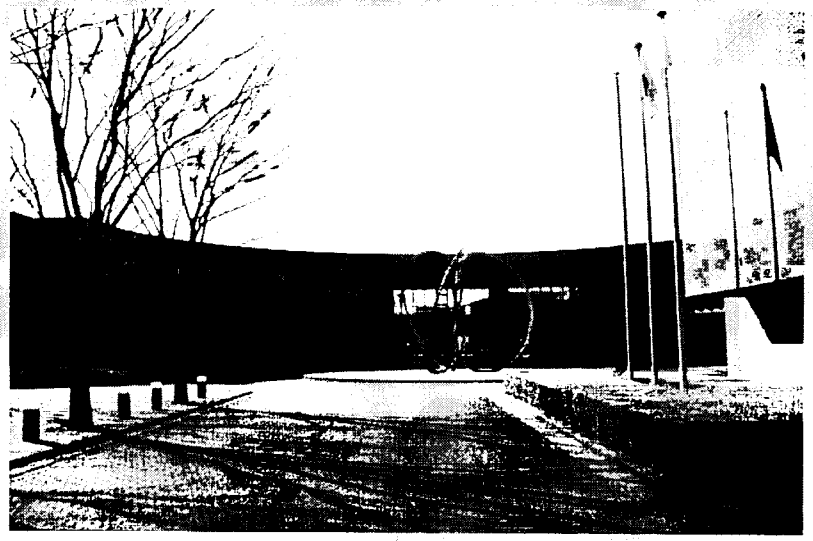

柏研修センター

国土交通省　国土交通大学校

College of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通大学校とは

国土交通大学校は、国土交通省の総合的な研修機関として、同省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体、独立行政法人などの職員を対象に、国土交通行政の各分野にわたる研修を、本校及び柏研修センター双方で連携し、体系的に実施しています。

研　修　の　特　長

○充実した講義内容

各分野にの第一線で活躍する有識者等の外部講師及び本省内部講師から直接講義を受けることで、高度な専門能力・企画能力・管理能力を養成できるとともに、各分野の制度設計、最新の事例・諸課題等の多様な情報・知見を修得できる。

○多様な研修技法の活用

座学のみでなく課題研究、班別討議、実習・演習等の多様な研修技法を積極的に活用することで、研修員自らが主体的に研修に参加することができ、より実践的な能力の養成等、多大な研修効果が期待できる。

○合宿制の採用

全国から集まる研修員による合宿形式を採用していることから、研修員相互の情報交換等、多面的な交流を図ることができ、国土交通行政を担当する職員の意識の共有化及び一体感を醸成することができる。

研　修　体　系

研修の目的・内容に応じて三つの課程に分類しています。

総合課程

管理能力、企画能力、
行政マネジメント能力等養成
↓
公務員としての総合的な識見・
行政能力の向上

専門課程

専門分野の知識・技術の付与

専門分野に係る行政能力の養成

特別課程

新たに発生した

行政課題への即応

◆◆◆研修の紹介◆◆◆

本　校 *Main Campus*

計画管理部 *Planning and Management Department*

新採用職員、中堅クラスの職員の事務能力向上、新任管理職に登用された職員の管理能力・判断力向上を図る階層別研修や、政策の企画・立案能力向上を図る政策研修、国土交通行政の専門分野に係る行政能力の養成を図る研修のほか、新たな行政課題に対応できる研修（単科速習研修等）に随時対応しています。

【主な研修】

●新採用、中堅、管理職等の階層別研修
●本省課長補佐等を対象とする政策研修
●事業執行、公共調達、建設業、用地、都市・地域政策、住宅・不動産、建築・営繕関係の研修
●単科速習研修（新会社法、企業会計、経営分等）

建　設　部 *Construction Department*

社会資本整備・管理に対する品質確保の要請がこれまで以上に強くなっている現在、担当職員の技術力の維持・向上が大きな課題となっています。そこで、国土交通省及び地方公共団体等の技術系職員に対し、その階層毎（本省等幹部職員、事務所管理職員、中堅職員等）に、各々必要となる能力の向上を企図した研修（社会資本整備・管理を巡る最新動向の把握、マネジメント能力の向上、専門技術・知識の修得等）を実施しています。

【主な研修】

● 社会資本整備・管理に関する総合的なマネジメント能力の向上を図る研修
● 公共工事の発注として必要となる技術・知識の修得を図る研修
● 専門分野（河川、道路、ダム、砂防、海岸、施行企画、電気通信等）の技術・知識の修得を図る研修
● 行政課題（災害対応、危機管理、地域づくり、ＰＩ等）に対応する能力の向上を図る研修

国土交通大学校のご案内

国土交通大学校　本校
JR 中央線　国分寺駅より
西武多摩湖線
一橋学園駅下車　徒歩7分

柏研修センター
JR 常磐線　柏駅西口東武バスイースト2番乗り場より
「柏の葉公園」行 又は「柏の葉公園経由国立がんセンター」行
バス 25 分「柏の葉公園住宅前」下車　徒歩 1 分

つくばエクスプレス　柏の葉キャンパス駅西口
東武バスイースト1番乗り場より
「柏の葉公園循環」行
バス10分「柏の葉公園住宅前」下車徒歩1分

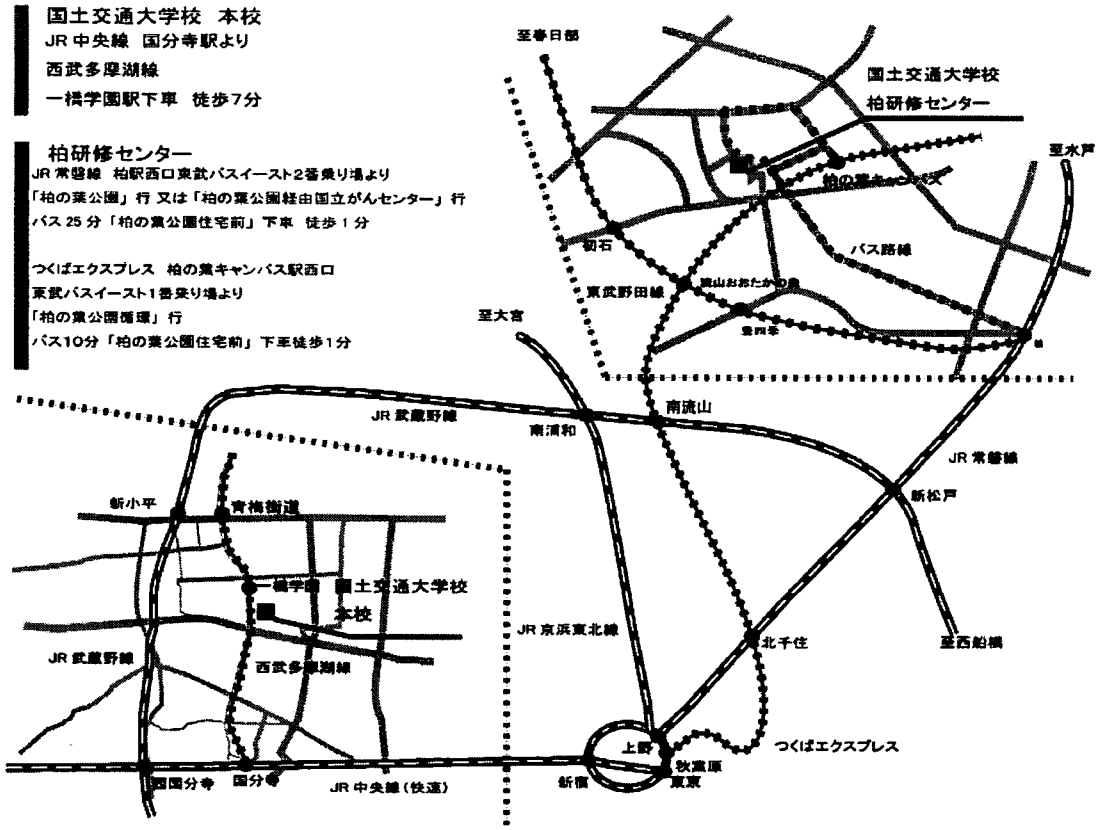

人が動く、
国土が躍動する。

国土交通大学校

●本校
〒187-8520 東京都小平市喜平町2−2−1　TEL (042)321-1541(代表)
FAX (042)326-3883

●柏研修センター
〒277-0882 千葉県柏市柏の葉3−11−1　TEL (04)7140-8777(代表)
FAX (04)7134-7999

国土交通省

http://www.col.mlit.go.jp
E-mail : info@col.mlit.go.jp

平成２３年４月現在

◆◆◆研修の紹介◆◆◆

測量部 *Surveying Department*

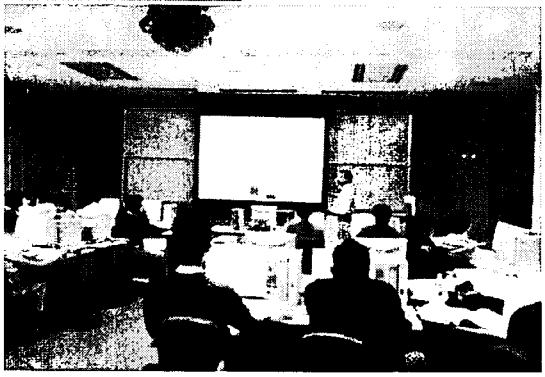

社会基盤整備関連業務の担当者を対象に、最新の測量技術に関する研修を実施するほか、GIS（地理情報システム）に関し、総合的な知識を習得する研修を実施しています。

また、基本測量を行う技術者の養成並びに測量行政に関する企画立案能力を向上させるための階層別研修も実施しています。

【主な研修】

- ●新採用技術職員、中堅係員、中堅係長、課長補佐、管理職員の階層別研修
- ●公共測量に関する研修
- ●国土調査成果の認証・検査に必要な技術を習得する研修
- ●GISによる地理空間情報の共有化と有効活用及び業務の効率化・省力化を図るための研修

柏研修センター *Kashiwa Training Center*

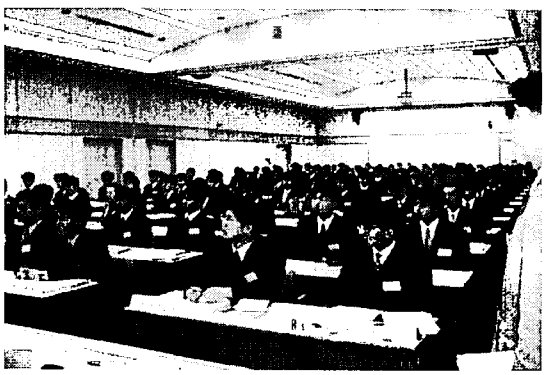

柏研修センターでは、新採用職員、係長、課長補佐、管理職等を対象とする階層別研修、政策の企画・立案能力向上を図るための政策研修、運輸安全、鉄道、自動車、海事、港湾、航空、物流、観光、企画事務等の専門分野に関する研修を実施するとともに、多様な政策の展開に資するため、緊急時の対応能力を高め、組織としての危機管理体制を強化するための危機管理・安全保障研修、ＩＴ化・電子政府の実現に向けた行政情報システム等に関する研修などを実施しています。

【主な研修】

- ●新採用職員、中堅係員、初任係長及び中堅係長等並びに本省及び地方支分部局等の管理職及び課長補佐級を対象とする階層別研修
- ●本省課長、室長及び企画官並びに地方ブロック部長級職員を対象とする政策研修（危機管理、安全保障、広報）
- ●運輸安全、鉄道、自動車、海事、港湾、航空、物流、観光、企画事務等の知識・技術の付与及び専門分野に係る行政能力を養成するための専門研修
- ●国民に開かれた行政の円滑な遂行に資するため、プレゼンテーション能力及び対外折衝の向上を目的とした研修（行政スキル基礎、コミュニケーション技術〔説明・交渉力〕）

施設概要

本　校

■校内案内図

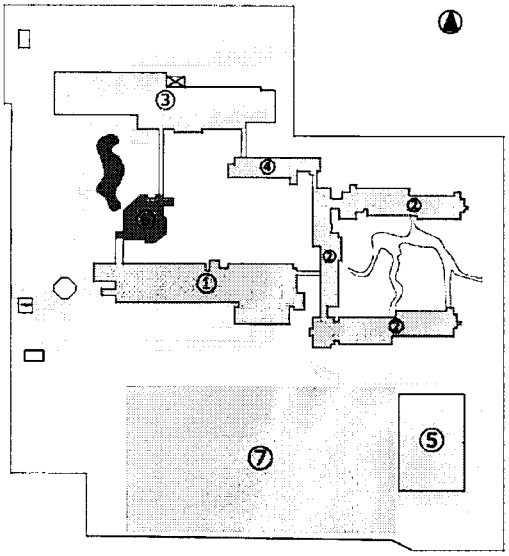

・敷地面積　61,920㎡
・建築面積　10,280㎡
・延床面積　30,180㎡

① 管理厚生棟
② 宿泊棟（研修員宿泊室３５０室）
③ 研修棟（一般教室１４室，ゼミ室３２室）
④ 図書館
⑤ 多目的研修棟
⑥ 大会議室（ホール）
⑦ 測量実習場

● 本校のあゆみ

昭和３２年４月　建設研修所が、建設省の附属機関として東京都北多摩郡小平町に設置

昭和４０年９月　建設大学校に発展的改組

平成１３年１月　国土交通大学校本校となる

柏研修センター

■校内案内図

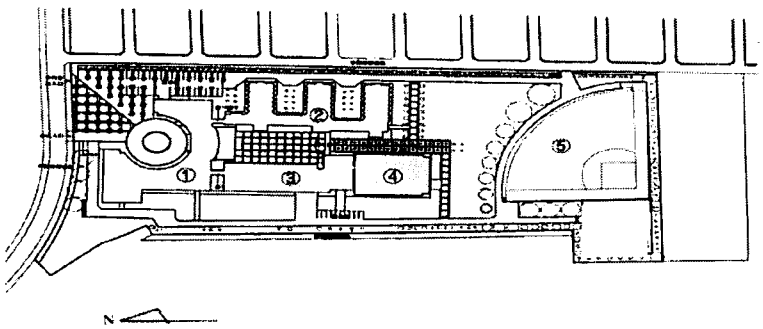

・敷地面積　37,828㎡
・建築面積　6,333㎡
・延床面積　12,907㎡

① 管理研修棟（一般教室６室，ゼミ室６室）
② 宿泊棟（研修員宿泊室１７０室）
③ 厚生棟
④ 講堂棟
⑤ グラウンド兼調整池

● 柏研修センターのあゆみ

昭和４５年５月　運輸研修所が、運輸省の附属機関として東京都豊島区目白に設置

昭和６３年７月　閣議決定により移転対象機関となる

平成　９年３月　千葉県柏市に移転

平成１３年１月　国土交通大学校柏研修センターとなる

別紙5

設備一覧表

①	自家用電気工作物
②	エレベーター
③	電気通信設備
④	空調等設備、衛生設備、発電設備
⑤	自動制御機器
⑥	自動扉
⑦	厨房排水処理設備
⑧	消防設備

①自家用電気工作物(別紙6－2関連)

発電機等規格

・設備容量　3，150KVA

・受電電圧　6，600V

・発電装置

	非常用	常用	
発電機定格容量	500KVA(ガスタービン) 50KVA(ディーゼル)	60KVA	350KVA
発電機定格電圧	6，600V(ガスタービン) 200V(ディーゼル)	200V	6600V
原動機の種類	ガスタービン ディーゼル	太陽電池	NaS電池

高圧

研修棟(受電設備)	宿泊棟(送り変電所)	管理厚生棟(送り変電所)
柱上高圧気中開閉器(PAS)	高圧ケーブル	高圧ケーブル
制御装置(DGR)	断路器(DS)	断路器(DS)
計器用変成器	真空遮断器(VCB)	真空遮断器(VCB)
高圧ケーブル	負荷開閉器(LBS)	真空開閉器(LBS)
断路器(DS)	パワーヒューズ(PF)	パワーヒューズ(PF)
真空遮断器(VCB)	単相変圧器	単相変圧器
負荷開閉器(LBS)	三相変圧器	三相変圧器
パワーヒューズ(PF)	地路継電器	スコット変圧器
直列リアクトル(SR)	(方向性有:DGR、方向性無:GR)	地路継電器
高圧進相コンデンサ(SC)	過電流継電器(OCR)	(方向性有:DGR、方向性無:GR)
単相変圧器	不足電圧継電器(UVR)	過電流継電器(OCR)
三相変圧器	変流器(CT)	不足電圧継電器(UVR)
スコット変圧器	変圧器(VT)	変流器(CT)
地路継電器	電圧計(切替器含む)	変圧器(VT)
(方向性有:DGR、方向性無:GR)	電流計(切替器含む)	電圧計(切替器含む)
過電流継電器(OCR)		電通計(切替器含む)
不足電圧継電器(UVR)		
地路過電圧継電器(OVGR)		
変流器(CT)		
変圧器(VT)		
電圧計(切替器含む)		
電通計(切替器含む)		
内燃力発電装置・発電機		
内燃力発電装置・原動機		
内燃力発電装置・始動装置＆保護装置		
屋外(受電設備)		
NaS電池・交直変換装置(PCS)		

低圧

研修棟(受電設備)	宿泊棟(送り変電所)	管理厚生棟(送り変電所)
太陽電池発電設備・インバータ	内燃力発電装置・発電機	太陽電池発電設備・インバータ
蓄電池装置	内燃力発電装置・原動機	蓄電池装置
低圧開閉器	内燃力発電装置・始動装置＆保護装置	低圧開閉器
低圧幹線(配線)	蓄電池装置	低圧幹線(配線)
電圧計(切替器含む)	低圧開閉器	電圧計(切替器含む)
電通計(切替器含む)	低圧幹線(配線)	電通計(切替器含む)
	電圧計(切替器含む)	
	電通計(切替器含む)	

②エレベーター（別紙６－３関連）

項目	管理厚生棟		研修棟	宿泊棟
台数（台）	2	1	2	2
用途	乗用	小荷物用	乗用	乗用
型式	油圧式	ロープ式	ロープ式	ロープ式
階数	3	2	4階　1台 5階　1台	5
電動機容量（KW）	22	2.2	7.5	7.5
積載量	900	300	900	900
定員	13	―	13	13
定格速度（m/min）	45	30	60	60
製造元	横浜エレベータ株式会社製	横浜エレベータ株式会社製	横浜エレベータ株式会社製	横浜エレベータ株式会社製

③電気通信設備（別紙６－４関連）

機器名	数量	規格	備考
多重無線通信装置	2台	6.5GHz帯4PSK 6.3Mbps×3	国電通仕第30号 空中線装置含む
デハイドレータ	1台	壁掛け型3方路	
端局装置	1架	中容量（96CH）型	
専用通信網監視制御	1台	被監視制御装置	国電通仕第40号
直流電源装置	1台	KSR-48-20N	国電通仕第25号
自動電話交換装置	1台	電子交換機	
鉄塔	1基	36m未満	小平局
空調設備	一式		

④空調設備、衛生設備、発電設備（別紙６－５関連）

「宿泊棟」空調設備

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
1	ユニット型空調機	形　式	ﾀｰﾐﾅﾙ形ｴｱﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ	10
		冷却能力	15,100Kcal/h　冷水量　61 Lit/min	
		加熱能力	12,900Kcal/h　温水量　61 Lit/min	
		送風機	1,890m^3/h × 15mmH2O（機外）	
		（動力）	3φ　200V　0.75KW	
		外　気	250m^3/h	
		コイル入口空気温度	19.6℃ WB　26.9℃ DB	
		コイル出口空気温度	12.0℃ WB　11.2℃ DB	
		加湿器	4.8 Kg/h（気化式）	
		フィルター	中性能ﾌｨﾙﾀｰ（NBS 65%以上）	
			ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　（AFI 70%以上）	
		防振装置	送風機ゴム防振	
2	ユニット型空調機	形　式	ﾀｰﾐﾅﾙ形ｴｱﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ	1
		冷却能力	10,000Kcal/h　冷水量　41 Lit/min	
		加熱能力	10,000Kcal/h　温水量　41 Lit/min	
		送風機	5,000m^3/h × 20mmH2O（機外）	
		（動力）	3φ　200V　1.5KW	
		外　気	750m^3/h	
		コイル入口空気温度	20.0℃ WB　26.2℃ DB	
		コイル出口空気温度	15.6℃ WB　15.8℃ DB	
		加湿器	4.3 Kg/h（気化式）	
		フィルター	パネル型ﾌｨﾙﾀｰ（再生式）（AFI 70%以上）	
		防振装置	送風機ゴム防振	
3	ユニット型空調機	形　式	ﾀｰﾐﾅﾙ形ｴｱﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ（全熱交換器内臓）	1
		冷却能力	13,200Kcal/h　冷水量　44 Lit/min	
		加熱能力	13,900Kcal/h　温水量　46 Lit/min	
		送風機	2,200m^3/h × 20mmH2O（機外）	
		（動力）	3φ　200V　1.5KW	
		還風機	2,200m^3/h × 20mmH2O（機外）	
		（動力）	3φ　200V　1.5KW	
		コイル入口空気温度	20.2℃ WB　27.0℃ DB	
		コイル出口空気温度	9.0℃ WB　11.3℃ DB	
		加湿器	5.3 Kg/h（気化式）	
		フィルター	中性能ﾌｨﾙﾀｰ（NBS 65%以上）	
			ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　（AFI 70%以上）	
		防振装置	送風機ゴム防振	
4	ユニット型空調機	系　統	宿泊施設系統	2
		形　式	ﾀｰﾐﾅﾙ形ｴｱﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ（全熱交換器付）	
		冷却能力	18,300Kcal/h　冷水量　61 Lit/min	
		加熱能力	10,200Kcal/h　温水量　34 Lit/min	
		送風機	3,080m^3/h × 30mmH2O（機外）	
		（動力）	3φ　200V　2.2KW	
		還風機	3,080m^3/h × 30mmH2O（機外）	
		（動力）	3φ　200V　1.5KW	
		コイル入口空気温度	22.8℃ WB　28.3℃ DB	
		コイル出口空気温度	16.6℃ WB　17.9℃ DB	
		加湿器	5.9 Kg/h（気化式）	
		フィルター	中性能ﾌｨﾙﾀｰ（NBS 65%以上）	
			ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　（AFI 82%以上）	
		防振装置	送風機ゴム防振	
5	ユニット型空調機	系　統	宿泊施設系統	1
		形　式	ﾀｰﾐﾅﾙ形ｴｱﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ（全熱交換器付）	
		冷却能力	33,000Kcal/h　冷水量　110 Lit/min	
		加熱能力	25,000Kcal/h　温水量　84 Lit/min	
		送風機	4,500m^3/h × 30mmH2O（機外）	
		（動力）	3φ　200V　2.2KW	
		還風機	2,750m^3/h × 30mmH2O（機外）	
		（動力）	3φ　200V　0.75KW	
		コイル入口空気温度	24.3℃ WB　29.5℃ DB	
		コイル出口空気温度	16.9℃ WB　17.8℃ DB	
		加湿器	14.6 Kg/h（気化式）	
		フィルター	中性能ﾌｨﾙﾀｰ（NBS 65%以上）	
			ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　（AFI 82%以上）	
		防振装置	送風機ゴム防振	

番号	機器名称（記号）	機　器　仕　様	台数
6	ユニット型空調機	系　　統　宿泊施設系統 形　　式　ﾀｰﾐﾅﾙ形ｴｱﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ（全熱交換器付） 冷却能力　36,400Kcal/h　冷水量　121 Lit/min 加熱能力　25,300Kcal/h　温水量　84 Lit/min 送風機　4,880m³/h × 30mmH20（機外） （動力）　3φ　200V　5.5KW 還風機　3,130m³/h × 30mmH20（機外） （動力）　3φ　200V　3.7KW コイル入口空気温度　24.1℃ WB　29.5℃ DB コイル出口空気温度　16.5℃ WB　17.4℃ DB 加湿器　15.3 Kg/h（気化式） フィルター　中性能ﾌｨﾙﾀｰ（NBS 65%以上） ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　（AFI 82%以上） 防振装置　送風機ゴム防振	1
7	ユニット型空調機	系　　統　宿泊施設系統 形　　式　ﾀｰﾐﾅﾙ形ｴｱﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ（全熱交換器付） 冷却能力　21,400Kcal/h　冷水量　71 Lit/min 加熱能力　12,700Kcal/h　温水量　42 Lit/min 送風機　3,850m³/h × 30mmH20（機外） （動力）　3φ　200V　2.2KW 還風機　3,850m³/h × 30mmH20（機外） （動力）　3φ　200V　1.5KW コイル入口空気温度　22.8℃ WB　28.0℃ DB コイル出口空気温度　17.0℃ WB　18.3℃ DB 加湿器　7.4 Kg/h（気化式） フィルター　中性能ﾌｨﾙﾀｰ（NBS 65%以上） ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　（AFI 82%以上） 防振装置　送風機ゴム防振	2
8	ユニット型空調機	系　　統　宿泊施設系統 形　　式　ﾀｰﾐﾅﾙ形ｴｱﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ（全熱交換器付） 冷却能力　38,500Kcal/h　冷水量　128 Lit/min 加熱能力　31,300Kcal/h　温水量　104 Lit/min 送風機　5,270m³/h × 30mmH20（機外） （動力）　3φ　200V　3.7KW 還風機　3,520m³/h × 30mmH20（機外） （動力）　3φ　200V　1.5KW コイル入口空気温度　24.0℃ WB　29.5℃ DB コイル出口空気温度　16.6℃ WB　17.5℃ DB 加湿器　18.4 Kg/h（気化式） フィルター　中性能ﾌｨﾙﾀｰ（NBS 65%以上） ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　（AFI 82%以上） 防振装置　送風機ゴム防振	1
9	ユニット型空調機	系　　統　宿泊施設系統 形　　式　ﾀｰﾐﾅﾙ形ｴｱﾊﾝﾄﾞﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ（全熱交換器付） 冷却能力　41,400Kcal/h　冷水量　138 Lit/min 加熱能力　27,800Kcal/h　温水量　93 Lit/min 送風機　5,650m³/h × 30mmH20（機外） （動力）　3φ　200V　5.5KW 還風機　3,900m³/h × 30mmH20（機外） （動力）　3φ　200V　3.7KW コイル入口空気温度　24.0℃ WB　29.4℃ DB コイル出口空気温度　16.5℃ WB　17.4℃ DB 加湿器　15.6 Kg/h（気化式） フィルター　中性能ﾌｨﾙﾀｰ（NBS 65%以上） ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　（AFI 82%以上） 防振装置　送風機ゴム防振	1
10	ファンコイルユニット	形　　式　天吊インペイダクト型（ＦＣＵ－３型） 吐出風量　435m³/h 冷房能力　顕熱量　1,700 Kcal/h 全熱量　1,920 Kcal/h 暖房能力　4,350 Kcal/h 水　　量　8 L/min 定流量弁×１、ボール弁×２、電動２方弁×１　（電源ＯＦＦ時弁は閉とする。（スプリング式））ＯＡ接続用フランジ１００φ付。	80

番号	機器名称（記号）	機　器　仕　様		台数
11	ファンコイルユニット	形　　式	天吊インペイダクト型（ＦＣＵ－２型）	270
		形　　式	天吊インペイダクト型（ＦＣＵ－３型）	
		吐出風量	295m^3/h	
		冷房能力	顕熱量　1,120 Kcal/h	
			全熱量　1,280 Kcal/h	
		暖房能力	2,240 Kcal/h	
		水　　量	4 L/min	
			定流量弁×１、ボール弁×２、電動２方弁×１　（電源ＯＦＦ時弁は閉とする。（スプリング式））ＯＡ接続用フランジ１００φ付。	
12	ファンコイルユニット	形　　式	天吊インペイダクト型（ＦＣＵ－4型）	2
		吐出風量	570m^3/h	
		冷房能力	顕熱量　2,160 Kcal/h	
			全熱量　2,710 Kcal/h	
		暖房能力	4,350 Kcal/h	
		水　　量	8 L/min	
			定流量弁×１、ボール弁×２、電動２方弁×１　（電源ＯＦＦ時弁は閉とする。（スプリング式））	
13	ファンコイルユニット	系　　統	１～５階談話室系統	10
		吐出風量	855m^3/h	
		冷房能力	顕熱量　3,060 Kcal/h	
			全熱量　3,860 Kcal/h	
		暖房能力	6,120 Kcal/h	
		水　　量	12 L/min	
14	空冷ヒートポンプ　室外機	系　　統	１階事務室、管理室系統	1
		冷房能力	11.8KW	
		暖房能力	13.5KW	
		圧縮機動力	３φ　200V　3.5KW	
		送風機動力	３φ　200V　0.16KW	
15	空冷ヒートポンプ　室内機	系　　統	事務室系統、天井カセット（２方向吹出）	2
		冷房能力	4.5KW	
		暖房能力	5.0KW	
		動　　力	１φ　200V　0.02KW	
16	空冷ヒートポンプ　室内機	系　　統	管理室系統、天井カセット（２方向吹出）	1
		冷房能力	2.8KW	
		暖房能力	3.2KW	
		動　　力	１φ　200V　0.015KW	
17	空冷ヒートポンプ　室外機	系　　統	身障者宿泊室系統	1
		冷房能力	7.1KW	
		暖房能力	8.0KW	
		圧縮機動力	３φ　200V　2.2KW	
		送風機動力	３φ　200V　0.07KW	
18	空冷ヒートポンプ　室内機	系　　統	天井カセット（２方向吹出）	1
		冷房能力		
		暖房能力		
		動　　力	１φ　200V　0.02KW	
19	空冷ヒートポンプ　室内機	系　　統	天井カセット（２方向吹出）	1
		冷房能力		
		暖房能力		
		動　　力	１φ　200V　0.02KW	
20	空冷ヒートポンプ　室外機	系　　統	２階特別宿泊室系統	1
		冷房能力	13.2KW	
		暖房能力	15.1KW	
		圧縮機動力	３φ　200V　3.5KW	
		送風機動力	３φ　200V　0.16KW	
21	空冷ヒートポンプ　室内機	系　　統	天井埋込ダクト形	5
		冷房能力	2.2KW	
		暖房能力	2.5KW	
		動　　力	１φ　200V　0.05KW	
22	空冷ヒートポンプ　室内機	系　　統	天井カセット（２方向吹出）	1
		冷房能力	2.2KW	
		暖房能力	2.5KW	
		動　　力	１φ　200V　0.01KW	

番号	機器名称（記号）	機器仕様	台数
23	空冷ヒートポンプ　室外機	系　統　１階エントランス系統 型　式　天井埋込ダクト形 冷房能力　12.5KW 暖房能力　14.0KW 圧縮機動力　３φ　200V　3.75KW 送風機動力（内）　３φ　200V　0.35KW （外）　３φ　200V　0.16KW	1(内) 1(外)
24	空冷ヒートポンプ　室内機	系　統　Ｂ棟ＯＡルーム 型　式　壁掛け 冷房能力　2.2kw 暖房能力　3.4KW 圧縮機動力　１φ　100V　0.75KW 送風機動力　１φ　100V　0.061KW	1(内) 1(外)
25	送風機	系　統　地下１階機械室系統 型　式　送風機（遠心式） 天吊型　3,300m³/h ×20mmH2O　# 2 動　力　3φ　200V　0.75KW	1
26	送風機	系　統　電気室系統 型　式　送風機（遠心式） 天吊型　5,600m³/h ×20mmH2O　# 3 動　力　3φ　200V　0.75KW	1
27	送風機	系　統　１、２階宿泊室系統 型　式　消音ボックス付送風機（遠心式） 床置型　690m³/h ×20mmH2O　# 3 防震架台 動　力　3φ　200V　0.4KW	1
28	送風機	系　統　２階浴室系統 型　式　消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　650m³/h ×20mmH2O 動　力　1φ　100V　0.24KW	2
29	送風機	系　統　２階浴室機械室系統 型　式　消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　200m³/h ×15mmH2O 動　力　1φ　100V　0.04KW	2
30	送風機	系　統　１階管理人室系統 型　式　消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　1,030m³/h ×20mmH2O 動　力　1φ　100V　0.32KW	1
31	送風機	系　統　各階談話室系統 型　式　送風機（遠心式） 天吊型　1,250m³/h ×20mmH2O #1 1/4 動　力　3φ　200V　0.4KW	2
32	送風機	系　統　各階談話室、和室系統 型　式　消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　1,250m³/h ×20mmH2O#1 1/4 動　力　3φ　200V　0.4KW	2
33	排風機	系　統　地下トレンチ系統 型　式　送風機（遠心式） 天吊型　2,500m³/h ×15mmH2O#1 3/4 動　力　3φ　200V　0.75KW	1
34	排風機	系　統　地下トレンチ系統 型　式　送風機（遠心式） 天吊型　1,800m³/h ×15mmH2O#1 1/2 動　力　3φ　200V　0.4KW	1
35	排風機	系　統　地下１階機械室系統 型　式　送風機（遠心式） 天吊型　3,300m³/h ×20mmH2O　# 2 動　力　3φ　200V　0.75KW	1
36	排風機	系　統　地下１階電気室系統 型　式　送風機（遠心式） 天吊型　5,600m³/h ×20mmH2O　# 3 動　力　3φ　200V　0.75KW	1

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
37	排風機	系　統 型　式 動　力	洗濯系統 送風機（遠心式） 天吊型　200m³/h ×15mmH20 1φ　100V　0.04KW	10
38	排風機	系　統 型　式 動　力	1～5階湯沸系統 消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　250m³/h ×15mmH20 1φ　100V　0.04KW	10
39	排風機	系　統 型　式 動　力	1～5階談話室、和室系統 消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　250m³/h ×15mmH20 1φ　100V　0.04KW	10
40	排風機	系　統 型　式 動　力	タバコ排気系統 消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　250m³/h × 8mmH20 1φ　100V　0.04KW	10
41	排風機	系　統 型　式 動　力	1階管理人室系統 消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　720m³/h ×15mmH20 1φ　100V　0.24KW	1
42	排風機	系　統 型　式 動　力	1階便所系統 送風機（遠心式） 床置型　460m³/h ×20mmH20 #1 1/4 3φ　200V　0.2KW　防振架台	1
43	排風機	系　統 型　式 動　力	2階洗濯室系統 消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　470m³/h ×15mmH20 1φ　100V　0.24KW	1
44	排風機	系　統 型　式 動　力	2階浴室系統 消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　650m³/h ×20mmH20 1φ　100V　0.24KW	1
45	排風機	系　統 型　式 動　力	2階浴室機械室系統 消音ボックス付送風機（遠心式） 天吊型　200m³/h ×15mmH20 1φ　100V　0.04KW	1
46	排風機	系　統 型　式 動　力	1、2階宿泊室系統 送風機（遠心式） 床置型　780m³/h ×20mmH20 #1 1/4 3φ　200V　0.2KW	1
47	排風機	系　統 型　式 動　力	R階EV機械室系統 送風機（斜流型） 天吊型　870m³/h ×20mmH20 1φ　100V　0.28KW	1
48	排風機	系　統 型　式 動　力	R階EV機械室系統 送風機（斜流型） 天吊型　870m³/h ×15mmH20 1φ　100V　0.09KW	1

「宿泊棟」衛生設備

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
1	貯湯槽	型　式	横形（水→水熱交換器付）	2
		材　質	ステンレスクラッド鋼板製　8mm	
		貯湯量	5,000ﾘｯﾄﾙ	
		加熱能力	257,000 Kcal/h	
		温水入口温度	70 ℃　出口温度 80 ℃	
		温水量	430 Lit/min	
		最高使用圧力	5 kgf/㎠	
		寸　法	1,400φ × 3,000 L	
		架　台	500 H　耐震 1.0 G THW-50形	
2	膨張タンク	型　式	密閉式膨張タンク（床置形）	4
		容　量	1.4m³	
		寸　法	914φ × 2,386 H	
		最高使用圧力	5 kgf/㎠	
		有効膨張量	1.12m³	
3	給湯用循環二次ポンプ	系　統	寮棟（北）系統	1
		型　式	ラインポンプ（ステンレス製）	
		能　力	32φ × 30 Lit/min × 20 mH2O	
		動　力	3φ 200V 0.75KW （2極）	
4	給湯用循環二次ポンプ	系　統	寮棟（南）系統	1
		型　式	ラインポンプ（ステンレス製）	
		能　力	32φ × 45 Lit/min × 20 mH2O	
		動　力	3φ 200V 0.75KW （2極）	
5	雨水排水ポンプ	型　式	雑排水用水中ポンプ（自動交互並列運転）	2 × 2ｾｯﾄ
		能　力	50φ × 200 Lit/min × 7 mH2O	
		動　力	3φ 200V 0.75KW （4極）	
6	湧水排水ポンプ	型　式	雑排水用水中ポンプ（自動交互並列運転）	2 × 20ｾｯﾄ
		能　力	50φ × 200 Lit/min × 7 mH2O	
		動　力	3φ 200V 0.75KW （4極）	
7	電気温水器	型　式	貯湯式床置型小型電気温水器	11
		貯湯量	30ﾘｯﾄﾙ	
		動　力	1φ 100V 2.0KW	
		付属品	週間タイマー	
8	電気温水器	型　式	貯湯式床置型小型電気温水器	1
		貯湯量	20ﾘｯﾄﾙ	
		動　力	1φ 100V 2.0KW	
		付属品	週間タイマー	
9	冷水器	型　式	ｽﾀﾝﾄﾞ型ウォータークーラー（ﾌﾟﾚｯｼｬｰ形）	11
		能　力	21 Lit/h	
		動　力	1φ 100V 0.35KW	
		容　量	8ﾘｯﾄﾙ	
10	ろ過器	型　式	砂ろ過ユニット	1
		ろ過面積	0.096 ㎡ Lit/min	
		処理量	6 m³/h	
		ろ過ポンプ	100 Lit/min × 19 mH2O	
		動　力	3φ 200V 0.75KW	
		熱交換器	20,000 Kcal/h	
		集毛器	制御盤付（ｳｨｰｸﾘｰﾀｲﾏｰ、温度制御回路	
			水位制御回路、警報回路）	
		吸込口、吐出口付属品一式共		
11	雨水槽	貯水容量	9㎥	1
			7㎥	1

「研修棟」 空調設備

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
1	吸収式冷温水発生機	形　式	直焚き二重効用吸収式冷温水発生機	1
		冷凍能力	907,200Kcal/h　冷水量 3,030 Lit/min	
		加熱能力	740,000Kcal/h　温水量 3,030 Lit/min	
		冷却水量	5,100 Lit/min	
		損失水頭	冷温水 5.5 mH2O　冷却水 12.1 mH2O	
		電気容量	3φ 200V 9.7KW	
		燃　料	都市ｶﾞｽ (13A)	
		燃料消費量	冷凍 88 Nm^3/h	
			加熱 88 Nm^3/h	
		燃料制御方式	比例	
2	吸収式冷温水発生機	形　式	直焚き二重効用吸収式冷温水発生機	1
		冷凍能力	453,600Kcal/h　冷水量 1,510 Lit/min	
		加熱能力	444,000Kcal/h　温水量 1,510 Lit/min	
		冷却水量	2,500 Lit/min	
		損失水頭	冷温水 8 mH2O　冷却水 6.5 mH2O	
		電気容量	3φ 200V 9.1KW	
		燃　料	都市ｶﾞｽ (13A)	
		燃料消費量	冷凍 40.9 Nm^3/h	
			加熱 40.9 Nm^3/h	
		燃料制御方式	比例	
3	冷却塔	型　式	二重効用吸収式用角型直交流タイプ	1
		冷凍能力	1,669,200 Kcal/h	
		電動機	3φ 200V 5.5KW（2極）	
		冷却水量	5,100 Kcal/h	
		外気湿球温度	26.4℃　騒音値 66.5 Db (A)	
4	冷却塔	型　式	二重効用吸収式用角型直交流タイプ	1
		冷凍能力	841,000 Kcal/h	
		電動機	3φ 200V 5.5KW（1極）	
		冷却水量	2,550 Kcal/h	
		外気湿球温度	26.4℃　騒音値 61.4 Db (A)	
5	ヒートポンプユニット	冷凍能力	261,000 Kcal/h	2
		加熱能力	266,000 Kcal/h	
		冷水量	800 Lit/min (12℃～7℃)	
		温水量	800 Lit/min (出口55℃)	
		損失水頭	2.0 mH2O	
		電源容量	圧縮機 3φ 400V 37.5×2KW	
			送風機 3φ 400V 0.9×8KW	
6	チリングユニット	冷凍能力	156,000 Kcal/h	1
		冷水量	440 Lit/min (12℃～7℃)	
		損失水頭	1.6 mH2O	
		電源容量	圧縮機 3φ 400V 45×1KW	
			送風機 3φ 400V 0.9×5KW	
7	膨張タンク	形　式	密閉形隔膜式（冷温水系統）	2
		材　質	鋼板製	
		全容量	1,000L	
		最大吸収量	800L	
		最高使用圧力	8.0 kgf/cm^2	
		封入圧力	3.9 kgf/cm^2	
		外形寸法	910φ×1,786H	
8	膨張タンク	形　式	密閉形隔膜式（冷水系統）	1
		材　質	鋼板製	
		全容量	67L	
		最大吸収量	33L	
		最高使用圧力	6.0 kgf/cm^2	
		封入圧力	2.5 kgf/cm^2	
		外形寸法	400φ×636H	
9	冷却水処理装置	形　式	自動式薬品注入装置（防錆剤及び殺藻剤）	2
		タンク容量	100L×2台	
		ポンプ能力	30cc/min ×15kgf/cm^2×2台	
		動　力	1φ 100V 0.3KVA	

番号	機器名称（記号）	機器仕様	台数
10	ユニット型空調機	形　式　水平型　床置 冷却能力　46,500Kcal/h　冷水量　155 Lit/min 加熱能力　42,000Kcal/h　温水量　155 Lit/min 送風機　4,500m³/h　(動力) 3φ200V 3.7KW 外　気　3,000m³/h 加湿器　19.4 Kg/h (気化式)	1
11	ユニット型空調機	形　式　水平型　床置 冷却能力　44,100Kcal/h　冷水量　147 Lit/min 加熱能力　32,500Kcal/h　温水量　147 Lit/min 送風機　9,200m³/h　(動力) 3φ200V 5.5KW 外　気　1,440m³/h 加湿器　11.0 Kg/h (気化式)	1
12	システム型空調機	形　式　システム型還風機　床置 冷却能力　54,400Kcal/h　冷水量　182 Lit/min 加熱能力　46,300Kcal/h　温水量　182 Lit/min 送風機　12,900m³/h　(動力) 3φ200V 11.0KW 還風機　12,900m³/h　(動力) 3φ200V 7.5KW 外　気　4,530m³/h 加湿器　24.8 Kg/h (気化式) フィルター　ﾒｲﾝﾌｨﾙﾀｰ　折込み型 (NBS 93%以上) ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　パネル型 (AFI 72%以上)	1
13	システム型空調機	形　式　システム型還風機　床置 冷却能力　33,000Kcal/h　冷水量　110 Lit/min 加熱能力　22,100Kcal/h　温水量　110 Lit/min 送風機　4,900m³/h　(動力) 3φ200V 3.7KW 還風機　12,900m³/h　(動力) 3φ200V 3.7KW 外　気　3,100m³/h 加湿器　13.5 Kg/h (気化式) フィルター　ﾒｲﾝﾌｨﾙﾀｰ　折込み型 (NBS 93%以上) ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　パネル型 (AFI 72%以上)	1
14	システム型空調機	形　式　システム型還風機　床置 冷却能力　27,700Kcal/h　冷水量　93 Lit/min 加熱能力　18,900Kcal/h　温水量　93 Lit/min 送風機　4,200m³/h　(動力) 3φ200V 3.7KW 外　気　2,500m³/h 加湿器　10.1 Kg/h (気化式) フィルター　ﾒｲﾝﾌｨﾙﾀｰ　折込み型 (NBS 93%以上) ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　パネル型 (AFI 72%以上)	1
15	ユニット型空調機	形　式　水平型　床置 冷却能力　43,100Kcal/h　冷水量　144 Lit/min 加熱能力　41,500Kcal/h　温水量　144 Lit/min 送風機　6,100m³/h　(動力) 3φ200V 3.7KW 外　気　2,250m³/h 加湿器　13.2 Kg/h (気化式) フィルター　ﾒｲﾝﾌｨﾙﾀｰ　折込み型 (NBS 93%以上) ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　パネル型 (AFI 72%以上)	1
16	ユニット型空調機	形　式　水平型　床置 冷却能力　26,100Kcal/h　冷水量　87 Lit/min 加熱能力　23,000Kcal/h　温水量　87 Lit/min 送風機　4,050m³/h　(動力) 3φ200V 3.7KW 外　気　1,170m³/h 加湿器　8.3 Kg/h (気化式) フィルター　ﾒｲﾝﾌｨﾙﾀｰ　折込み型 (NBS 93%以上) ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　パネル型 (AFI 72%以上)	1
17	ユニット型空調機	形　式　水平型　床置 冷却能力　40,700Kcal/h　冷水量　136 Lit/min 加熱能力　33,200Kcal/h　温水量　136 Lit/min 送風機　8,500m³/h　(動力) 3φ200V 3.7KW 外　気　1,000m³/h 加湿器　9.2 Kg/h (気化式) フィルター　ﾒｲﾝﾌｨﾙﾀｰ　折込み型 (NBS 93%以上) ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　パネル型 (AFI 72%以上)	1

番号	機器名称（記号）	機器仕様			台数
18	ユニット型空調機	形　式	水平型　床置		1
		冷却能力	30,500Kcal/h	冷水量　122 Lit/min	
		加熱能力	36,600Kcal/h	温水量　122 Lit/min	
		送風機	3,500m³/h	（動力）3φ200V 2.2KW	
		外　気	3,500m³/h		
		加湿器	21.8 Kg/h（気化式）		
		フィルター	ﾒｲﾝﾌｨﾙﾀｰ　折込み型（NBS 93%以上）		
			ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　パネル型（AFI 72%以上）		
19	ユニット型空調機	形　式	水平型　床置		1
		冷却能力	31,300Kcal/h	冷水量　126 Lit/min	
		加熱能力	37,700Kcal/h	温水量　126 Lit/min	
		送風機	3,600m³/h	（動力）3φ200V 2.2KW	
		外　気	3,600m³/h		
		加湿器	22.5 Kg/h（気化式）		
		フィルター	ﾒｲﾝﾌｨﾙﾀｰ　折込み型（NBS 93%以上）		
			ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　パネル型（AFI 72%以上）		
20	ユニット型空調機	形　式	水平型　床置		1
		冷却能力	144,000Kcal/h	冷水量　578 Lit/min	
		加熱能力	173,200Kcal/h	温水量　578 Lit/min	
		送風機	16,560m³/h	（動力）3φ200V 11.0KW	
		外　気	16,560m³/h		
		加湿器	103.3 Kg/h（気化式）		
		フィルター	ﾒｲﾝﾌｨﾙﾀｰ　折込み型（NBS 93%以上）		
			ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　パネル型（AFI 72%以上）		
21	ユニット型空調機	形　式	水平型　床置		1
		冷却能力	78,300Kcal/h	冷水量　314 Lit/min	
		加熱能力	94,200Kcal/h	温水量　314 Lit/min	
		送風機	9,000m³/h	（動力）3φ200V 5.5KW	
		外　気	9,000m³/h		
		加湿器	56.2 Kg/h（気化式）		
		フィルター	ﾒｲﾝﾌｨﾙﾀｰ　折込み型（NBS 93%以上）		
			ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　パネル型（AFI 72%以上）		
22	冷温水ポンプ（1次）	型　式	渦巻ポンプ		1
		能　力	150φ×3,030 Lit/min×11m（4極）		
		動　力	3φ　200V　11KW		
23	冷温水ポンプ（1次）	型　式	渦巻ポンプ		1
		能　力	80φ×800 Lit/min×22m（4極）		
		動　力	3φ　200V　5.5KW		
24	冷温水ポンプ（1次）	型　式	渦巻ポンプ		1
		能　力	80φ×800 Lit/min×22m（4極）		
		動　力	3φ　200V　5.5KW		
25	冷温水ポンプ（2次）	型　式	渦巻ポンプ		1
		能　力	125φ×2,300 Lit/min×28m（4極）		
		動　力	3φ　200V　18.5KW		
26	冷温水ポンプ（2次）	型　式	渦巻ポンプ		1
		能　力	125φ×2,300 Lit/min×28m（4極）		
		動　力	3φ　200V　18.5KW		
27	冷温水ポンプ（2次）	型　式	渦巻ポンプ		1
		能　力	125φ×1,510 Lit/min×16m（4極）		
		動　力	3φ　200V　7.5KW		
28	冷温水ポンプ（2次）	型　式	渦巻ポンプ		1
		能　力	125φ×1,470 Lit/min×55m（4極）		
		動　力	3φ　200V　30KW	※逆変換装置有	
29	冷温水ポンプ（2次）	型　式	渦巻ポンプ		1
		能　力	125φ×1,470 Lit/min×55m（4極）		
		動　力	3φ　200V　30KW	※逆変換装置有	
30	冷却水ポンプ	型　式	渦巻ポンプ		1
		能　力	200φ×5,100 Lit/min×26m（4極）		
		動　力	3φ　200V　45KW		
31	冷却水ポンプ	型　式	渦巻ポンプ		1
		能　力	150φ×2,250 Lit/min×18m（4極）		
		動　力	3φ　200V　15KW		
32	冷水ポンプ	型　式	渦巻ポンプ（屋外仕様）		1
		能　力	80φ×　440 Lit/min×22m（4極）		
		動　力	3φ　200V　5.5KW		

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
33	給水ポンプユニット （補給水、加湿給水兼用）	型　式 能　力 動　力	受水槽一体型給水ﾕﾆｯﾄ（多段渦巻ﾎﾟﾝﾌﾟ） 40φ×100 Lit/min×41m 3φ　200V　2.2KW	1
34	パッケージ形空気調和機 室外機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	空気熱源ヒートポンプ（マルチ形） 7,100Kcal/h（8.0 KW） 8,400Kcal/h（9.0 KW） （動力）　3φ　200V　2.6KW （動力）　3φ　200V　0.04×2KW	1
35	パッケージ形空気調和機 室内機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	カセット型（２方向吹出） 5,000Kcal/h（5.6 KW） 5,600Kcal/h（6.3 KW） 780 m^3/h （動力）　1φ　200V　0.085KW	1
36	パッケージ形空気調和機 室内機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	カセット型（２方向吹出） 2,000Kcal/h（2.2 KW） 2,240Kcal/h（2.5 KW） 390 m^3/h （動力）　1φ　200V　0.035KW	1
37	パッケージ形空気調和機 室外機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	空気熱源ヒートポンプ（マルチ形） 20,000Kcal/h（22.4 KW） 22,400Kcal/h（25.0 KW） （動力）　3φ　200V　5.5KW （動力）　3φ　200V　0.35KW	1
38	パッケージ形空気調和機 室内機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	カセット型（２方向吹出） 3,150Kcal/h（3.6 KW） 3,550Kcal/h（4.0 KW） 510 m^3/h （動力）　1φ　200V　0.035KW	4
39	パッケージ形空気調和機 室外機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	空気熱源ヒートポンプ（マルチ形） 25,000Kcal/h（28.4 KW） 28,000Kcal/h（31.5 KW） （動力）　3φ　200V　7.5KW （動力）　3φ　200V　0.35KW	1
40	パッケージ形空気調和機 室内機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	カセット型（２方向吹出） 5,000Kcal/h（5.6 KW） 5,600Kcal/h（6.3 KW） 780 m^3/h （動力）　1φ　200V　0.085KW	3
41	パッケージ形空気調和機 室内機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	カセット型（２方向吹出） 2,000Kcal/h（2.2 KW） 2,240Kcal/h（2.5 KW） 390 m^3/h （動力）　1φ　200V　0.035KW	1
42	パッケージ形空気調和機 室内機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	カセット型（２方向吹出） 2,000Kcal/h（2.2 KW） 2,240Kcal/h（2.5 KW） 390 m^3/h （動力）　1φ　200V　0.035KW	1
43	パッケージ形空気調和機 室外機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	空気熱源ヒートポンプ（マルチ形） 20,000Kcal/h（22.4 KW） 22,400Kcal/h（25.0 KW） （動力）　3φ　200V　5.5KW （動力）　3φ　200V　0.35KW	1
44	パッケージ形空気調和機 室内機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	カセット型（２方向吹出） 4,000Kcal/h（4.5 KW） 4,500Kcal/h（5.0 KW） 720 m^3/h （動力）　1φ　200V　0.085KW	4
45	パッケージ形空気調和機 室外機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	空気熱源ヒートポンプ（マルチ形） 14,000Kcal/h（16.0 KW） 16,000Kcal/h（18.0 KW） （動力）　3φ　200V　4.1KW （動力）　3φ　200V　0.06×2KW	1

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
46	パッケージ形空気調和機 室内機	形　式 冷房能力 暖房能力 圧縮機 送風機	カセット型（２方向吹出） 3,150Kcal/h（3.6 KW） 3,550Kcal/h（4.0 KW） 510 m^3/h （動力）　1φ　200V　0.035KW	4
47	パッケージ形空気調和機	形　式 冷房能力 圧縮機 送風機 送風機 送風機	空冷冷専カセット型（４方向吹出） 8,000Kcal/h（10.0 KW） （室外機）　（動力）　3φ　200V　3.0KW （室外機）　（動力）　3φ　200V　0.12KW （室内機）　（動力）　3φ　200V　0.09KW	1（内） 1（外）
48	パッケージ形空気調和機	形　式 冷房能力 圧縮機 送風機 送風機 送風機	空冷冷専カセット型（４方向吹出） 5,000Kcal/h（5.6 KW） （室外機）　（動力）　3φ　200V　1.7KW （室外機）　（動力）　3φ　200V　0.06KW （室内機）　（動力）　3φ　200V　0.07KW	1（内） 2（外）
49	パッケージ形空気調和機	形　式 冷房能力 圧縮機 送風機 送風機 送風機	空冷冷専床置型（４方向吹出） 18.0KW （室内機）　（動力）　3φ　200V　0.1KW （室外機）　（動力）　3φ　200V　0.4KW （室内機）　（動力）　3φ　200V　1.5KW	1（内） 2（外）
50	ファンコイルユニット	形　式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型（ＣＫ－２Ｆ） 定流量弁×１、出入口弁×１、 中性能フィルター（NBS65%以上）、電動２方弁 7℃、温水入口温度　55℃ 冷房時　26℃、暖房時　22℃	8
51	ファンコイルユニット	形　式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型（ＣＫ－２Ｆ） 定流量弁×１、出入口弁×１、 中性能フィルター（NBS65%以上）、電動２方弁 7℃、温水入口温度　55℃ 冷房時　26℃、暖房時　22℃	8
52	ファンコイルユニット	形　式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型（ＣＫ－２） 定流量弁×１、出入口弁×１、 7℃、温水入口温度　55℃ 冷房時　26℃、暖房時　22℃	12
53	ファンコイルユニット	形　式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型（ＣＫ－２Ｆ） 定流量弁×１、出入口弁×１、 中性能フィルター（NBS65%以上）、電動２方弁 7℃、温水入口温度　55℃ 冷房時　26℃、暖房時　22℃	75
54	ファンコイルユニット	形　式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型（ＣＫ－２） 定流量弁×１、出入口弁×１、 7℃、温水入口温度　55℃ 冷房時　26℃、暖房時　22℃	31
55	ファンコイルユニット	形　式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型（ＣＫ－２Ｆ） 定流量弁×１、出入口弁×１、 中性能フィルター（NBS65%以上）、電動２方弁 7℃、温水入口温度　55℃ 冷房時　26℃、暖房時　22℃	7
56	全熱交換ユニット	型　式 能　力 動　力	天井埋込形 150m^3/h×　11mm 1φ　100V　0.1KW	1
57	還風機	型　式 能　力 動　力	遠心送風機（床置） #3×9,200m^3/h×34mm 3φ　200V　3.7KW	1
58	還風機	型　式 能　力 動　力	遠心送風機（床置） #2×4,500m^3/h×35mm 3φ　200V　2.2KW	1
59	還風機	型　式 能　力 動　力	遠心送風機（床置） #2½×8,500m^3/h×22mm 3φ　200V　3.7KW	1
60	還風機	型　式 能　力 動　力	遠心送風機（床置） #2½×6,100m^3/h×38mm 3φ　200V　2.2KW	1
61	還風機	型　式 能　力 動　力	遠心送風機（床置） #2×4,050m^3/h×22mm 3φ　200V　1.5KW	1

番号	機器名称（記号）	機　器　仕　様		台数
62	送風機	型　式	遠心送風機（天吊）	1
		能　力	#4×17,000m³/h×17mm	
		動　力	3φ　200V　5.5KW	
63	送風機	型　式	遠心送風機（天吊）	1
		能　力	#4×16,900m³/h×15mm	
		動　力	3φ　200V　5.5KW	
64	送風機	型　式	遠心送風機（天吊）	1
		能　力	#4½×24,800m³/h×23mm	
		動　力	3φ　200V　7.5KW	
65	送風機	型　式	遠心送風機（床置）	1
		能　力	#2×4,000m³/h×16mm	
		動　力	3φ　200V　1.5KW	
66	送風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）	1
		能　力	#3×1,800m³/h×9mm	
		動　力	3φ　200V　0.28KW	
67	送風機	型　式	遠心送風機（天吊）	1
		能　力	#3½×14,000m³/h×15mm	
		動　力	3φ　200V　3.7KW	
68	送風機	型　式	斜流送風機（天吊）	1
		能　力	#3×1,900m³/h×9mm	
		動　力	3φ　200V　0.28KW	
69	送風機	型　式	斜流送風機（天吊）	1
		能　力	#4×2,900m³/h×10mm	
		動　力	3φ　200V　0.35KW	
70	送風機	型　式	斜流送風機（天吊）	1
		能　力	#3×1,000m³/h×10mm	
		動　力	3φ　200V　0.09KW	
71	送風機	型　式	斜流送風機（天吊）	1
		能　力	#3×1,600m³/h×8mm	
		動　力	3φ　200V　0.09KW	
72	送風機	型　式	有圧扇	1
		能　力	300φ×1,000m³/h×6.8mm	
		動　力	3φ　200V　0.05KW	
73	排風機	型　式	遠心送風機（天吊）	1
		能　力	#3½×17,000m³/h×27mm	
		動　力	3φ　200V　7.5KW	
74	排風機	型　式	遠心送風機（天吊）	1
		能　力	#3½×16,900m³/h×28mm	
		動　力	3φ　200V　7.5KW	
75	排風機	型　式	遠心送風機（床置）	1
		能　力	#4×18,400m³/h×22mm	
		動　力	3φ　200V　5.5KW	
76	排風機	型　式	遠心送風機（天吊）	1
		能　力	#2½×7,100m³/h×25mm	
		動　力	3φ　200V　2.2KW	
77	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）	1
		能　力	#3×600m³/h×7mm	
		動　力	3φ　200V　0.09KW	
78	排風機	型　式	斜流送風機（天吊）	1
		能　力	#3×500m³/h×7mm	
		動　力	3φ　200V　0.09KW	
79	排風機	型　式	中間ダクトファン（天吊）	1
		能　力	100φ×150m³/h×5mm	
		動　力	1φ　100V　0.022KW	
80	排風機	型　式	中間ダクトファン（天吊）	1
		能　力	100φ×150m³/h×5mm	
		動　力	1φ　100V　0.022KW	
81	排風機	型　式	斜流送風機（天吊）	1
		能　力	#3×1,700m³/h×14mm	
		動　力	3φ　200V　0.28KW	
82	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）	1
		能　力	#3×1,000m³/h×12mm	
		動　力	3φ　200V　0.09KW	
83	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）	1
		能　力	#3×650m³/h×11mm	
		動　力	3φ　200V　0.09KW	

番号	機器名称（記号）	機器仕様			台数
84	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）		1
		能　力	#3×450m³/h×9mm		
		動　力	3φ　200V　0.09KW		
85	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）		1
		能　力	#3×400m³/h×11mm		
		動　力	3φ　200V　0.09KW		
86	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）		1
		能　力	#3×600m³/h×12mm		
		動　力	3φ　200V　0.09KW		
87	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）		1
		能　力	#3×450m³/h×9mm		
		動　力	3φ　200V　0.09KW		
88	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）		1
		能　力	#3×400m³/h×9mm		
		動　力	3φ　200V　0.09KW		
89	排風機	型　式	斜流送風機（天吊）		1
		能　力	#3×1,900m³/h×12mm		
		動　力	3φ　200V　0.28KW		
90	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）		1
		能　力	#3×450m³/h×9mm		
		動　力	3φ　200V　0.09KW		
91	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）		1
		能　力	#3×400m³/h×9mm		
		動　力	3φ　200V　0.09KW		
92	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）		1
		能　力	#3×450m³/h×9mm		
		動　力	3φ　200V　0.09KW		
93	排風機	型　式	消音ボックス付送風機（天吊）		1
		能　力	#3×400m³/h×13mm		
		動　力	3φ　200V　0.09KW		
94	排風機	型　式	遠心送風機（天吊）		1
		能　力	#2½×6,200m³/h×23mm		
		動　力	3φ　200V　2.2KW		
95	排風機	型　式	遠心送風機（天吊）		1
		能　力	#2×5,100m³/h×21mm		
		動　力	3φ　200V　2.2KW		
96	排風機	型　式	遠心送風機（天吊）		1
		能　力	#2×4,650m³/h×23mm		
		動　力	3φ　200V　2.2KW		
		動　力	3φ　200V　2.2KW		
97	排風機	型　式	遠心送風機（天吊）		1
		能　力	#2×4,600m³/h×22mm		
		動　力	3φ　200V　2.2KW		
98	排風機	型　式	遠心送風機（天吊）		1
		能　力	#2×3,800m³/h×23mm		
		動　力	3φ　200V　1.5KW		
99	排風機	型　式	斜流送風機（天吊）		1
		能　力	#4×2,900m³/h×10mm		
		動　力	3φ　200V　0.35KW		
100	排風機	型　式	斜流送風機（天吊）		1
		能　力	#3×1,000m³/h×12mm		
		動　力	3φ　200V　0.09KW		
101	排風機	型　式	斜流送風機（天吊）		1
		能　力	#3×1,600m³/h×12mm		
		動　力	3φ　200V　0.28KW		
102	排風機	型　式	有圧扇		1
		能　力	300φ×1,000m³/h×6.8mm		
		動　力	3φ　200V　0.05KW		
103	ＯＡ用フィルター	パネル型エアフィルター			141

「研修棟」 衛生設備

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
1	真空式温水発生機	型　式	ガス焚一回路型　（真空温水発生機）	2
		加熱能力	400,000 Kcal/h　（80℃ → 70℃）	
		電気特性	3φ　200V　1.5KW	
		燃料種別	13A（11,000 Kcal/Nm^3）	
		燃料消費量	44.4 Nm^3/h	
		燃料制御方式	比例制御　＋　ON－OFF制御	
		耐圧	50 mH2O	
2	受水槽	型　式	ＦＲＰ製パネルタンク（中仕切共）	1
		有効水量	60m^3	
		外形寸法	6,000×3,500×4,000H	
		架　台	H形鋼　200H×100×5.5×8　　耐震　1.5G	
			WTFP-84形	
3	膨張タンク	型　式	隔膜式密閉式膨張タンク	2
		容　量	500ℓ	
		有効膨張水量	400ℓ	
		外形寸法	610φ× 2,017 H	
		最高使用圧力	4 kgf/cm^2	
4	電気温水器	型　式	隠蔽型（流し台下収納式）	4
		貯湯量	35ℓ　　（飲雑両用）	
		動　力	1φ　200V　3.0KW	
		付属品	ウィークリータイマー	
5	電気温水器	型　式	屋内設置型（流し台下収納式）	1
		貯湯量	322ℓ	
		最高仕様圧力	1kgf/cm^2	
		動　力	3φ　200V　15.0KW	
		付属品	ウィークリータイマー	
6	電気温水器	型　式	隠蔽型（流し台下収納式）	1
		貯湯量	20ℓ　　（雑用）	
		動　力	1φ　200V　1.5KW	
		付属品	ウィークリータイマー	
7	電気温水器	型　式	隠蔽型（流し台下収納式）	2
		貯湯量	20ℓ　　（飲雑両用）	
		動　力	1φ　200V　3.0KW	
8	冷水器	型　式	床置型ウォータークーラー	4
		能　力	20 Lit/h	
		動　力	1φ　100V　0.35KW	
		容　量	8ℓ	
9	滅菌装置	型　式	全自動飲用水滅菌装置（屋内設置）	1
		能　力	循環制御タイマー付	
			33.0 mLit/min×5 mH2O	
			ｹﾐｶﾙﾀﾝｸ100ℓ（ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ製）循環ポンプ付	
		機　能	残量塩素計、ｻﾝﾌﾟﾙ水異常検知機能	
		動　力	3φ　200V　1.2KW	
		付属品	残留塩素測定器共	
10	滅菌装置	型　式	雑用水滅菌装置（屋内設置）	1
		能　力	ﾊﾟﾙｽ信号受信式　38.0mLit/min×10 mH2O	
			ｹﾐｶﾙﾀﾝｸ100ℓ（ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ製），低水位検出器	
		動　力	1φ　200V　0.16KW　（４極）	
		付属品	ﾊﾟﾙｽ発信式流量計、残留塩素測定器共	
11	加圧給水ポンプユニット	型　式	推定末端圧力一定給水ユニット	1
			（自動交互並列運転（4台））	
		能　力	40φ× 890 Lit/min × 65 mAq	
		動　力	3φ　200V　5.5×４KW	
12	加圧給水ポンプユニット	型　式	推定末端圧力一定給水ユニット	1
			（自動交互並列運転）	
		能　力	65φ× 800 Lit/min × 65 mAq	
		動　力	3φ　200V　3.7×4KW	
13	汚水排水ポンプ	型　式	汚物用水中ポンプ（自動交互並列運転）	2
		能　力	80φ× 350 Lit/min ×14mAq	
		動　力	3φ　200V　3.7KW	
14	雑排水ポンプ	型　式	雑排水用ポンプ（自動交互並列運転）	2
		能　力	65φ× 300 Lit/min ×15mAq	
		動　力	3φ　200V　2.2KW	

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
15	雨水排水ポンプ	型　式	汚水用ポンプ（自動交互並列運転）	2
		能　力	65φ× 500 Lit/min ×20mAq	
		動　力	3φ　200V　3.7KW	
16	雨水排水ポンプ	型　式	汚水用ポンプ（自動交互並列運転）	2
		能　力	50φ× 350 Lit/min ×18mAq	
		動　力	3φ　200V　3.7KW	
17	湧水排水ポンプ	型　式	汚水用ポンプ（自動交互並列運転）	2
		能　力	65φ× 500 Lit/min ×20mAq	
		動　力	3φ　200V　3.7KW	
18	湧水排水ポンプ	型　式	汚水用ポンプ（自動交互並列運転）	2
		能　力	65φ× 500 Lit/min ×20mAq	
		動　力	3φ　200V　3.7KW	
19	湧水排水ポンプ	型　式	汚水用ポンプ（自動交互並列運転）	2
		能　力	65φ× 500 Lit/min ×20mAq	
		動　力	3φ　200V　3.7KW	
20	湧水排水ポンプ	型　式	汚水用ポンプ（自動交互並列運転）	2
		能　力	65φ× 500 Lit/min ×20mAq	
		動　力	3φ　200V　3.7KW	
21	給湯ポンプ	型　式	片吸込渦巻ポンプ（ＳＵＳ製）	2
		能　力	80φ× 670 Lit/min × 16.2 mH2O	
		動　力	3φ　200V　3.7KW	
22	濾過装置ユニット	濾過水量	$15m^3/h$	1
		濾過ﾎﾟﾝﾌﾟ	自吸式ﾎﾟﾝﾌﾟ	
		吐出量	$0.25m^3/min \times 20m^{MAX}$	
		薬注ﾎﾟﾝﾌﾟ	吐出量　33mL/min	
			吐出圧力　0.49Mpa^{MAX} (5Kgf/㎠)	
		薬注ﾀﾝｸ	容量　100L	
23	雑用水槽	貯水容量	$50m^3$	1
24	雑用水槽	貯水容量	$39m^3$	1
25	沈砂槽	貯水容量	$5m^3$	1
26	沈殿槽	貯水容量	$37m^3$	1
27	汚水槽	貯水容量	$61m^3$	1
28	雨水槽	貯水容量	$45m^3$	1
		貯水容量	$9m^3$	1
29	雨水貯留槽	貯水容量	$200m^3$	1

「研修棟」発電設備

番号	機器名称（記号）	機　器　仕　様	台数
1	地下式オイルタンク	危険物貯蔵所（発電設備燃料） 危険物の種類　　第四類 危険物の品名　　第２石油類（灯油） 貯蔵最大数量　　3,000ℓ 指定数量の倍数　３倍	1
2	地上式オイルタンク	少量危険物（燃料小出し槽） 危険物の種類　　第四類 危険物の品名　　第２石油類（灯油） 貯蔵最大数量　　950ℓ 指定数量の倍数　３倍	1

「管理厚生棟」空調設備

番号	機器名称（記号）	機　器　仕　様	台数
1	パッケージ型空調機（屋外機）	形　　式　　マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力　11.2KW 定格暖房能力　12.5KW 送風機出力　　3φ　200V　0.75KW	1
2	パッケージ型空調機（屋外機）	形　　式　　カセット型 定格冷房能力　9.0KW 定格暖房能力　10.0KW 送風機出力　　1φ　200V　0.2KW フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（1個／台）	1
3	パッケージ型空調機	形　　式　　空冷冷専パッケージ（カセット型2方向） 定格冷房能力　5.6KW 圧縮機出力　　3φ　200V　0.2KW 送風機出力　　3φ　200V　0.1KW(屋外機) 3φ　200V　0.1KW(屋内機) 年間冷房運転対応型 エアフィルター(製造者標準仕様) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（1個／台） 冷媒管長さ(約21m)	1
4	パッケージ型空調機	形　　式　　空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｶｾｯﾄ型2方向 定格冷房能力　4.5KW 定格暖房能力　5.0KW 圧縮機出力　　3φ　200V　0.2KW 送風機出力　　3φ　200V　0.1KW(屋外機) 3φ　200V　0.1KW(屋内機) フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（1個／台） 冷媒管長さ(約30m)	1
5	パッケージ型空調機	形　　式　　空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｶｾｯﾄ型2方向 定格冷房能力　4.5KW 定格暖房能力　5.0KW 圧縮機出力　　3φ　200V　0.2KW 送風機出力　　3φ　200V　0.1KW(屋外機) 3φ　200V　0.1KW(屋内機) 自然蒸発式加湿器（0.4kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（1個／台） 冷媒管長さ(約22m)	1
6	パッケージ型空調機	形　　式　　空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｶｾｯﾄ型2方向 定格冷房能力　4.5KW 定格暖房能力　5.0KW 圧縮機出力　　3φ　200V　2.0KW 送風機出力　　3φ　200V　0.1KW(屋外機) 3φ　200V　0.1KW(屋内機) 年間冷房運転対応型 自然蒸発式加湿器（0.5kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（1個／台） 冷媒管長さ(約20m)	1
7	パッケージ型空調機	形　　式　　空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｶｾｯﾄ型2方向 定格冷房能力　4.5KW 定格暖房能力　5.0KW 圧縮機出力　　3φ　200V　2.0KW 送風機出力　　3φ　200V　0.1KW(屋外機) 3φ　200V　0.1KW(屋内機) 年間冷房運転対応型 自然蒸発式加湿器（0.4kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（1個／台） 冷媒管長さ(約25m)	1

番号	機器名称（記号）	機　器　仕　様	台数
8	パッケージ型空調機	形　　式　　空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｶｾｯﾄ型２方向 定格冷房能力　4.5KW 定格暖房能力　5.0KW 圧縮機出力　　３φ　200V　2.0KW 送風機出力　　３φ　200V　0.1KW(屋外機) ３φ　200V　0.1KW(屋内機) 年間冷房運転対応型 自然蒸発式加湿器（0.4kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台） 冷媒管長さ(約25m)	1
9	パッケージ型空調機	形　　式　　マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力　8KW 定格暖房能力　9KW 送風機出力　　３φ　200V　0.2KW	1
10	パッケージ型空調機	形　　式　　マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力　2.2KW 定格暖房能力　2.5KW 送風機出力　　１φ×200V　0.1KW フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1
11	パッケージ型空調機	形　　式　　カセット型２方向 定格冷房能力　2.8KW 定格暖房能力　3.2KW 送風機出力　　１φ×200V　0.1KW フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1
12	パッケージ型空調機	形　　式　　マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力　4.0KW 定格暖房能力　4.8KW 送風機出力　　３φ　200V　0.2KW	1
13	パッケージ型空調機	形　　式　　カセット型２方向 定格冷房能力　4.0KW 定格暖房能力　4.8KW 送風機出力　　１φ×200V　0.1KW フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1
14	パッケージ型空調機	形　　式　　カセット型２方向 定格冷房能力　2.8KW 定格暖房能力　3.2KW 送風機出力　　１φ×200V　0.1KW 自然蒸発式加湿器（0.4kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1
15	パッケージ型空調機	形　　式　　マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力　11.2KW 定格暖房能力　12.5KW 送風機出力　　３φ　200V　0.2KW	1
16	パッケージ型空調機	形　　式　　カセット型２方向 定格冷房能力　2.8KW 定格暖房能力　3.2KW 送風機出力　　１φ×200V　0.1KW フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1
17	パッケージ型空調機	形　　式　　カセット型２方向 定格冷房能力　2.2KW 定格暖房能力　2.5KW 送風機出力　　１φ×200V　0.1KW 自然蒸発式加湿器（0.2kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1

番号	機器名称（記号）	機　器　仕　様	台数
18	パッケージ型空調機	形　　式　　カセット型２方向 定格冷房能力　2.8KW 定格暖房能力　3.2KW 送風機出力　　１φ×200V　0.1KW 自然蒸発式加湿器（0.4kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1
19	パッケージ型空調機	形　　式　　マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力　45KW 定格暖房能力　50KW 送風機出力　　３φ　200V　0.76KW	1
20	パッケージ型空調機	形　　式　　天井吊型(隠蔽両ダクト) 定格冷房能力　11.2KW 定格暖房能力　12.5KW 送風機出力　　１φ×200V　0.4KW 自然蒸発式加湿器（2.5kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上,ﾁｬﾝﾊﾞｰ共) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／２台）	2
21	パッケージ型空調機	形　　式　　天井吊型(隠蔽両ダクト) 定格冷房能力　11.2KW 定格暖房能力　12.5KW 送風機出力　　１φ×200V　0.4KW 自然蒸発式加湿器（2.5kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上,ﾁｬﾝﾊﾞｰ共) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／２台）	2
22	パッケージ型空調機	形　　式　　マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力　14KW 定格暖房能力　16KW 送風機出力　　３φ　200V　0.2KW	1
23	パッケージ型空調機	形　　式　　天井吊型(隠蔽両ダクト) 定格冷房能力　5.6KW 定格暖房能力　6.3KW 送風機出力　　１φ×200V　0.2KW 自然蒸発式加湿器（0.3kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上,ﾁｬﾝﾊﾞｰ共) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1
24	パッケージ型空調機	形　　式　　天井吊型(隠蔽両ダクト) 定格冷房能力　7.1KW 定格暖房能力　8.0KW 送風機出力　　１φ×200V　0.2KW 自然蒸発式加湿器（0.3kg/h以上）0.1kw フィルター　　中性能フィルター(NBS 65%以上,ﾁｬﾝﾊﾞｰ共) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1
25	パッケージ型空調機	形　　式　　マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力　11.2KW 定格暖房能力　12.5KW 送風機出力　　３φ　200V　0.2KW	1
26	パッケージ型空調機	形　　式　　カセット型２方向 定格冷房能力　5.6KW 定格暖房能力　6.3KW 送風機出力　　１φ×200V　0.1KW フィルター（製造者標準仕様） ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1
27	パッケージ型空調機	形　　式　　カセット型２方向 定格冷房能力　2.8KW 定格暖房能力　3.2KW 送風機出力　　１φ×200V　0.1KW フィルター（製造者標準仕様） ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ（１個／台）	1
28	コンパクト型空調機	形　　式　　ＭＸ床置 送風量　　4,190m3/h　外気量　　1,590m3/h 形　　式　　ＦＲ 送風量　　2,600m3/h	1

番号	機器名称（記号）	機器仕様	台数
29	コンパクト型空調機	形　式　MX床置 送風量　4,190m3/h　外気量　1,690m3/h 形　式　FR 送風量　2,540m3/h	1
30	コンパクト型空調機	形　式　MX床置 送風量　3,100m3/h　外気量　1,200m3/h 形　式　FR 送風量　1,900m3/h	1
31	コンパクト型空調機	形　式　AO床置 送風量　3,600m3/h　外気量　3,600m3/h	1
32	コンパクト型空調機	形　式　AO床置 送風量　5,640m3/h　外気量　5,640m3/h	1
33	コンパクト型空調機	形　式　II床置 送風量　14,800m3/h　外気量　14,800m3/h	1
34	コンパクト型空調機	形　式　AO床置 送風量　3,240m3/h　外気量　3,420m3/h	1
35	コンパクト型空調機	形　式　AO床置 送風量　1,320m3/h　外気量　1,320m3/h	1
36	コンパクト型空調機	形　式　AO床置 送風量　690m3/h　外気量　690m3/h	1
37	全熱交換ユニット	形　式　天井埋込形 風　量　750m3/h　静圧136Pa 電気特性　1φ×100V　0.6KW	1
38	全熱交換ユニット	形　式　天井埋込形 風　量　150m3/h　静圧85Pa 電気特性　1φ×100V　0.2KW	1
39	全熱交換ユニット	形　式　天井埋込形 風　量　120m3/h　静圧76Pa 電気特性　1φ×100V　0.2KW	4
40	全熱交換ユニット	形　式　天井埋込形 風　量　90m3/h　静圧65Pa 電気特性　1φ×100V　0.2KW	4
41	全熱交換ユニット	形　式　天井埋込形 風　量　60m3/h　静圧66Pa 電気特性　1φ×100V　0.2KW	1
42	全熱交換ユニット	形　式　天井カセット形 風　量　60m3/h　静圧33Pa 電気特性　1φ×100V　0.1KW	1
43	全熱交換ユニット	形　式　天井カセット形 風　量　60m3/h　静圧33Pa 電気特性　1φ×100V　0.1KW	1
44	空気清浄装置	形　式　室内設置形電気集塵器(天井カセット型) 捕集率　NBS90%以上 風　量　540m3/h 電動機　1φ×100V　0.1KW リモートコントロールスイッチ	2
45	OAフィルター		39
46	ファンコイルユニット	形　式　カセット型2方向(CK－2×1) カセット型2方向(CK－2F×3)	4
47	ファンコイルユニット	形　式　カセット型2方向(CK－2×6) カセット型2方向(CK－2F×2)	8
48	ファンコイルユニット	形　式　カセット型2方向(CK－2×10) カセット型2方向(CK－2F×2) 天井吊(隠蔽)型(CID－F×2)	14
49	ファンコイルユニット	形　式　カセット型2方向(CK－2×10) カセット型2方向(CK－2F×2) 天井吊(隠蔽)型(FIL×20)	32
50	ファンコイルユニット	形　式　天井吊(隠蔽)型(CID－F×17) ローボイ(隠蔽)型(FIL×13)	30

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
51	送風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	560m3/h×282Pa	
		動　力	3φ　200V　0.3KW	
52	送風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	470m3/h×257Pa	
		動　力	3φ　200V　0.3KW	
53	送風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	1100m3/h×291Pa	
		動　力	3φ　200V　0.3KW	
54	送風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	1100m3/h×319Pa	
		動　力	3φ　200V　0.4KW	
55	送風機	形　式	遠心送風機(天吊)	1
		能　力	9300m3/h×314Pa	
		動　力	3φ　200V　3.7KW	
56	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	1580m3/h×127Pa	
		動　力	3φ　200V　0.3KW	
57	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	670m3/h×130Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
58	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	650m3/h×141Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
59	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	470m3/h×99Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
60	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	380m3/h×126Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
61	排風機	形　式	消音ボックス付送風機(天吊)	1
		能　力	350m3/h×98Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
62	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	350m3/h×97Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
63	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	350m3/h×97Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
64	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	1100m3/h×135Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
65	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	1100m3/h×131Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
66	排風機	形　式	消音ボックス付送風機(天吊)	1
		能　力	300m3/h×62Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
67	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	9300m3/h×223Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
68	排風機	形　式	消音ボックス付送風機(天吊)	1
		能　力	4180m3/h×316Pa	
		動　力	3φ　200V　0.9KW	
69	排風機	形　式	消音ボックス付送風機(天吊)	1
		能　力	1520m3/h×204Pa	
		動　力	3φ　200V　0.3KW	
70	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	770m3/h×139Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	
71	排風機	形　式	斜流送風機(天吊)	1
		能　力	890m3/h×160Pa	
		動　力	3φ　200V　0.3KW	
72	排風機	形　式	消音ボックス付送風機(天吊)	1
		能　力	600m3/h×172Pa	
		動　力	3φ　200V　0.2KW	

番号	機器名称（記号）	機　器　仕　様		台数
73	排風機	形　式	遠心送風機(床置)	1
		能　力	17000m3/h×346Pa	
		動　力	3φ　200V　5.5KW	
74	排風機	形　式	遠心送風機(床置)	1
		能　力	3060m3/h×208Pa	
		動　力	3φ　200V　0.8KW	
75	排風機	形　式	遠心送風機(床置)	1
		能　力	560m3/h×74Pa	
		動　力	3φ　200V　0.4KW	
76	排風機	形　式	遠心送風機(床置)	1
		能　力	500m3/h×63Pa	
		動　力	3φ　200V　0.4KW	
77	排風機	形　式	遠心送風機(床置)	1
		能　力	330m3/h×69Pa	
		動　力	3φ　200V　0.4KW	
78	排風機	形　式	遠心送風機(床置)	1
		能　力	600m3/h×66Pa	
		動　力	3φ　200V　0.4KW	

「管理厚生棟」衛生設備

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
1	膨張タンク	型　式	密閉型隔膜式膨張タンク	1
		容　量	1200ℓ	
		最大吸収量	922ℓ	
		外形寸法	900φ× 2,100 H(参考値)	
		最高使用圧力	500 kPa	
		基準封入圧力	400 kPa	
2	電気温水器	型　式	飲雑両用電気給湯器（流し台下収納型）	3
		貯湯量	35ℓ	
		動　力	1φ　200V　3.0KW	
		付属品	ウィークリータイマー,専用トラップ装置共	
3	電気温水器	型　式	飲雑両用電気給湯器（流し台下収納型）	1
		貯湯量	20ℓ	
		動　力	1φ　200V　3.0KW	
		付属品	ウィークリータイマー,専用トラップ装置共	
4	飲料用冷水器	型　式	スタンド型（うがい器付）	2
		能　力	20 ℓ/h	
		容　量	8ℓ	
		動　力	1φ　100V　0.35KW	
		うがい器	寸法：350×350×1050h(参考値)	
		うがい器	動力　1φ　100V　0.05KW	
5	飲料用冷水器	型　式	スタンド型	1
		能　力	20 ℓ/h	
		容　量	5ℓ	
		動　力	1φ　100V　0.35KW	
6	給湯用循環ポンプ	型　式	ラインポンプ(ステンレス製)	1
		能　力	25φ×22 Lit/min×12 mAq	
		動　力	3φ　100V　0.25KW	
7	排水用水中モーターポンプ	型　式	汚水用水中モーターポンプ	2
		能　力	10φ×50 Lit/min×10 mAq	×
		動　力	3φ　200V　0.75KW	4
		自動交互並列運転、電動機は油封式、水中ケーブル10m		組
		フロートスイッチ（4ヶ／組）		
8	貯湯槽	型　式	立型（水→水熱交換器付）	2
		材　質	ステンレスクラッド銅板製 8mm	
		容　量	2500ℓ	
		加熱能力	69.8kw	
		温水入口温度	80℃　　出口温度　70℃	
		温水量	0.1m3/min	
		最高使用圧力	0.5MPa	
		TVW-25型		
		銅製はしごは要		
9	電気温水器	型　式	雑湯用電気給湯器（屋外・暴雨型）	2
		貯湯量	300ℓ	
		動　力	1φ　200V　3.4KW	
		ウィークリータイマー,専用トラップ装置共		
10	電気温水器	型　式	雑湯用電気給湯器（流し台下収納型）	2
		貯湯量	20ℓ	
		動　力	1φ　200V　2.0KW	
		ウィークリータイマー,専用トラップ装置共、先止め式		
11	給湯用循環ポンプ	型　式	片吸込渦巻型（ステンレス製）	2
		能　力	40φ×400ℓ/min×49mAq	
		動　力	3φ×200V 5.5kw	
		付属品	防振架台共	

「大会議室」 空調設備

番号	機器名称（記号）	機器仕様		台数
1	パッケージ型空調機	型　式	空冷ヒートポンプ式パッケージ形	2（内）
		定格冷房能力	50kw	2（外）
		定格暖房能力	56kw	
		圧縮機出力	3φ×200V 15kw（屋内機）	
		送風機出力	3φ×200V 3.7kw（屋内機）	
			3φ×200V 0.7kw（屋外機）	
2	パッケージ型空調機	型　式	空冷ヒートポンプ式パッケージ形	2（内）
		定格冷房能力	18kw	2（外）
		定格暖房能力	20kw	
		圧縮機出力	3φ×200V 5.5kw（屋内機）	
		送風機出力	3φ×200V 0.75kw（屋内機）	
			3φ×200V 0.4kw（屋外機）	
3	パッケージ型空調機	型　式	マルチパッケージ形空気調和機	1
		定格冷房能力	22.4kw	
		定格暖房能力	25kw	
		圧縮機出力	3φ×200V 5.7kw（屋外機）	
		送風機出力	3φ×200V 0.4kw（屋外機）	
4	パッケージ型空調機	型　式	カセット形（2方向）	4
		定格冷房能力	5.6kw	
		定格暖房能力	6.3kw	
		送風機出力	1φ×200V 0.1kw（屋内機）	
		フィルター	中性能フィルター（NBS65%以上）	
		リモートコントロールスイッチ	（1個/4台）	
5	還風機	型　式	送風機（遠心式）	2
		動　力	3φ×200V 3.7KW	
6	還風機	型　式	送風機（遠心式）	2
		動　力	3φ×200V 0.75KW	
7	空気清浄装置	型　式	横形電気集塵機	1
		捕集率	NBS90%以上	
		風　量	540m3/h	
		電動機	1φ×100V 0.1kw	
		リモートコントロールスイッチ付		

「大会議室」 衛生設備

番号	機器名称（記号）	機器仕様	台数
1	排水用水中モーターポンプ	型　式　汚水用水中モーターポンプ	2
		能力40φ×50Lit/min×10mAq	
		動力3φ×200V 0.75KW	
		自動交互並列運転、電動機は油封式、水中ケーブル10m	
		フロートスイッチ（4ヶ／組）	

「図書館棟」空調設備

番号	機器名称（記号）	機器仕様	台数
1	パッケージ型空調機	形　式　マルチパッケージ形空気調和機 定格冷房能力　36KW 定格暖房能力　40KW 圧縮機出力　3φ×200V　0.3KW（屋外機） 送風機出力　3φ　200V　0.5KW（屋外機）	1
2	パッケージ型空調機	形　式　天井吊形（隠蔽両ダクト） 定格冷房能力　9KW 定格暖房能力　10KW 送風機出力　1φ×200V　0.3KW（屋内機） フィルター　中性フィルター(NSB65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ(1個/4台)	4
3	パッケージ型空調機	形　式　マルチパッケージ形空気調和機 定格冷房能力　56KW 定格暖房能力　63KW 圧縮機出力　3φ×200V　13KW（屋外機） 送風機出力　3φ　200V　0.7KW（屋外機）	1
4	パッケージ型空調機	形　式　天井吊形（隠蔽両ダクト） 定格冷房能力　14KW 定格暖房能力　16KW 送風機出力　1φ×200V　0.4KW（屋内機） フィルター　中性フィルター(NSB65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ(1個/台)	1
5	パッケージ型空調機	形　式　カセット形（2方向） 定格冷房能力　2.2KW 定格暖房能力　2.5KW 送風機出力　1φ×200V　0.1KW（屋内機） フィルター　中性フィルター(NSB65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ(1個/台)	1
6	パッケージ型空調機	形　式　カセット形（2方向） 定格冷房能力　9KW 定格暖房能力　10KW 送風機出力　1φ×200V　0.1KW（屋内機） フィルター　中性フィルター(NSB65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ(1個/台)	1
7	パッケージ型空調機	形　式　カセット形（2方向） 定格冷房能力　9KW 定格暖房能力　10KW 送風機出力　1φ×200V　0.1KW（屋内機） フィルター　中性フィルター(NSB65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ(1個/台)	1
8	パッケージ型空調機	形　式　カセット形（2方向） 定格冷房能力　5.6KW 定格暖房能力　6.3KW 送風機出力　1φ×200V　0.1KW（屋内機） フィルター　中性フィルター(NSB65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ(1個/台)	1
9	パッケージ型空調機	形　式　カセット形（2方向） 定格冷房能力　7.1KW 定格暖房能力　8KW 送風機出力　1φ×200V　0.1KW（屋内機） フィルター　中性フィルター(NSB65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ(1個/台)	1
10	パッケージ型空調機	形　式　天井吊形（隠蔽両ダクト） 定格冷房能力　4.5KW 定格暖房能力　5KW 送風機出力　1φ×200V　0.1KW（屋内機） フィルター　中性フィルター(NSB65%以上) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ(1個/台)	1
11	全熱交換ユニット	形　式　天井埋込形 風　量　570m3/h　静圧174Pa 電気特性　1φ×100V　0.5KW	1
12	全熱交換ユニット	形　式　天井埋込形 風　量　540m3/h　静圧195Pa 電気特性　1φ×100V　0.5KW	1

番号	機器名称（記号）	機　器　仕　様		台数
13	全熱交換ユニット	形　　式	カセット形	1
		風　　量	60m3/h　　静圧12Pa	
		電気特性	1φ×100V　0.2KW	
14	全熱交換ユニット	形　　式	天井埋込形	1
		風　　量	450m3/h　　静圧51Pa	
		電気特性	1φ×100V　0.3KW	
15	全熱交換ユニット	形　　式	天井埋込形	1
		風　　量	450m3/h　　静圧53Pa	
		電気特性	1φ×100V　0.3KW	
16	全熱交換ユニット	形　　式	天井埋込形	1
		風　　量	330m3/h　　静圧57Pa	
		電気特性	1φ×100V　0.3KW	

⑤自動制御機器（別紙6－6関連）

| 名称 | 型式 | 計 | 管理厚生棟 | | | | | | | | | | | | | 研修宿泊棟 | | | | | | | | | | | | 研修棟 | | | | | | | | | | | | |

⑥自動扉(別紙6－7関連)

棟名	個数	型式	参考
管理厚生棟	2	SOV両引型	寺岡式
管理厚生棟	1	SOV片引型	寺岡式
研修棟※	3	両引型	ミリオン式
宿泊棟	1	SOV両引型	寺岡式
図書館	1	SOV片引型	寺岡式
多目的研修棟	1	SOV両引型	寺岡式
厨房※	4	SOV両引型	寺岡式

⑦厨房排水設備(別紙6－8関連)

機器名	参考(メーカー)
生剤菌注入ポンプ	芝浦電産
接触調整ポンプ	新明和工業
循環ポンプ	新明和工業
放流ポンプ	新明和工業
接触調整ブロワー	アンレット
ばっ気ブロワー	アンレット
脱臭棟	荏原実業(株)
制御盤	現代軽装
生物菌リアクター	
スクリーンユニット	新明和工業
生剤菌充填ユニット	
脱臭ファン	

⑧消防設備（別紙6－9関連）

消防設備等の種類	数量	参考
＜自動火災報知設備＞		
1. 受信機／GR型	3台	GR型
2. 感知器（作動式）	551台	作動式
3. 感知器（定温式）	109台	定温式
4. 感知器（煙光電式）	735台	煙光電式 非蓄積246、アナログ486、分離型3
5. 地区音響装置	65台	
＜消火器設備＞		
1. 粉末10型加圧式	103台	
2. 粉末50型加圧式	2本	
3. 強化液3型蓄圧式	61本	
＜誘導灯設備＞		
1. 避難口誘導灯	103台	中型17、小型86
2. 通路誘導灯	168台	中型21、小型70、40W73、20W4
＜屋内消火栓設備＞		
1. 屋内消火栓設備	1台	
2. 消火栓箱	56台	
＜非常放送設備＞		
1. 増幅器	2台	
2. スピーカー（ホーン型）	2台	ホーン型
3. スピーカー（コーン型）	440台	コーン型
＜自家発電設備＞		
1. 自家発電設備	1台	
＜蓄電池設備＞		
1. 蓄電池設備	一式	鉛蓄電池（24V）
＜避難器具設備＞		
1. 避難器具設備	11台	避難はしご（固定式）
＜連結送水管設備＞		
1. 送水口	4台	
2. 放水口	13台	
＜連結散水設備＞		
1. 送水口	2台	
2. ヘッド	13台	
＜防火・防排煙設備＞		
1. 煙感知器	39個	
2. 熱式感知器	24個	
3. 防火戸	48台	
4. 防火シャッター	7台	
5. 防火ダンパー（自動）	380台	
6. 垂れ壁	36台	

別紙６－１

【建築物点検業務】

１．業務概要

建築基準法等に基づき、本校の対象施設・設備について、良好な状態を保つため、建築物の点検を行う。

２．点検周期

①敷地及び構造に関する点検：１回／３年（前回は平成２２年度に実施）

②①以外　　：１回／１年

３．対象施設

・管理厚生棟、研修棟、宿泊棟、大会議室、図書館、多目的研修棟、守衛室

４．業務内容

（１）一般事項

①用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）第１章第１節１．１．２による。

②受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。

③業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復する。

また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

④関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

⑤対象項目

本業務の点検項目は、「②業務内容」に記載した法令で定める項目とする。

（２）実施内容

①　建築基準法第１２条第２項又は官公庁施設の建設等に関する法律第１２条第１項に基づく点検。

②　建築基準法第１２条第４項又は官公庁施設の建設等に関する法律第１２条

別紙６－２

【自家用電気工作物保守・点検業務】

１．業務概要

本校の自家用電気工作物について、良好な機能を維持するよう保守・点検業務を行う。

２．点検周期

「別表第１」参照

３．対象機器

別紙５「設備一覧表」参照

４．業務内容

国土交通大学校の定める保安規程に基づき、電気事業法第３９条による技術基準に適合するよう維持するものとする。

５．その他

（１）点検報告書（様式任意）は、各設備の点検周期毎に提出するとする。

（２）その他、施設更新に伴い検査を行った場合には、試験記録等を提出する。

第２項に基づく点検。

③　官公庁施設の建設等に関する法律第１３条第１項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検。

（３）点検方法

国土交通省官庁営繕部が作成した「建築物点検マニュアル」による。

（４）点検結果の報告及び期限

・　点検結果報告書の書式は国土交通省官庁営繕部が作成した「点検記録(総括表)」及び「点検マニュアルチェックシート」以下の様式による。

報告期限は、当該施設の点検終了後１週間以内とする。(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

５.その他

（１）点検結果の報告及び期限

・　点検結果報告書の書式は国土交通省官庁営繕部が作成した「点検記録(総括表)」及び「点検マニュアルチェックシート」以下の様式による。

報告期限は、当該施設の点検終了後１週間以内とする。(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

（２）貸与資料

・　業務の実施に先立ち、必要に応じた関係資料を貸与する。なお、本校が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却する。

別表第1

点検、測定及び試験の基準

1－1　月次点検及び年次点検

(1) 需要設備

電気工作物		点検種類	月次点検	年次点検	
				A	B
受電設備第二受電設備以降を含む	責任分界となる区分開閉器、引込線等架空電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1	○
		区分開閉器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作特性試験			○※3
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1	○
	遮断器、開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○※3
		絶縁油の点検・試験			○※3
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○※3
		絶縁油の点検・試験			○※3
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○※3
		計器校正試験			○※3
		制御回路試験		○	○
	受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○※2	○

電気工作物		点検種類	月次点検	年次点検	
				A	B
配電設備	配電線路 架空電線、支持物、 ケーブル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	断路器、遮断器、開閉 器、変圧器、計器用変 成器、電力用ｺﾝﾃﾞﾝｻ、 その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○※3
		絶縁油の点検・試験			○※3
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
非常用予備発電装置	原動機、 付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発電機、 励磁装置、 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
	遮断器、 開閉器、 配電盤、 制御装置等	外観点検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○※3
		制御装置試験		○	○
		その他は受電設備に準ずる			
蓄電池装置	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置、 付属装置、 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
電気使用場所の設備	電動機類、伝熱装置、 電気溶接機、照明装 置、配線、配線器具、 その他の機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
		漏洩電流測定	○	○	○
	接地装置				

(注)(1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。

(2) ※1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがあります。

(3) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。

(4) ※3を付した項目は、平成21年に実施。

(5) 「漏洩電流測定」とは、変圧器のB種設置工事の接地線において測定します。

(6) 変圧器の二次側以降の低圧電路(電気使用場所の設備を含む)と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。

（2） 太陽電池発電所

電気工作物	点検種類	月次点検	年次点検	備考
太陽電池アレイ	外観点検	○	○	
	機関の調整		○※1	
	接地抵抗測定（架台等）		○※2	
接続箱	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定（必要に応じ）		○※1	
	放射温度計による温度測定（必要に応じ）		○※1	
	接地抵抗測定		○※2	
遮断器、開閉器、変圧器、配電盤、制御装置、直交流変換装置	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
	接地抵抗測定		○※2	
	保護機能動作確認	○	○	
	表示部の動作確認	○	○	
系統連系保護装置	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
	保護継電器動作確認		○	
	投入ロック動作確認		○	
蓄電池等	外観点検	○	○	
	液量点検	○	○	
	電圧・比重・液温測定		○	
	絶縁抵抗測定（必要に応じ）		○	
	接地抵抗測定（架台等）		○※2	
電路	絶縁抵抗測定		○	

（注意）（1）「外観点検」とは、目視により点検することをいいます。
（2） ※1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがあります。
（3） ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。

（3） NaS電池（月次点検のみ実施）

詳細については別表3を参照

（4）自家用電気工作物の年次点検における、NaS電池の操作を行うこと。

１－２　臨時点検

（１）　次に揚げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行います。

ア　高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ　受電用遮断機(電力ヒューズを含みます。)が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ウ　その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

（２）　高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行います。

２　点検、測定及び試験の周期

点検の種別			周期
月次点検	需要設備		1月1回
	太陽電池発電所		1年2回
年次点検	需要設備	A	毎年1回
		B	3年1回
	太陽電池発電所		1年1回
臨時点検			必要の都度

（注）（１）　年次点検Ａ及びＢには、月次点検が含まれています。

（２）　年次点検Ｂには、年次点検Ａが含まれています。

３　ＮａＳ電池設備の臨時点検

・災害時、異常発生時においては、遠隔監視を行っている管理者からの指示により現地にて立会を行いＮａＳ電池システムの動作確認等を行うこと。

別表第２

一部又は全部を実施しない点検、測定及び試験

１　漏電火災警報器、昇降設備等の取扱いに法令による特定の資格を要するもの又はオートメーション化された工作機械群等の取扱いに特殊の専門技術を要するものについては、主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る。）以外の点検、測定及び試験
２　移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については、常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のものの点検、測定及び試験
３　密閉防爆機器等の構造上点検ができない機器内部の点検
４　有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等の点検に著しい危険を伴う箇所に設置されているものの点検、測定及び試験

点検、測定及び試験方法（需要設備）

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備第二受電設備以降を含む	責任分界となる区分開閉器、引込線等 電線、 ケーブル、 支持物、 支線、 腕金(腕木)、 がいし、 区分開閉器、 ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ等	外観点検	1．架空電線 損傷、たるみ、他の工作物・植物との離隔 2．支持物等 損傷、汚損、脱落、腐朽、傾斜 3．ケーブル本体及び端末部 損傷、変形、汚損、腐食、他の工作物との離隔 4．接続箇所 変色 5．ケーブル保護管 損傷、腐食 6．吊架線 損傷、たるみ、外れ、支持点間隔 7．接地線 損傷、外れ、断線 8．区分開閉器、制御箱 損傷、腐食、操作紐の切れ 9．キャビネット等 損傷、変形、亀裂、汚損、結露、施錠状態 10．マンホール 損傷	外観点検	1．架空電線 損傷、たるみ、ゆるみ、他の工作物・植物との離隔 2．支持物等 損傷、汚損、脱落、腐朽、傾斜 3．ケーブル本体及び端末部 損傷、変形、汚損、腐食、他の工作物との離隔 4．接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 5．ケーブル保護管 損傷、腐食 6．吊架線 損傷、たるみ、外れ、支持点間隔 7．地絡継電器 損傷、汚損 8．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線 9．区分開閉器、制御箱 損傷、腐食、操作紐の切れ 10．キャビネット等 損傷、変形、亀裂、汚損、結露、施錠状態 11．埋設表示 12．マンホール 損傷、浸水
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 （5,000Vメガ）
				区分開閉器動作試験	保護継電器との連動試験
				保護継電器動作試験	区分開閉器との連動試験

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備第二受電設備以降を含む				保護継電器動作特性試験	継電器の動作特性を確認する試験
	断路器 断路器、ピラディスコン等	外観点検	1.本体 損傷、変形、汚損 2.接続箇所 変色 3.接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1.本体 損傷、変形、亀裂 過熱、変色、ゆるみ、 汚損、摩耗、固定子と 可動子の接触状態、 クラッチの機能 2.接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	遮断器、開閉器 高圧交流負荷開閉器、遮断器、油入開閉器、プライマリーカットアウト等	外観点検	1.本体 損傷、変形、亀裂、 過熱、異音、異臭、 汚損、発錆、腐食、 漏油、油量(油量計 がある場合)、 開閉表示(指示、点灯) 2.接続箇所 変色 3.接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1.本体 損傷、変形、亀裂、 過熱、変色、異音、 異臭、ゆるみ、汚損、 発錆、腐食、漏油、 固定、開閉表示(指示、 点灯)、操作機構の 不良、操作紐の切れ 2.接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 4.ヒューズの定格電流 の確認
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
				動作試験	遮断器の動作試験 (保護継電器との連動)
				内部点検	損傷、変色、亀裂、変形、 腐食、ゆるみ、外れ、 ブッシングの損傷、 固定子と可動子の 接触状態

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備第二受電設備以降を含む					接触子の消耗量の適否（ＶＣＢの場合）
				絶縁油の点検・試験	油量、変色、汚損、酸価、絶縁破壊電圧
	電力ヒューズ	外観点検	1．本体 損傷、亀裂、溶断表示の確認	外観点検	1．本体 損傷、亀裂、過熱ゆるみ、ヒューズの定格電流の確認、溶断表示の確認
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定（5,000Ｖメガ）
	計器用変成器 計器用変圧器、変流器、零相変流器等	外観点検	1．本体 損傷、亀裂、異音、異臭、汚損 2．接続箇所 変色 3．接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1．本体 損傷、亀裂、過熱、異音、異臭、ゆるみ、汚損、腐食、零相変流器セパレートの損傷・亀裂 2．接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3．ヒューズ 溶断 4．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定（5,000Ｖメガ）
	変圧器	外観点検	1．本体 損傷、変形、亀裂、温度、過熱、異音、異臭、汚損、腐食、漏油、振動、油量（油量計がある場合）、シリカゲルの変色 2．接続箇所 変色 3．接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1．本体 損傷、変形、亀裂、温度、過熱、異音、異臭、汚損、腐食、漏油、振動、固定、シリカゲルの変色 2．接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備第二受電設備以降を含む			4．ＰＣＢ使用・保管の表示		4．ＰＣＢ使用・保管の表示
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定（5,000Vメガ）
				絶縁油の点検・試験	油量、変色、汚損、酸価、絶縁破壊電圧
				内部点検	内部点検 接続部、リード線、タップ値の確認
	電力用コンデンサ、直列リアクトル、放電コイル	外観点検	1．本体 損傷、変形、亀裂、過熱、異音、異臭、汚損、腐食、漏油、ふくらみ 2．接続箇所 変色 3．接地線 損傷、外れ、断線 4．ＰＣＢ使用・保管の表示	外観点検	1．本体 損傷、変形、亀裂、過熱、異音、異臭、汚損、腐食、漏油、ふくらみ、固定、直列リアクトルの油量 2．接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線 4．ＰＣＢ使用・保管の表示
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定（5,000Vメガ）
	避雷器	外観点検	1．本体 損傷、亀裂、汚損 2．接続箇所 変色 3．接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1．本体 損傷、亀裂、ゆるみ、汚損 2．接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定（5,000Vメガ）
	母線 バスダクト等	外観点検	1．母線、クランプ等 たるみ、被覆損傷 2．支持がいし等 損傷、脱落、汚損等	外観点検	1．母線、クランプ等 損傷、過熱、たるみ、ゆるみ、腐食、被覆損傷 2．支持がいし等 損傷、亀裂、脱落、汚損

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備第二受電設備以降を含む					3．ダクト等(接地線) 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 4．ダクト等(内部) 損傷、過熱、変色、 腐食、接続状態
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	その他の高圧機器	外観点検	1．本体 損傷、変形、変色、 過熱、異音、異臭、 汚損、発錆、腐食、 漏油 2．接続箇所 変色 3．接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1．本体 損傷、変形、亀裂、 変色、異音、異臭、 ゆるみ、汚損、発錆、 腐食、漏油 2．接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	配電盤、制御回路 電圧計、 電流計、 パイロットランプ、 漏電遮断器、 刃形開閉器、 ヒューズ 地絡継電器、 過電流 継電器等	外観点検	1．指示計器 指示状態、損傷、汚損 2．表示灯 損傷、汚損、不点灯 3．開閉器等 損傷、過熱、変色、 汚損、腐食、接続方法 の適否 4．接地線 損傷、外れ、断線 5．保護継電器 損傷、汚損、整定値及び 動作表示の確認	外観点検	1．指示計器 指示状態、損傷、汚損 2．表示灯 損傷、汚損、不点灯 3．開閉器等 損傷、過熱、変色、 ゆるみ、外れ、汚損、 腐食、接続方法の適否 4．裏面配線 損傷、過熱、変色、 断線、汚損、端子の ゆるみ 5．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 6．保護継電器 損傷、汚損、整定値及び 動作表示の確認

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備（第二受電設備以降を含む）			6.配電盤等 点検用スペースの適否		7.配電盤等 点検用スペースの適否
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 （500V、250V又は125Vメガ）
				保護継電器動作試験	遮断器等との連動試験
				保護継電器動作特性試験	継電器の動作特性を確認する試験
				計器校正試験	電圧計・電流計等校正試験
				制御回路試験	シーケンス試験
	受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	1.建物、金属箱等 損傷、変形、汚損、発錆、腐食、換気、照度不足、雨漏り、雨雪浸入、小動物等侵入口の有無、鍵の状態、塗装剥離、周囲の整理・整頓状態 2.保護柵 損傷、腐朽 3.接地線 損傷、外れ、断線 4.予備品（ヒューズ等）の有無 5.消火設備等の状態 6.標識の有無・はがれ	外観点検	1.建物、金属箱等 損傷、変形、汚損、発錆、腐食、換気、照度不足、雨漏り、雨雪浸入、小動物等侵入口の有無、鍵の状態、塗装剥離、周囲の整理・整頓状態 2.保護柵 損傷、腐朽 3.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線 4.予備品（ヒューズ等）の有無 5.消火設備等の状態 6.標識の有無・はがれ
	接地装置	外観点検	1.端子 損傷、腐食 2.接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1.端子 損傷、ゆるみ、腐食 2.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線
				接地抵抗測定	

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
配電設備	構内配電線路電線、ケーブル、支持物、支線、腕金(腕木)、がいし等	外観点検	1.架空電線 損傷、たるみ、他の工作物・植物との離隔 2.支持物等 損傷、汚損、脱落、腐朽、傾斜 3.ケーブル本体及び端末部 損傷、変形、汚損、腐食、他の工作物との離隔 4.ケーブル保護管 損傷、腐食 5.吊架線 損傷、たるみ、外れ、支持点間隔 6.接地線 損傷、外れ、断線 7.マンホール 損傷	外観点検	1.架空電線 損傷、たるみ、ゆるみ、他の工作物・植物との離隔 2.支持物等 損傷、汚損、脱落、腐朽、傾斜 3.ケーブル本体及び端末部 損傷、変形、汚損、腐食、他の工作物との離隔 4.ケーブル保護管 損傷、腐食 5.吊架線 損傷、たるみ、外れ、支持点間隔 6.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線 7.埋設表示 8.マンホール 損傷、浸水
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	断路器、遮断器、開閉器、変圧器、計器用変成器、電力用コンデンサ、その他高圧機器		受電設備に準ずる		受電設備に準ずる
	接地装置		受電設備に準ずる		受電設備に準ずる

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置 燃料装置、 冷却装置、 潤滑油装置、 吸気・排気装置、 始動装置、 防振装置等	外観点検	1.本体 損傷、変形、汚損、 腐食、固定 2.燃料装置 (貯油槽、配管等) 貯蔵量、損傷、外れ、 腐食、漏油 3.冷却装置 (貯水槽、配管等) 貯水量、不凍液、 損傷、外れ、腐食、漏水 4.潤滑油装置(配管等) 油量、損傷、外れ、 腐食、漏油 5.始動装置 損傷、汚損、腐食、 空気貯蔵槽の漏気・ 圧力、 蓄電池の電圧・液量 6.吸気・排気装置 損傷、腐食	外観点検	1.本体 損傷、変形、汚損、 腐食、固定 保護ヒューズ 保温ヒータ 2.燃料装置 (貯油槽、配管等) 貯蔵量、損傷、ゆるみ、 外れ、腐食、漏油 3.冷却装置 (貯水槽、配管等) 貯水量、不凍液、 損傷、ゆるみ、外れ、 腐食、漏水 4.潤滑油装置(配管等) 油量、損傷、ゆるみ、 外れ、腐食、漏油 5.始動装置 損傷、汚損、腐食、 空気貯蔵槽の漏気・ 圧力、 蓄電池の電圧・液量・ 液温、比重 6.吸気・排気装置 損傷、異音、腐食、 漏気
		始動試験	運転状態 温度、異音、異臭、 振動、漏気、始動、 停止、排気ガスの状態、 換気、圧力	始動試験	運転状態 温度、異音、異臭、 振動、漏気、始動、 停止、排気ガスの状態、 換気、圧力
				機関保護継電器動作試験	保護継電器動作試験 (過速度、油圧低下、水温上昇、起動渋滞等)
	発電機及び励磁装置、 接地装置	外観点検	1.本体 損傷、変形、汚損、腐食 2.接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1.本体 損傷、変形、汚損、腐食 2.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
非常用予備発電装置		始動試験	運転状況 温度、異音、異臭、 振動、回転、 電圧発生状況	始動試験	運転状況 温度、異音、異臭、 振動、回転、 電圧発生状況
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 高圧(1,000Vメガ) 低圧(500V、250V又は125Vメガ)
				接地抵抗測定	
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	受電設備に準ずる	外観点検	受電設備に準ずる
				保護継電器動作試験	遮断器との連動試験
				保護継電器動作特性試験	継電器の動作特性を確認する試験
				制御回路試験	シーケンス試験
				その他は受電設備に準ずる	
蓄電池設備	蓄電池本体	外観点検	本体 損傷、亀裂、汚損、腐食、 漏液、端子の外れ、 極板・セパレータ の湾曲	外観点検	本体 損傷、亀裂、汚損、腐食、 漏液、端子のゆるみ、 極板・セパレータ の湾曲
		液量点検	液量確認	液量点検	液量確認
				電圧・比重測定	電圧・比重・液温の測定
				液温測定	
	充電装置、付属装置	外観点検	1.充電装置 汚損、腐食、開閉器の 損傷、動作状況 2.付属装置 損傷、汚損、腐食 3.接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1.充電装置 汚損、腐食、開閉器の 損傷、動作状況 2.付属装置 損傷、過熱、ゆるみ、 汚損、腐食 3.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定（500V、250V又は125Vメガ）
				接地抵抗測定	
電気使用場所の設備	電動機	外観点検	1．本体 損傷、過熱、変色、異音、異臭、汚損、振動 2．接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1．本体 損傷、過熱、変色、異音、異臭、汚損、振動 2．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 高圧（1,000Vメガ） 低圧（500V、250V又は125Vメガ）
				接地抵抗測定	
	電熱装置	外観点検	1．耐熱部 損傷、外れ、汚損、老朽 2．電熱部 損傷、変形、過熱、変色、外れ、腐食、可燃物との離隔 3．接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1．耐熱部 損傷、ゆるみ、外れ、汚損、老朽 2．電熱部 損傷、変形、過熱、変色、ゆるみ、外れ、腐食、可燃物との離隔 3．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 （500V、250V又は125Vメガ）
				接地抵抗測定	
	電気溶接機	外観点検	1．本体 損傷、変形、過熱、異音、異臭、腐食 2．溶接ケーブル 損傷、接続方法の適否 3．溶接ホルダー 損傷	外観点検	1．本体 損傷、変形、過熱、異音、異臭、ゆるみ、外れ、腐食 2．溶接ケーブル 損傷、接続方法の適否 3．溶接ホルダー 損傷

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
電気使用場所の設備			4.接地線 損傷、外れ、断線		4.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は125Vメガ)
				接地抵抗測定	
	照明装置	外観点検	1.本体 損傷、変形、変色、異音、脱落、汚損、防湿、防水、不点灯 2.接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1.本体 損傷、変形、変色、異音、脱落、汚損、防湿、防水、不点灯 2.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は125Vメガ)
	配線、配線器具	外観点検	1.開閉器、配線器具等 損傷、過熱、変色、異音、異臭、脱落、汚損、腐食 2.配線 電線被覆損傷、接続方法の適否 3.分電盤、操作盤等 操作・点検用スペースの適否 4.接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1.開閉器、配線器具等 損傷、過熱、変色、異音、異臭、ゆるみ、脱落、外れ、汚損、腐食、摩耗 2.配線 電線の被覆損傷、接続方法の適否、支持点間隔 3.過負荷保護装置 整定値確認 4.漏電火災警報器 テストボタンによる動作確認 5.漏電遮断器の動作試験 6.分電盤、操作盤等 操作・点検用スペースの適否 7.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
電気使用場所の設備				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定（500V、250V又は125Vメガ）
				接地抵抗測定	
	その他の機器類	外観点検	1．本体 損傷、変形、過熱、異音、異臭、汚損、腐食 2．接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1．本体 損傷、変形、過熱、変色、異音、異臭、ゆるみ、外れ、汚損、腐食 2．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定（500V、250V又は125Vメガ）
				接地抵抗測定	
	接地装置	外観点検	1．端子 損傷、腐食 2．接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1．端子 損傷、腐食 2．接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線
				接地抵抗測定	
	使用機器	漏洩電流測定		漏洩電流測定	

点検、測定及び試験方法（太陽電池発電所）

電気工作物	月次点検		年次点検	
	点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
太陽電池アレイ	外観点検	1．本体 損傷、汚損、発錆等	外観点検	1．本体 損傷、汚損、発錆等
			絶縁抵抗測定	必要に応じ
接続箱	外観点検	1．本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検	外観点検	1．本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検
			絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 （500V、250V又は125Vメガ）
			温度測定	放射温度計による温度測定（必要に応じ）
インバータ（変圧器を含む）	外観点検	1．本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検 2．その他 設置場所環境の確認 保護機能動作の確認 表示部の動作確認	外観点検	1．本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検
			絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 （500V、250V又は125Vメガ）
系統連系保護装置	外観点検	1．本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検 2．その他 設置場所環境の確認	外観点検	1．本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検 2．その他 設置場所環境の確認
			絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 （500V、250V又は125Vメガ）
			保護継電器動作試験	継電器の動作を確認する試験
			投入ロック動作試験	
蓄電池本体	外観点検	1．本体 損傷、亀裂、汚損、 腐食、漏液、 端子の外れ、極板・セパレータの湾曲	外観点検	1．本体 損傷、亀裂、汚損、 腐食、漏液、 端子の外れ、極板・セパレータの湾曲

別表３

取扱所長	危険物保安監督者

			巡視者

ＮＡＳ電池設備　巡視表　（国土交通大学校）

巡視日	平成　　年　　月　　日（　　）		
巡視時刻	～	巡視者	
天候		退所確認	施錠確認：
気温・湿度	気温：　　[℃]	湿度：　　[%]	
巡視結果	異常なし　／　異常あり		

特記事項

◎巡視経路図

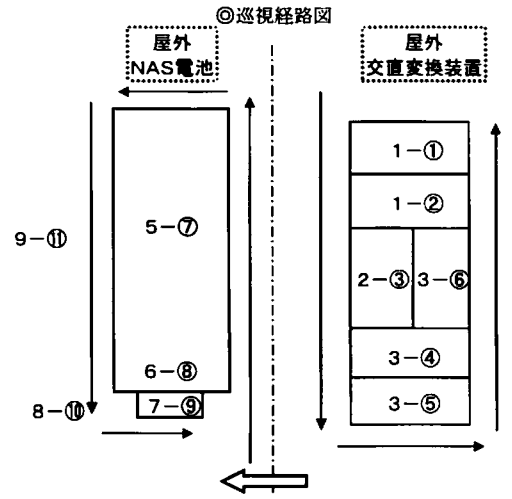

No	チェック項目	チェック内容	管理値	記録
1	交直変換器(①受電盤（受電），②受電盤（補機）)			①　②
	外観(ﾊﾟｯｹｰｼﾞ，盤，ｹｰﾌﾞﾙ)	損傷，汚損，異音，変色の有無	異常なし	
	故障表示器	故障表示の確認	表示なし	
	変圧器の状態	過熱，異音，異臭，振動の有無	異常なし	
	その他	雨水，塵埃，虫類の侵入の有無	形跡なし	
	ダイヤル温度計	現在温度／最大温度		／
2	交直変換器(③交直変換盤)			③
	外観(ﾊﾟｯｹｰｼﾞ，盤)	損傷，汚損，異音，変色の有無	異常なし	
	ﾄﾞｱﾊﾟｯｷﾝの状態	剥がれ，損傷の有無	異常なし	
	ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾌｨﾙﾀｰの状態	損傷，汚損の有無	異常なし	
	ファンの運転状態	損傷，汚損の有無	異常なし	
	その他	雨水，塵埃，虫類の侵入の有無	形跡なし	
3	交直変換器(④直流リンク盤，⑤監視制御盤)			④　⑤
	外観(ﾊﾟｯｹｰｼﾞ，盤，ｹｰﾌﾞﾙ)	損傷，汚損，異音，変色の有無	異常なし	
	故障表示器	故障表示の確認	表示なし	
	その他	雨水，塵埃，虫類の侵入の有無	形跡なし	
4	交直変換器(⑥変圧器盤)			⑥
	外観(ﾊﾟｯｹｰｼﾞ，盤)	損傷，汚損，異音，変色の有無	異常なし	
	ﾄﾞｱﾊﾟｯｷﾝの状態	剥がれ，損傷の有無	異常なし	
	ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾌｨﾙﾀｰの状態	損傷，汚損の有無	異常なし	
	変圧器の状態	過熱，異音，異臭，振動の有無	異常なし	
	その他	雨水，塵埃，虫類の侵入の有無	形跡なし	
	ダイヤル温度計	現在温度／最大温度		／

No	チェック項目	チェック内容	管理値	記録
5	NAS電池(パッケージ，モジュール電池)			⑦
	外観(ﾊﾟｯｹｰｼﾞ，盤，ｹｰﾌﾞﾙ)	損傷，汚損，異音，変色，漏液物の有無	異常なし	
	ﾄﾞｱﾊﾟｯｷﾝの状態	剥がれ，損傷の有無	異常なし	
	ﾌｨﾙﾀｰの状態	損傷，汚損の有無	異常なし	
	その他	雨水，塵埃，虫類の侵入の有無	形跡なし	
6	NAS電池システムコントロールユニット			⑧
	ﾕﾆｯﾄ表面の状態	過熱，変形，変色の有無	異常なし	
	接続ｹｰﾌﾞﾙの状態	損傷の有無，接続状態の確認	異常なし	
	故障異常表示	故障異常表示の確認	表示なし	
7	端子箱			⑨
	外観(ﾊﾟｯｹｰｼﾞ，盤，ｹｰﾌﾞﾙ)	損傷，汚損，異音，変色，漏液物の有無	異常なし	
	ﾄﾞｱﾊﾟｯｷﾝの状態	剥がれ，損傷の有無	異常なし	
	ﾌｨﾙﾀｰの状態	損傷，汚損の有無	異常なし	
	その他	雨水，塵埃，虫類の侵入の有無	形跡なし	
8	消火器			⑩
	格納箱の状態	損傷，汚損の有無	異常なし	
	ABC消火器の状態	外観損傷の有無	異常なし	
	格納箱周囲の状態	障害物の有無	障害物なし	
9	その他，周囲環境			⑪
	保安表示板，掲示板	破損，汚損の有無	異常なし	
	保有空地内の状態	障害物の有無	障害物なし	

毎月巡視終了後に東京電力までFAX送信(FAX:042-648-3583)又は送付をお願いします。

※凡例　異常なし…レ　異常あり…×　要注意…△　　(詳細は特記事項に記載する)

別紙６－３

【エレベーター保守・点検業務】

１．業務概要

国土交通大学校のエレベーターについて、良好な機能を維持するよう点検業務を行う。

２．点検周期

通常点検　毎月１回

定期点検　年１回

３．対象機器

別紙５「設備一覧表」参照

４．業務内容

通常点検　建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官報官庁営繕部監修・平成２０年版）による点検（フルメンテナンス）。

定期点検　人事院規則１０－４第３２条による定期検査

５．その他

（１）　本件履行にあたっては、関係法令規則等に準拠して行うものとし、かつ作業の安全管理には十分留意すること。

（２）　修理の又は交換の範囲は、エレベーターを通常使用する場合に当然生ずべき磨耗及び損傷に限るものとする。但し、各機器の一式交換及び性能向上に伴う交換は含まない。

別紙６－４

【電気通信設備点検】

1. 業務概要

本業務は、国土交通大学校等に設置している電気通信設備の点検を行うもので、各設備の運用状況の把握と機能確保を行う。

2. 適　　用

本業務の履行にあたっては、国土交通省が定める電気通信施設点検業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び電気通信施設点検基準に基づき実施するものとする。

3. 履行場所

①国土交通大学校　（東京都小平市喜平町２－２－１）
②堂平山無線中継所（埼玉県比企郡都幾川村大字大野）

4. 契約の範囲

本特記仕様書による業務を行うものとし、業務上当然必要で軽微な障害箇所の追求、及び修理並びに各点検箇所の整理整頓及び清掃についても本契約の範囲に含むものとする。

5. 業務実施条件

①点検者は、大学校と連絡を密にし、指示事項を確認した後に作業を開始するものとする。
②点検者は、天候または災害等によって業務遂行が困難と思われる場合は、大学校に連絡し、その指示に従うものとする。
③点検者は、作業を実施した場合、作業結果を本校に報告して確認を受けなければならない。

6. 連絡・報告等

原則として、国土交通大学校以外（堂平山無線中継所など）に対し連絡等を行う場合は、連絡内容等について本校の確認を受けるものとする。

7. 履行施設及び点検周期等

点検対象設備及び各点検の点検周期については、別添１（履行施設一覧）によるものとする。ただし、12ヶ月点検の作業は6ヶ月、3ヶ月点検の作業を含み、6ヶ月点検の作業は3ヶ月点検の作業を含むものとする。

8. 総合点検

総合点検を行う設備については、実施手順書を作成し、本校に提出するものとする。
なお、実施手順書を作成する対象設備及び数量については次のとおりとする。

対象設備名	装置名	設　備　数
多重無線通信設備		1
端局設備	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ端局装置	1
自動電話交換設備		1
合　　計		3設備

9. 技術的所見のとりまとめ

技術的所見のとりまとめについては、下記設備とする。
数量は3設備とする。
①多重無線通信設備

②端局設備
③直流電源設備

10. その他
①点検にあたっては、施設周辺(敷地内含む)及び点検用通路(公道以外)における危険箇所(土砂崩れ、崩壊等)等を目視により確認し、報告するものとする。
②作業開始前には、作業内容を大学校に説明を行い、機器が停止する場合には、停止する月の前月15日前までにその旨も報告する。また、作業内容を提出する。

11. 報告書
①共通仕様書第44条に定める点検記録簿の提出部数は1部とする。
②点検記録簿には、共通仕様書第44条に定めるほか、点検業務の実施結果の総括、改善すべき事項を特記した一覧表を添付するものとする。
③点検結果(点検データ、作業写真)については、点検記録簿によるほか、CD-Rの電子媒体に整理し1部提出するものとする。
ア. 点検対象機器一覧表を以下のとおり作成するものとする。
① 機器名称
② 規格等(形式、製造番号)
③ 数量等
④ 製造、施工年月日
⑤ 製造メーカ、施工業者
⑥ 機器単体写真
イ. 点検データの記録は、「Microsoft Excel」により整然と整理するものとする。
なおMicrosoft Excel2003にて閲覧できるものであること。
ウ. 作業写真については、デジタルカメラを使用するものとする。

別添１　別紙６－４関連

点検対象機器及び履行回数

履行月 / 対象機器	規　格	数量	備　考	９月	３月
多重無線通信装置 （大学校、堂平山中継所）	6.5Glz帯4PSK 6.3Mbps×3	２台	国電通仕第30号 空中線装置含む	⑫	⑥
デハイドレータ （大学校）	壁掛け型３方路	１台		⑫	－－－
端局装置（大学校）	中容量(96CH)型	１架		⑫	⑥
専用通信網監視制御装置 （大学校）	被監視制御装置	１台	国電通仕第40号	⑫	－－－
直流電源装置（大学校）	KSR-48-20N	１台	国電通仕第25号	⑫	－－－
自動電話交換装置 （大学校）	電子交換機	１台		⑫	⑥
鉄塔（大学校）	36m未満	１基		⑫	－－－
局舎（大学校）		１局		⑥	⑥
空調設備（大学校）		１台		⑫	③

※ ⑫･･･１２ヶ月点検１回を表す。 ⑥･･･６ヶ月点検１回を表す。

補足：１２ヶ月点検１回には６ヶ月，３ヶ月，毎日点検内容を含む

６ヶ月点検１回には３ヶ月，毎日点検内容を含む

なお、点検対象月については、(案)であり乙を拘束するものではない。

別紙６－５

【空調設備等保守点検業務】

１．業務概要

国土交通大学校の空調設備、衛生設備、発電設備について、良好な機能を維持するよう定期的に点検、保守及び測定等を行う。

２．点検周期、時間

①点検周期　別表１～２のとおり

②作業時間　平日　８時３０分～１７時１５分

（指定時間外に業務を行う必要がある場合には、施設管理者の承認を得た上で、業務を行うことが出来る。）

３．対象機器

別紙５「設備一覧表」参照

４．業務内容

対象機器について、別表１～２に基づき点検、保守を行う。点検方法は、「建築保全業務共通仕様書（平成２０年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下、「共通仕様書」という。）によることとする。

なお、共通仕様書の適用が出来ない機器については、別表２のとおり行うこと。

別表１

１－１　研修宿泊棟　空調設備

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
１～９（ユニット型空調機）	１２８	４．４．５	—	＊共通仕様書記載のとおり ＊ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
１０～１３（ファンコイルユニット）	１２９	４．４．６	—	＊共通仕様書記載のとおり ＊ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
１４、１７、２０、２３（空冷ヒートポンプ室外機）	１１２	４．３．７	（Ｄ）表を適用	＊共通仕様書記載のとおり ＊ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
１５、１６、１８、１９、２１、２２、２４（空冷ヒートポンプ室内機）	１２９	４．４．６	—	＊共通仕様書記載のとおり ＊ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
２５～４８（送風機、排風機）	１３２	４．４．９	—	＊共通仕様書記載のとおり ＊ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。

１－２　研修宿泊棟　衛生設備

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
１（貯湯槽）	１２１	４．４．２	（Ｂ）表を適用	＊　共通仕様書記載のとおり ＊　対象機器が第２種であるため、共通仕様書の１Ｍは１Ｙと読みかえるものとする。
２（膨張タンク）	１２１	４．４．２	〃	＊　〃
３、４（給湯用循環二次ポンプ）	１４０	４．５．６	（Ａ）表を適用	＊　共通仕様書のとおり ＊　ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
５、６（雨水・湧水ポンプ）	１４０	４．５．６	（Ｃ）表を適用	・共通仕様書記載のとおり
７、８（電気温水器）	別表２による		—	・別表２による
９（冷水器）	別表２による		—	・別表２による
１０（ろ過器）	１４４	４．５．９	点検、清掃共実施	・共通仕様書記載のとおり
１１雨水層	１４０	４．５．４		・共通仕様書記載のとおり

２－１　研修棟　空調設備

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
１、２（冷温水発生機）	１０５	４．３．５	—	・共通仕様書記載のとおり
３、４（冷却塔）	１２９	４．４．４	—	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは３ヶ月間
５（ヒートポンプユニット）	９５	４．３．２	—	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
６（チリングユニット）	９１	４．３．１	—	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは３ヶ月間
７、８（膨張タンク）	１２１	４．４．２	（Ｂ）表を適用	・共通仕様書記載のとおり
９（冷却水処理装置）	別表２による		—	・別表２による
１０～２１（ユニット型空調機、システム型空調機）	１２８	４．４．５	—	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
２２～３３（冷温水ポンプ類）	１３１	４．４．８	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
３５、３６、３８、４０、４１、４２、４４、４６（パッケージ型空調機室内機）	１２９	４．４．６	—	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝはＯＮ冷暖共３ヶ月間
３４、３７、３９、４３、４５（パッケージ型空調機室外機）	１１２	４．３．７	（Ｄ）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
４７、４８（パッケージ型空調機室外機）	１２９	４．４．６	—	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは２ヶ月に１回
４９（パッケージ型空調機室内機）	１１２	４．３．７	（Ｄ）表の適用	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは２ヶ月に１回
５０～５５（ファンコイルユニット）	１２９	４．４．６	—	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
５６（全熱交換ユニット）	１３４	４・４・11	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
５７～１０２（還風機・送風機・排風機）	１３２	４．４．９	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
１０３（ＯＡ用フィルター）	１３０	４．４．７	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。

２－２　研修棟　衛生設備

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
１（温水発生機）	８８	４．２．３	—	・共通仕様書記載のとおり
２（受水槽）	１３７	４．５．１	清掃、検査共実施	・共通仕様書記載のとおり ・長期点検項目は行わない
３（膨張タンク）	１２１	４．４．２	（B）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・対象機器が第２種であるため、共通仕様書の１Ｍは１Ｙと読みかえるものとする。
４～７（電気温水器）	別表２による		—	・別表２による
８（飲料用冷水機）	１４５	４．５.10	（A）表を適用	・共通仕様書記載のとおり
９、１０（滅菌装置）	別表２による		—	・別表２による
１１、１２（給水ポンプユニット）	１４０	４．５．６	（A）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
１３～２０（排水ポンプ類）	１４０	４．５．６	（C）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
２１（給湯ポンプ）	１４０	４．５．６		・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする
２２（ろ過装置ユニット）	別表２による		ー	・別表２による
２３～２９（雨水槽類）	１４０	４．５．４	清掃も実施	・共通仕様書記載のとおり

２－３　研修棟　発電設備

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
１（地下式オイルタンク）	１１８	４．４．１	（Ａ）及び（Ｂ）表適用	・共通仕様書記載のとおり ・漏洩点検年１回、月例点検月１回
２（地上式オイルタンク）	１１８	４．４．１	（Ｃ）表適用	・共通仕様書記載のとおり

３－１　管理厚生棟　空調設備

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
１～２７（パッケージ型空調機）	１３０	４．３．７	（Ｄ）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
２８～３６（コンパクト型空調機）	１２８	４．４．５	—	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
３７～４３（全熱交換ユニット）	１４６	４．４．11	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
４４（空気清浄機）	１３０	４．４．７	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
４５（ＯＡ用フィルター）	１３０	４．４．７	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
４６～５０（ファンコイルユニット）	１２９	４．４．６	—	・共通仕様書記載のとおり ・シーズンＯＮは冷暖共３ヶ月。
５１～７８（送風機・排風機）	１３２	４．４．９	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。

３－２　管理厚生棟　衛生設備

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
１（膨張タンク）	１２１	４．４．２	（B）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、共通仕様書の１Mは１Yと読みかえるものとする。
２～３、９、１０（電気温水器）	別表２による		—	・別表２による
４～５（飲料用冷水機）	１４５	４．５．10	点検項目１適用	・共通仕様書記載のとおり
６、１１（給湯用循環ポンプ）	１４０	４．５．６	（A）表を適用	・共通仕様書のとおり ・ただし、１Mとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
７（排水用水中ポンプ）	１４０	４．５．６	（C）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Mとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
８（貯湯槽）	１２１	４．４．２	（B）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、共通仕様書の１Mは１Yと読みかえるものとする。

４－１　大会議室　空調設備

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
１～４（パッケージ型空調機）	１１２	４．３．７	（D）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
５～６（還風機）	１３２	４．４．９	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Mとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。
７（空気清浄機）	１３０	４．４．７	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Mとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。

４－２　大会議室　衛生設備

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
１（排水用水中ポンプ）	１４０	４．５．６	（C）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。

５－１　図書館棟　空調設備

別紙５の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のﾍﾟｰｼﾞ	番号		
１～１０（パッケージ型空調機）	１１２	４．３．７	（D）表を適用	・共通仕様書記載のとおり ・ｼｰｽﾞﾝＯＮは冷暖共３ヶ月間
１１～１６（全熱交換ユニット）	１３４	４．４．11	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、１Ｍとされているものは、仕様書上は１ヶ月に１回の点検回数であるが、２ヶ月に１回と読みかえるものとする。

別表２

別紙５の機器番号	点検項目	点検等の回数
１－２宿泊棟衛生施設 ７、８（電気温水器）	外観点検、清掃 内部点検、清掃 機器調整	年１回
１－２宿泊棟衛生施設 ９（冷水器）	外観点検、清掃 内部点検、清掃 周辺ポンプ類の清掃	年１回
２－１研修棟空調施設 ９（冷却水処理装置）	外観点検、清掃 薬液量の確認(不足している場合は注入) 運転状況の確認	年１回
２－２研修棟衛生施設 ４～７（電気温水器）	外観点検、清掃 内部点検、清掃 機器調整	年１回
２－２研修棟衛生施設 ９、１０（滅菌装置）	外観点検、清掃 薬液量の確認(不足している場合は注入) 運転状況の確認	年１回
２－２研修棟衛生施設 ２２（ろ過装置ユニット）	外観点検、清掃 内部点検、清掃 周辺ポンプ類の清掃	年１回
３－２管理厚生棟衛生施設 ２、３、９、１０（電気温水器）	外観点検、清掃 内部点検、清掃 機器調整	年１回

【自動制御機器点検】

1. 業務概要
　国土交通大学校の自動制御装置について、良好な機能を維持するよう点検業務を行う。

2. 点検周期
　「4. 業務内容」参照

3. 対象機器
　別紙5「設備一覧表」参照

4. 業務内容

点検項目				周期		備考
電気式調節器（サーモスタット、ヒューミディスタット、プレッシャスタット等）						
	1	各部清掃点検	①本体内外部清掃、外環検査 ②ポテンショ、ワイパー接触面清掃	1回／年 1回／年		
	2	各接続部点検	①ポテンショ、ワイパー接触面清掃 ②端子のゆるみ点検 ③感温筒（接触部）の取付状態点検	1回／年 1回／年 1回／年		
	3	機器単体点検	①機器取付状態点検 ②標準計器による校正	1回／年 1回／年		
	4	システム動作点検	①システム動作状態での制御状況点検	1回／年		
電子式調節計						
	1	各部清掃点検	①本体内外部清掃 ②基板の汚れ清掃	1回／年 1回／年		
	2	各接続部点検	①プラグ、コネクターの接続点検 ②端子のゆるみ点検	1回／年 1回／年		
	3	電源点検	①供給電源点検 ②出力電圧、電流点検	1回／年 1回／年		
	4	スイッチ、ランプ点検	①スイッチ動作点検 ②ランプの点灯点検	1回／年 1回／年		
	5	機器単体点検	①単体動作点検、校正	1回／年		
	6	システム動作点検	①システム動作状態での制御状況点検	1回／年		
電子式検出器（温室度、圧力、露点、流量等）						
	1	各部清掃点検	①本体内外部清掃、外環検査 ②接続導管内の清掃	1回／年 1回／年		
	2	各接続部点検	①プラグ、コネクターの接続点検 ②端子のゆるみ点検 ③導管接続部の漏れ点検	1回／年 1回／年 1回／年		
	3	電源点検	①供給電源点検 ②出力電圧、電流、抵抗点検	1回／年 1回／年		
	4	スイッチ、ランプ点検	①スイッチ動作点検 ②ランプの点灯点検	1回／年 1回／年		
	5	特性点検	①標準計器による特性点検、校正	1回／年		
	6	システム動作点検	①システム動作状態での点検	1回／年		
コントロールバルブ（二方弁、三方弁、電磁弁）						
	1	各部清掃点検	①グランド部清掃、増締め	1回／年		
	2	各接続部点検	①アクチュエーターとの接続点検 ②配管との接続部漏れ点検 ③バルブシステムとプラグの接続部点検	1回／年 1回／年 1回／年		
	3	電源電圧点検	①電磁弁の供給電圧点検	1回／年		

点検項目				周期		備考
	4	機器単体点検	①全開、全閉動作による開閉点検 ②弁本体取付方向の点検 ③流体の流れ方向の点検 ④全閉止圧力の点検 ⑤全閉時の流体漏れ点検 ⑥弁前後差圧の確認	1回／年 1回／年 1回／年 1回／年 1回／年 1回／年		
	5	システム動作点検	①システム動作状態での制御状況点検	1回／年		
コントロールモーター						
	1	各部清掃点検	①本体内外部清掃点検 ②フィードバックポテンション、ワイバー清掃	1回／年 1回／年		
	2	各部接続部点検	①端子のゆるみ点検 ②コネクターの接続点検 ③バルブ、ダンパーの接続点検 ④モーターと架台の取付点検	1回／年 1回／年 1回／年 1回／年		
	3	電源点検	①供給電源点検	1回／年		
	4	機器単体点検	①モーターストローク点検 ②バルブ閉切圧点検	1回／年 1回／年		
	5	システム動作点検	①システム動作状態での制御状況点検 ②インターロック機能の点検	1回／年 1回／年		
補助機器類						
	1	各部清掃点検	①本体外部清掃	1回／年		
	2	各接続部点検	①機器の取付状態の確認 ②端子のゆるみ点検	1回／年 1回／年		
	3	電源点検	①供給電源点検 ②出力電圧、電流点検	1回／年 1回／年		
	4	スイッチ、ランプ点検	①スイッチ動作点検 ②ランプ点灯点検	1回／年 1回／年		
	5	機器単体点検	①入出力信号の確認 ②発熱の有無確認	1回／年 1回／年		
	6	システム動作点検	①システム動作状態での制御状況点検	1回／年		

別紙６－７

【自動扉保守点検業務】

１．業務概要

国土交通大学校の自動扉設備について、円滑に稼動させ、運用に支障のないように点検及び保守を行い、良好な機能を保持させること。

２．点検周期、時間

点検周期　：　「３.対象箇所」の※印の箇所については年１回、それ以外の箇所は年２回とする。

点検時間　：　平日　８時３０分～１７時１５分

３．対象設備

別紙５「設備一覧表」参照

４．業務内容

（１）点検内容

①駆動装置

○ギヤボックス	・目視（異音、加熱、損傷のチェック）
○モーター	・目視（異音、加熱、損傷のチェック）
○駆動、ガイドプーリー	・目視（摩擦、損傷のチェック）
○駆動Ｖベルト	・目視（摩擦、損傷のチェック）
○クラッチ	・目視（摩擦、損傷のチェック及び調整）

②制御装置　・目視（損傷、異常加熱接続コード等の損傷、接続コネクターのチェック）

③起動、補助公電スイッチ　・目視（損傷―のチェック）
・検知エリア及び起動・安全信号の発信確認

④駆動装置

○吊りレール	・目視（摩擦、損傷のチェック）
	・取り付けボルト等の締め増し
○モーター	・目視（損傷の有無、戸車転動面の摩擦、戸車フランジの摩擦チェック）
	・転動時の円滑性の確認

（２）保守業務

不具合時には、受注者の技術員を速やかに派遣し修理を行うこと。

別紙６－８

【厨房排水処理設備保守・点検業務】

１．業務概要

国土交通大学校の厨房排水処理設備について、処理水が法令等で定められた水質基準に適合するため水質管理、機器の運転管理及び運転記録の作成等を行う。

２．点検周期

別表参照

３．対象機器

別紙５「設備一覧表」参照

４．業務内容

別表参照

５．その他

（１）報告記録（様式任意）

落札事業者は、点検毎に以下の報告書等を提出する。

①排水処理設備維持管理報告書（点検毎）

②水質分析計量証明書

（２）適用

次に掲げる費用は、本業務の適用から除外する。

①ＢＣ槽内部リタクター－の交換費用

②水槽清掃及び汚泥残渣処分費用

③脱臭材交換費用

別表（別紙６－８）関連

項　　目	内　　容	頻　　度
運転条件の調整	各機器装置運転時間、流量等の確認及び設定（薬注量、曝気量、循環水量等）	１回／１０日
前処理関係	原水の状況点検（色、臭気、曝気状況）	１回／１０日
	スクリーン状況点検調整（洗浄・夾雑物除去）	１回／１０日
薬注関係(ﾊﾞｲｵﾕﾆｯﾄ)	バイオユニットの作動確認・調整・清掃	１回／１０日
	薬剤の残量確認・補充（補充薬剤はDANAK-P-7とする）	１回／１０日
	生剤注入ポンプ作動、注入量等の状況確認・調整	１回／１０日
生物反応槽関係（ＢＣ槽）	槽内の状況点検（色調、臭気、発砲、曝気状況）	１回／１０日
脱臭関係	ミストセパレーターの点検洗浄	１回／月
計器類関係	各機器の電流、圧力、流量のチェック等	１回／１０日
回転機器関係	各回転機器の振動、異音、洩れ等	１回／１０日
	Ｖベルト、オイル、グリス（水中ﾎﾟﾝﾌﾟを除く）の確認	１回／１０日
	Ｖベルト、オイル、グリス（水中ﾎﾟﾝﾌﾟを除く）の補充、交換	適宜
電気関係	各電動機器類の絶縁抵抗測定	１回／月
	レベルスイッチ、その他制御電気機器の点検	適宜
弁類関係	手動弁の作動、開度調整、確認点検	適宜
洗浄、清掃	原水スクリーン点検洗浄、その他機器回りの清掃	１回／１０日
水質関係	現場確認（ｐＨ、水温）	１回／１０日
	公的機関での水質分析	
	原　水(ｐｈ、ＢＯＤ、ＳＳ、ｎ－Ｈｅｘ)	１回／３ヶ月
	処理水(ｐｈ、ＢＯＤ、ＳＳ、ｎ－Ｈｅｘ)	１回／月
文書、通信関係	点検、保守、調整の記録連絡並びに書類作成、提出	
	１）点検、保守、調整の記録	１回／１０日
	２）連絡業務	適宜
	３）定期書類	１回／月
	４）臨時書類	適宜
特記事項	・点検時間は、平日の８時３０分～１７時００分とする。	

別紙６－９

【消防設備に係る点検】

１．業務概要

国土交通大学校の消防設備について、関係法令に基づき点検を行い、良好な機能を維持するよう点業務を行う。

２．点検周期

①機能点検　年２回　９月、３月

②総合点検　年１回　３月

３．対象機器

別紙５「設備一覧表」参照

４．業務内容

（１）点検の基準、結果報告及び資格者

・「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく以下の告示並びに「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（平成２０年版）」による。

①「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成１６年５月３１日消防庁告示第９号）

②「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和５０年１０月１６日消防庁告示第１４号）

③その他、該当する告示

（２）防火管理者の要請に対応する事項

・消防設備の使用方法

５．その他

（１）　点検前に点検予定者一覧表を提出すること。様式は、『「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」別記様式第３』を準用すること。

（２）　点検結果報告書へ記載した不具合箇所の写真を提出すること。

（３）　点検終了後は、必ず適正な状態とすること。

（４）　本業務に必要な試験機器及び消耗品は請負者の負担とする。

別紙７

【運転・監視及び日常点検・保守業務】

１．業務概要

国土交通大学校の中央監視装置を用いて、空調等設備機器等の運転と運転状態を監視し、正常な運転状態を保持するため、２４時間の監視体制をとるとともに、日常巡視点検を行う。

２．業務時間等

（１）常駐管理業務

業 務 日：平日

業務時間：８時３０分～１７時１５分

（２）遠隔監視業務

業 務 日：毎日

業務時間：２４時間

３．機器仕様

現在の中央監視装置のシステムは、ジョンソンコントロールズ（株）製のメタシスで構築されている。

４．業務内容

（１）常駐監視業務（１名以上配置）

①運転管理業務

1. 中央監視装置を用いて、以下の業務を行う。

ａ．研修棟に設置されている中央監視装置に入力されている管理点に対して運転・監視及び操作を行う。

ｂ．夜間及び休日等の無人状態における管理点の遠方運転・監視及び操作を行う。

ｃ．設備異常、災害発生等に伴う重大な危険が認められる場合の本校との連絡及び調整を行う。

ｄ．監視上における各種運転機器の指示値の確認と記録を行う。
通報または警報があった場合には速やかに異常の有無を確認し、必要な指摘を行うとともに担当職員に報告すること。

ｅ．月間報告書を月末までに担当職員に提出すること。

2. 設備機器の日常巡視点検

別表参照

②遠隔監視業務

1．電話回線を利用した遠方監視システムとし、24 時間の監視体制をとること。

2．中央監視装置に入力されている管理点を把握し、国土交通省職員と綿密な連絡を取り、以下の業務を行う。

ａ．研修棟に設置されている中央監視装置に入力されている管理点に対して運転・監視及び操作を行う。

ｂ．夜間、休日及び日常巡視点検等の中央監視室が無人状態における場合の管理点の遠方運転・監視及び操作を行う。

ｃ．設備異常、災害発生等に伴う重大な危険が認められる場合の本校との連絡及び調整を行う。

ｄ．監視上における各種運転機器の指示値の確認と記録を行う。
通報または警報があった場合には速やかに異常の有無を確認し、必要な指摘を行うとともに担当職員に報告すること。

※ 遠隔監視業務については、常駐管理業務とは別に 24 時間体制で中央監視室に常駐し監視することで、遠隔監視業務に代わるものとする。

（２）（別紙５）設備一覧表　研修棟空調設備２８、２９に係る節電効果報告
節電に対する達成度（節電率等）に関する報告を、上記月間報告書と合わせて行うこと。

５．その他

（１）　落札事業者は、契約後速やかに業務実施計画表及び業務実施体制表を作成の上、提出すること。

（２）　業務の遂行に必要な下記の材料等は、落札業者の負担とする。
油脂類（グリス、マシン油）、パッキン類、一般機器工具類、必要備品（机、椅子、ロッカー、書類棚等）、事務用品、各種点検用紙、トナー、ウエス等

別表（別紙７）関連

1．空調設備

機器名称	点検項目	点検周期	
		日	週
冷温水発機 (吸収式)	1．冷温水入口温度及び出口温度、冷却水入口温度及び出口温度、高温再生器温度及び圧力、本体真空度の確認	○	
冷却塔	1．　水槽の水漏れ及び水位の確認 2．　送風機の異音又は異常振動の有無	○ ○	
ポンプ (冷温水系) (冷水・温水系) (冷却水系)	1．　各部の異音又は異常振動の有無 2．　軸封部からの水漏れの適否 3．　運転電流の適正の確認	○ ○ ○	
チリングユニット 空気熱源ヒートポンプユニット	1．冷水(冷温水)入口温度及び出口温度並びに圧力、圧縮器の電流及び圧力、潤滑油圧力などの確認	○	

2．給排水設備

機器名称	点検項目	点検周期	
		日	月
真空式温水発生機	1．　連成計(真空)の指示値の確認 2．　水面系の水位の確認 3．　燃料系統からの漏れの確認 4．　給湯温度の確認 5．　水漏れの確認 6．　点火装置の正常動作確認	○ ○ ○ ○ ○ ○	
貯湯タンク	1．　給湯温度、水頭圧力の確認 2．　各部の水漏れの確認 3．　循環ポンプの動作確認	○ ○ ○	

3．自動制御設備

機器名称	点検項目	点検周期	
		日	月
中央監視装置	1．外観の汚損、損傷の有無 2．欠測又は通信異常の有無 3．プリンターの印字機能の確認 4．警報信号の確認	○ ○ ○	 ○

別紙8

【清掃業務(宿泊棟除く)】

1. 業務内容等

(1)基本原則

① 計画的に作業を実施し、清掃効果を十分に発揮させるようにする。

② 各清掃場所及び各床材等の特性を検討し、最適な清掃資材等を使用する。

③ 作業員については、厳選せることはもちろん日常の教育訓練等も十分に行う。

④ 光熱水費を必要最小限に留めるよう常に努める。

⑤ その他、管理厚生棟等の美観を維持するように努める。

(2)業務日等

ア. 屋内清掃(日常清掃)

① 平日

② 時間:8時30分～12時15分、13時～17時15分。

イ. 屋外清掃

① 10月1日～12月28日の月曜～金曜日(ただし、祝日は除く。)
悪天候等により困難な場合は、本校担当者と協議のうえ清掃作業を1月4日以降に延期するものとする。

② 時間:8時30分～12時15分、13時～17時15分。

ウ. 各執務室清掃

① 毎月1回(日程については、大学校と協議する。)

② 時間:原則8時00分～8時30分。

エ. 特別清掃

① 閉庁日に年間2回。(日程については、大学校と協議する。)

② 時間:8時30分～17時15分。

(3)業務内容等

① 屋内清掃の方法については、別表1のとおり。

② 作業要旨については、別表2のとおり。

③ 特別清掃要旨については、別表3のとおり。

④ 屋外清掃の方法については、別表4のとおり。

⑤ 作業を終了した毎に作業日誌に作業内容を記載し、提出する。

(4)業務実施上の注意

① 落札事業者は、善良なる管理者の注意をもって作業を行うものとする。

② 建物・設備等に損害を与えた場合は、大学校に速やかに報告をするとともに、作業員の故意または過失による場合は落札者において現状回復等その責を負うものとする。

③ 業務の運営に関して、緊急に必要と認められることが生じた場合には、落札事業者に対して所要の措置を求め、そのとった措置については報告させることができる。

④ 清掃にあたっては、清掃用水等が建物内外に飛散しないようにするとともに、落下事故等のないよう安全対策に十分注意して行うこととする。

⑤ 備品等を移動する場合は、破損のないように注意するとともに、作業終了後は必ず原状に戻すこと。

⑥ 清掃に従事する者の履行場所への出入りについては、大学校の指示に従うこと。

2. 作業員の管理

（1）落札事業者は、作業規律の維持及び衛生に留意し、作業員に指導・徹底をするとともに、作業服を着用させ落札者の従業員であることを示す証明書を携行させるものとする。

（2）作業員には、礼儀正しく職員及び研修員等に不快の感を与えることのないよう指導し、なるべく同一人を継続して従事させること。また、病気等により同一人を従事させることができない場合は、速やかに継続して作業できる者を選定すること。

3. 清掃業務遂行上必要な資機材の負担区分

（1）大学校が負担するもの

①光熱水料

②消耗品（トイレットペーパー、指定有料ゴミ袋、マジックリン、クリームクレンザー、水石鹸・粉石鹸、トイレ用・洗濯用等洗剤、台所用漂白剤等）

（2）落札事業者が負担するもの

①清掃員の事務用品、工具・清掃用具・被服類

②消耗品（洗浄剤・ワックス類等）

4. その他

・ 業務開始前に作業実施予定表（月間）及び作業に従事する者の名簿（業務名、氏名、性別等を明記したもの）を作成し、提出する。

別表1（別紙8関連）

屋　内　清　掃　の　方　法

番号	作　業　内　容	作　業　方　法
1	床の清掃	床用ブラシ等で掃いて大きなゴミやほこりを除き、微細なほこりや汚れを濡れモップ等で拭き取る。
2	手摺の清掃	手摺の乾拭きを行い、汚れが著しい場合は、濡れ雑巾等で拭き掃除を行う。
3	扉の清掃	扉の汚れを濡れ雑巾等で拭き掃除を行う。
4	スイッチ回りの清掃	スイッチ回りを濡れ雑巾等で拭き掃除する。
5	流し台の清掃	流し台を洗剤を用い、たわし等で入念に拭き掃除を行い、清潔を保持する。
6	衛生陶器の清掃	便器等を当校の支給する支給品により洗浄し、清潔を保持する。
7	汚物の処理	トイレの汚物を処理し、その容器を清潔にする。
8	ペーパー・水石鹸の補給	トイレ等のトイレットペーパー及び水石鹸の補充を行う。なお、トイレットペーパー及び水石鹸の予備が無くなりそうな時は事前に担当職員に連絡する。
9	吸殻捨・灰皿清掃	灰皿のタバコの吸い殻等の回収及び処分を行い、汚れの著しい灰皿については、適宜水洗いし、所定の場所へ戻す。
10	紙屑等処理	各階にある共用のゴミ箱の紙屑等を回収し、指定した収集日に指定した場所に運搬する。
11	生ゴミ・金属・ビン類等の処理	湯沸室の生ゴミ、各階にある共用の金属・ビン・缶・ペットボトル等の不燃物を回収し、指定した収集日に指定した場所へ運搬する。
12	古新聞等の処理	段ボール及び新聞紙、コピー室の再生紙等を集めて区分し、紐等で梱包した後、指定した収集日に指定した場所へ運搬する。

別表2（別紙8関連）

作　業　要　旨

建物名	清掃場所	時　期	面　積	清　掃　内　容	床の材質	備　考
管理・厚生	風除室	1回／3日	21.44	掃き拭き、灰皿清掃、ｶﾞﾗｽ拭き	石質タイル	
(本館)	TELｺｰﾅｰ	週１回	6.72	掃き	石質タイル	
	自販機ｺｰﾅｰ	週１回	6.72	掃き拭き	石質タイル	
	ｴﾝﾄﾗﾝｽﾛﾋﾞｰ	1回／3日	79.21	掃き拭き	石質タイル	
	ｴﾝﾄﾗﾝｽ	1回／3日	92.16	掃き拭き	石質タイル	
	喫煙ｺｰﾅｰ	毎日	38.4	掃き拭き、灰皿清掃、ｺﾞﾐ処理	塩ビ・シート	
	湯沸ｺｰﾅｰ	毎日	18.71	掃き拭き、生ｺﾞﾐ処理、流し台清掃	塩ビ・シート	
	ｺﾋﾟｰｺｰﾅｰ	週１回	9.5	掃き拭き、ｺﾞﾐ処理	塩ビ・シート	
	階段	週１回	276.74	掃き拭き、手すり拭き	塩ビ・シート	
	トイレ	毎日	176.23	床の水拭き、ｺﾞﾐ処理、扉・間仕切りの拭き、洗面台の洗浄、鏡の拭き、衛生陶器類を適正な洗剤で洗浄、汚物の処理、ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ・手洗い石鹸水等の補充	磁器質ﾀｲﾙ	
				掃き拭き、手すり拭き		
				掃き拭き、手すり拭き		
				掃き拭き		
				掃き拭き		
	廊下	週１回	826.956		塩ビ・シート	
	3Ｆ廊下	週１回	169.85		ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	集会室	週１回	67.58		塩ビ・シート	
	和室	週１回	33.79		畳	
研修棟	階段	週１回	249.24	＊　本館階段と同様	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	廊下	週１回	1192.575	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	ロビー	1回／3日	358.16	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	ラウンジ	1回／3日	531.9	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	湯沸室	毎日	2.8	＊　本館湯沸室と同様	塩ビ・シート	
	喫煙ｺｰﾅｰ	毎日	121.43	掃き拭き、灰皿清掃、ｺﾞﾐ処理	耐ｼｶﾞﾚｯﾄ性	
	自販機ｺｰﾅｰ	毎日	42.315	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	トイレ	毎日	254.98	＊　本館トイレと同様	磁器質ﾀｲﾙ	
	コピー室	毎日	117	＊　本館コピー室と同様	塩ビ・シート	
多目的研修	ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ	週１回	64.25	掃き拭き	磁気質ﾀｲﾙ	
棟	ホール	週１回	90	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	多目的ﾎｰﾙ	4ヶ月1回	120	掃き拭き	木床	
	アリーナ	4ヶ月1回	986.4	掃き拭き	木床	
	階段	週１回	36	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	廊下	週１回	43	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	トイレ	毎日	35.25	＊　本館トイレと同様	ﾀｲﾙ	
	更衣室	週１回	44	掃き拭き	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ	
	身障者ﾛｯｶｰ	週１回	5	掃き拭き	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ	
	身障者ｼｬﾜｰ	週１回	5	掃き拭き	ﾀｲﾙ	
	ラウンジ	週１回	35	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室	週１回	171.6	掃き拭き	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ	

建物名	清掃場所	時　　期	面　　積	清　掃　内　容	床の材質	備　　考
ホール	ホール内	週１回	180.97	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	ステージ	週１回	23.23	掃き拭き	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	
	ホワイエ	週１回	56.2	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	ｴﾝﾄﾗﾝｽ	週１回	22.08	掃き拭き	磁器質ﾀｲﾙ	
	外部テラス	週１回	34.95	掃き拭き	ﾀｲﾙ	
	廊下	週１回	108.93	掃き拭き	ｶｰﾍﾟｯﾄ	
	女子トイレ	週１回	11.72	＊　本館トイレと同様	ﾋﾞﾆｰﾙﾀｲﾙ	
	男子トイレ	週１回	11.72	＊　本館トイレと同様	ﾋﾞﾆｰﾙﾀｲﾙ	
	階段室	週１回	26.55	掃き拭き	ﾋﾞﾆｰﾙﾀｲﾙ	
	２階廊下	週１回	127.4	掃き拭き	ﾋﾞﾆｰﾙﾀｲﾙ	
	アルコーブ	週１回	4.37	掃き拭き	ﾋﾞﾆｰﾙﾀｲﾙ	
図書館	閲覧	週１回	168.59	掃き拭き、本棚はたき	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ他	
	閲覧ｺｰﾅｰ	週１回	20.3	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄｺｰﾅｰ	週１回	40.6	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	ｸﾞﾙｰﾌﾟ討議	週１回	55.97	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	玄関１	週１回	19.5	掃き拭き	磁器質ﾀｲﾙ	
	玄関２	週１回	9.71	掃き拭き	磁器質ﾀｲﾙ	
	女子トイレ	毎日	12.31	＊　本館トイレと同様	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ	
	男子トイレ	毎日	10.26	＊　本館トイレと同様	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ	
	身障者ﾄｲﾚ	毎日	6.95	＊　本館トイレと同様	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ	
	検索ｺｰﾅｰ	週１回	6.49	掃き拭き	ｶｰﾍﾟｯﾄ	
	貸出ｺｰﾅｰ	週１回	12.93	掃き拭き	ｶｰﾍﾟｯﾄ	
	階段室	週１回	30.79	掃き拭き	ﾋﾞﾆｰﾙﾀｲﾙ	
	２階廊下	週１回	151.23	掃き拭き	ﾋﾞﾆｰﾙﾀｲﾙ	
	OAﾙｰﾑA	週１回	15.6	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	OAﾙｰﾑB	週１回	16.2	掃き拭き	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
渡り廊下		週１回	574	掃き拭き	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ	
外構部分（市道沿い）		週１回	144.2	ゴミ収拾	植栽	

建物名	清掃場所	時　　期	面　　積	清　掃　内　容	床の材質	備　　考
執務室	総務部	月1回	229.37	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	計画管理部	月１回	175.15	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	建設部	月１回	175.15	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	測量部	月１回	190.46	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	講師控え室	月１回	89.08	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	校長室	月１回	83.2	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	校長秘書室	月１回	19.2	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	副校長室	月１回	49.15	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	特別会議室	月１回	57.34	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	総務部長室	月１回	36.86	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	教授室１	月１回	32.25	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	教授室２	月１回	32.25	掃き掃除	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	

別表3（別紙8関連）

特　別　清　掃　要　旨

●清掃の範囲

床面清掃

名　　称		数量（m^2）	床の材質
管理厚生棟1階	風除室	21.440	石質タイル
	TELコーナー	6.720	石質タイル
	自販機コーナー	6.720	石質タイル
	エントランスロビー	79.210	石質タイル
	エントランス	92.160	石質タイル
	喫煙コーナー	19.200	塩ビ・シート
	湯沸コーナー	6.080	塩ビ・シート
	コピーコーナー	4.750	塩ビ・シート
	A会議室	38.910	タイルカーペット
	教務・総務課	229.370	タイルカーペット
	講師食堂	27.360	塩ビ・シート
	食堂	246.272	塩ビ・シート
	階段①	26.250	塩ビ・シート
	階段②	47.320	塩ビ・シート
	階段③	64.800	塩ビ・シート
	便所①	36.480	磁器質タイル
	便所②	36.480	磁器質タイル
	廊下	424.106	塩ビ・シート
小　　計		1413.628	
管理厚生棟2階	講師控室	89.080	タイルカーペット
	B会議室	38.400	タイルカーペット
	計画管理部	132.430	タイルカーペット
	計画管理部長室	42.720	タイルカーペット
	建設部	132.430	タイルカーペット
	建設部長室	42.720	タイルカーペット
	測量部	147.740	タイルカーペット
	測量部長室	42.720	タイルカーペット
	湯沸コーナー	6.080	塩ビ・シート
	コピーコーナー	4.750	塩ビ・シート
	喫煙コーナー	19.200	塩ビ・シート
	自販機コーナー	39.320	塩ビ・シート
	集会室（小）	33.790	塩ビ・シート
	集会室（大）	67.580	塩ビ・シート
	階段①	26.250	塩ビ・シート
	階段②	47.320	塩ビ・シート
	階段③	64.800	塩ビ・シート
	便所①	36.480	磁器質タイル
	便所②	36.480	磁器質タイル
	廊下	402.850	塩ビ・シート
		1453.140	

名　　称		数量（m^2）	床の材質
管理厚生棟3階	校長室	61.440	タイルカーペット
	校長応接室	21.760	タイルカーペット
	秘書室	19.200	タイルカーペット
	特別会議室	57.340	タイルカーペット
	副校長室	49.150	タイルカーペット
	総務部長室	36.860	タイルカーペット
	教授室1	32.250	タイルカーペット
	教授室2	32.250	タイルカーペット
	湯沸コーナー	6.550	塩ビ・シート
	便所	30.310	磁器質タイル
	廊下	169.850	タイルカーペット
小　　計		516.960	
合　　計		3383.728	

窓ガラス清掃

名　　称	数量（m^2）
多目的研修棟	501.41
管理厚生棟	750.07
大会議室・渡り廊下	460.92
研修棟	1,654.17
合　　計	3,366.57

●清掃の方法

清掃場所	清掃実施方法		
ビニル床タイル 長尺塩ビシート フローリング	表面洗浄作業	……	洗浄剤を用い、ポリッシャーによる床面の汚れを除去すること。除去後汚水の処理を完全に行い、床面を十分乾燥させること。
	仕上材の塗布	……	床面が完全に乾燥した後に塗布材（ワックス）をモップに含ませ、むらの無いよう塗布し、必要に応じて重ね塗りを行うこと。
磁気タイル、御影石、コンクリート	表面洗浄作業	……	洗浄剤を用い、ポリッシャーによる床面の汚れを除去すること。除去後汚水の処理を完全に行い、床面を十分乾燥させること。
タイルカーペット、ジュータン	表面洗浄作業	……	洗浄剤を用い、ポリッシャーによる床面の汚れを除去すること。除去後汚水の処理をバキュームで完全に行い、床面を十分乾燥させること。
窓ガラス	拭き清掃	……	専用クリーナーを用い、媒塵等汚れを落とし、乾布磨き仕上げをするとともに枠・さん等に付着した汚水、塵芥は雑巾等で清水拭きとする。

別表4（別紙8関連）

屋外清掃の方法

作業内	作業方法
校内等の清掃	大学校の校内及び敷地外西側歩道をほうき等により掃き、落ちているゴミ、落ち葉、果実等を拾い、ビニール袋に入れて指定した場所へ運搬する。

別紙9

【清掃業務(宿泊棟)】

1. 業務内容等

(1)基本原則

① 計画的に作業を実施し、清掃効果を十分に発揮させるようにする。

② 各清掃場所及び各床材等の特性を検討し、最適な清掃資材等を使用する。

③ 作業員については、厳選せることはもちろん日常の教育訓練等も十分に行う。

④ 光熱水費を必要最小限に留めるよう常に努める。

⑤ その他、学寮の美観を維持するように努める。

(2)業務日等(清掃面積は、別表3参照)

ア. 日常清掃

① 平日(但し、研修の実施されない期間(3月中旬～下旬)を除く)

※研修の実施されない期間については本校と協議する。

② 時間:8時30分～12時15分、13時～17時15分。

イ. 排水部清掃

① 8月中旬 1日間(日程については、本校と協議する。)

② 時間:8時30分～12時15分、13時～17時15分。

(3)業務内容等

① 日常清掃の清掃範囲及び清掃基準については、別表1のとおり。

② 排水部清掃の清掃範囲及び清掃基準については、別表2のとおり。

③ 作業を終了した毎に作業日誌に作業内容を記載し、提出する。(様式任意)

(4)業務実施上の注意

① 落札事業者は、善良なる管理者の注意をもって作業を行うものとする。

② 建物・設備等に損害を与えた場合は、大学校に速やかに報告をするとともに、作業員の故意または過失による場合は落札者において現状回復等その責を負うものとする。

③ 業務の運営に関して、緊急に必要と認められることが生じた場合には、落札事業者に対して所要の措置を求め、そのとった措置については報告させることができる。

④ 清掃にあたっては、清掃用水等が建物内外に飛散しないようにするとともに、落下事故等のないよう安全対策に十分注意して行うこととする。

⑤ 備品等を移動する場合は、破損のないように注意するとともに、作業終了後は必ず原状に戻すこと。

⑥ 清掃に従事する者の履行場所への出入りについては、本校の指示に従うこと。

2. 作業員の管理

(1)落札事業者は、作業規律の維持及び衛生に留意し、作業員に指導・徹底をするとともに、作業服を着用させ落札事業者の従業員であることを示す証明書を携行させるものとする。

(2)作業員には、礼儀正しく研修員等に不快の感を与えることのないよう指導し、なるべく同一人を継続して従事させること。また、病気等により同一人を従事させることができない場合は、速やかに継続して作業できる者を選定すること。

3. 清掃業務遂行上必要な資機材の負担区分

（1）大学校が負担するもの

①光熱水料

②消耗品（指定有料ゴミ袋、ビニール袋・水切りネット（三角コーナー用）、台所漂白剤、洗剤（トイレ用・バス用・ガラス用・除菌用）、洗濯用石鹸等

（2）落札事業者が負担するもの

①清掃員の事務用品、工具、清掃用具、被服類

②消耗品（洗浄剤、ワックス類等）

4．その他

・ 業務開始前に作業実施予定表（月間）及び作業に従事する者の名簿（業務名、氏名、性別等を明記したもの）を作成し、提出する。

別表1（別紙9関連）

宿泊棟共用部清掃業務（日常） 清掃範囲及び清掃基準

清掃箇所	種別	業務内容
北棟（A棟） 南棟（C棟）	◎	ゴミの処理（ゴミ集積所のゴミの分別、搬出処理及び整理整頓を含む）
		アルコーブ
	◎	・床のモップ掛け
	◎	・灰皿の清掃（喫煙スペースのみ：6箇所）
	◎	・椅子の水拭き、拭き上げ
		談話室の清掃
		（洋室）
	◎	・床のモップ掛け
	◎	・床のゴミ収集及び掃除機等での清掃
	◎	・テーブルの清掃
	◎	・椅子及び棚等の水拭き、拭き上げ
	○	・カーテンの昇降
	○	・ダストボックス天井部（冷暖房吸込口）の掃除機等での清掃
	○	・流し及び冷蔵庫の清掃・除菌
	○	・電気ポット及びコップ等の清掃
	○	・研修員未入寮階の電気ポットの電源切断
	○	・新聞及び雑誌等の廃棄
	○	・ゴミ袋等の補充
		（和室）
	◎	・掃除機掛け
	◎	・テーブルの清掃
	○	・テレビコーナー及びテレビ本体の掃除
	○	・畳の水拭き（乾燥した日に行う）
	○	・換気（朝、窓を開ける。埃の立つ時は不要。清掃後（2～3時間後）に窓を閉める）
		洗濯室
	◎	・床の清掃
	◎	・洗濯機・乾燥機の清掃（残洗剤・綿くずの除去等）
	○	・洗濯機の排水口（床側）のゴミ除去（半年に1回程度及び不具合発生時はその都度）
	◎	・備品庫の管理（トイレットペーパーの残量確認及び補充、清掃用具のチェック及び手入れ）
		廊下、階段等
	◇	・掃除機による清掃
	◇	・エレベーター内清掃及び管理（ゴムマットがドア側にずれるので奥に引き調整する）
		出入口
	△	・床のモップ掛け
中央棟　1F （B棟）	◎	ゴミの処理
		ラウンジ及び玄関
	◎	・新聞及び雑誌等の廃棄
		身体障害者用寮室
	□	・床の掃除機掛け及び椅子・机等の水拭き、ユニット内の清掃及び点検、換気
		共同トイレ
	○	・清掃（便器は薬液その他で洗浄・除菌）
	○	・汚物の処理、容器の洗浄・除菌
	○	・トイレットペーパー及び水石鹸等の補充
		電話コーナー
	□	・床の掃除機掛け及びモップ掛け
	□	・棚等の水拭き、拭き上げ
		自動販売機コーナー
	□	・ゴミの処理、床の掃除機掛け及びモップ掛け
		管理事務室、ラウンジ、リネン庫、管理人室
	△	・床の掃除機掛け及び椅子・カウンター等の水拭き、拭き上げ
		廊下及び階段、玄関、傘立て・下足室、宅配庫等
	△	・床の掃除機掛け及びモップ掛け、玄関外の灰皿の清掃
		テラス、ラウンジ
	□	・タイルのモップ掛け
中央棟　2F （B棟）	◎	ゴミの処理
		共同トイレ
	○	・清掃（便器は薬液その他で洗浄・除菌）
	○	・汚物の処理、容器の洗浄・除菌
	○	・トイレットペーパー及び水石鹸等の補充
		講師用寮室
	□	・（宿泊前）布団等のセット、電気ポット及び茶器のセット
	□	・（宿泊後）床の掃除機掛け及び椅子・机等の水拭き、拭き上げ、ユニット内の清掃及び点検
		講師談話室及びOAルーム
	□	・床の掃除機掛け及び椅子・カウンターの水拭き、拭き上げ
		集会室
	□	・畳の掃除機掛け及び畳・棚・廊下・床の間の水拭き、拭き上げ
		女子洗濯室
	◎	・床の清掃
	◎	・洗濯機・乾燥機の清掃（残洗剤・綿くずの除去等）
	○	・洗濯機の排水口（床側）のゴミ除去（半年に1回程度及び不具合発生時はその都度）
		廊下・階段等
	△	・床の掃除機掛け及び展示コーナーの水拭き、拭き上げ
		共同浴場・脱衣室（休業日を除く）
	◎	・浴場の換気、浴場床及び浴槽・シャワー・洗面台等の清掃、シャンプー等消耗品の補充
	◎	・脱衣室の床の掃除機掛け及び洗面所・衣類棚・バスマット等の清掃、備品の清掃、ゴミの処理
		その他の業務
		・上記以外に必要が生じた場合

（注1） ◎箇所は、毎日行う。
（注2） ◇箇所は、1日置きに行う。
（注3） □箇所は、必要に応じて行う。
（注4） ○箇所は、毎日現状を確認後、必要がないと判断される場合は作業を省略することができる。
（注5） △箇所は、1日置きに現状を確認後、必要がないと判断される場合は作業を省略することができる。

別表2（別紙9関連）

宿泊棟共用部清掃業務（排水部） 清掃範囲及び清掃基準

1. 清掃箇所及び作業内容

① 排水部清掃 ユニット内部の排水部の汚れ、詰まり等洗浄、調整	寮室部分

2. 清掃箇所別面積及び箇所内訳

（単位：室）

① 排水部清掃 寮室全室 （101～570号室、特101～102号室、特201～205号室）	357

3. 作業手順

① 準備 寮室ユニット内の洗面台下部にある化粧板を取り外し、排水口部を確認する。
② 目皿（ヘアキャッチ等）部分 ヘアキャッチ等を取り外し、髪の毛や汚れを取り除いた後、浴室用洗剤（中性）を スポンジや柔らかい布又は歯ブラシに付けて洗い流す。
③ 排水トラップ トラップ本体をスポンジや歯ブラシに洗剤（中性）を付けて、汚れを洗い流す。
④ 排水ホース及び排水口（チューブ） ホース・排水口本体をスポンジや歯ブラシに洗剤（中性）を付けて、汚れを洗い流す。
⑤ 排水部付近 排水部付近にスポンジや歯ブラシに洗剤（中性）を付けて、汚れを洗い流す。
⑥ 排水口洗浄 排水管用の洗浄剤を用い、洗い流す。 （排水管専用洗浄剤は、配水管の詰まりの主な原因である有機物を分解し、排水機能 を回復させる事を目的としたものを用いる）
⑦ 現状回復 排水漏れ・詰まり等がない事を確認した上で、取り外した化粧板を元通りに装着する。

別表3(別紙9関連)

清掃床面積表（１）

（単位：㎡）

室名		材料	面積
共用部			
Ａ棟			
廊下	１Ｆ	タイルカーペット	99.16
	２Ｆ	タイルカーペット	99.16
	３Ｆ	タイルカーペット	99.16
	４Ｆ	タイルカーペット	99.16
	５Ｆ	タイルカーペット	99.16
（小計）			495.80
アルコーブ	１Ｆ	タイルカーペット	16.12
	２Ｆ	タイルカーペット	16.12
	３Ｆ	タイルカーペット	16.12
	４Ｆ	タイルカーペット	16.12
	５Ｆ	タイルカーペット	16.12
（小計）			80.60
アルコーブ	１Ｆ	VS	4.20
	２Ｆ	VS	4.20
	３Ｆ	VS	4.20
	４Ｆ	VS	4.20
	５Ｆ	VS	4.20
（小計）			21.00
談話室・湯沸室	１Ｆ	フローリング	41.65
	２Ｆ	フローリング	41.65
	３Ｆ	フローリング	41.65
	４Ｆ	フローリング	41.65
	５Ｆ	フローリング	41.65
（小計）			208.25
談話室	１Ｆ	タタミ	15.58
	２Ｆ	タタミ	15.58
	３Ｆ	タタミ	15.58
	４Ｆ	タタミ	15.58
	５Ｆ	タタミ	15.58
（小計）			77.90

室名		材料	面積
洗濯室	１Ｆ	ＶＳ	20.33
	２Ｆ	ＶＳ	20.33
	３Ｆ	ＶＳ	20.33
	４Ｆ	ＶＳ	20.33
	５Ｆ	ＶＳ	20.33
（小計）			101.65
ＥＶホール	１Ｆ	タイルカーペット	31.50
	２Ｆ	タイルカーペット	31.50
	３Ｆ	タイルカーペット	31.50
	４Ｆ	タイルカーペット	31.50
	５Ｆ	タイルカーペット	31.50
（小計）			157.50
階段	１Ｆ	タイルカーペット	42.00
	２Ｆ	タイルカーペット	42.00
	３Ｆ	タイルカーペット	42.00
	４Ｆ	タイルカーペット	42.00
	５Ｆ	タイルカーペット	20.82
（小計）			188.82
テラス・出入口	１Ｆ	タイル	34.72
バルコニー	２Ｆ	タイル	10.98
	３Ｆ	タイル	10.98
	４Ｆ	タイル	10.98
	５Ｆ	タイル	10.98
（小計）			78.64

清掃床面積表（２）

（単位：㎡）

室名	材料	面積
共用部		
Ｃ棟		
廊下（１～５Ｆ）	タイルカーペット	596.60
アルコーブ（１～５Ｆ）	タイルカーペット	80.60
アルコーブ（１～５Ｆ）	ＶＳ	21.00
談話室・湯沸室（１～５Ｆ）	フローリング	208.25
談話室（１～５Ｆ）	タタミ	77.90
洗濯室（１～５Ｆ）	ＶＳ	101.65
ＥＶホール（１～５Ｆ）	タイルカーペット	157.50
階段（１～５Ｆ）	タイルカーペット	188.82
テラス・出入口　１Ｆ	タイル	36.47
バルコニー（２～５Ｆ）	タイル	43.92

室名	材料	面積
共用部		
Ｂ棟		
廊下　１Ｆ	タイルカーペット	172.57
廊下　２Ｆ		
渡り廊下　１Ｆ	タイルカーペット	27.50
渡り廊下　２Ｆ		27.50
エントランス　１Ｆ	タイル	16.62
玄関　１Ｆ	タイル	44.54
傘立て・下足室	タイル	18.05
下足室	ＶＳ	21.15
自動販売機コーナー	ＶＳ	10.37
電話コーナー	タイルカーペット	10.10
リネン庫	ＶＳ	2.86
ラウンジ	タイルカーペット	93.40
便所　１Ｆ	ＶＳ	12.32
便所　２Ｆ		4.90
テラス　１Ｆ	タイル	75.60
テラス　２Ｆ		28.29
階段　１Ｆ	タイルカーペット	23.10
女子洗濯室	ＶＳ	17.16
脱衣室	籐マット敷	15.96
共同浴場	花崗岩	22.00
集会室	タタミ	55.00
特別宿泊室	タイルカーペット	14.10
特別談話室	タイルカーペット	7.03
管理人室	ＶＳ	11.00
ＯＡルーム	タイルカーペット	8.78

清掃面積表（３）

（単位：㎡）

室名	材料	面積
専用部		
Ｂ棟		
事務室	タイルカーペット	32.50
身体障害者		
宿泊室（１）	タイルカーペット	12.50
宿泊室（２）	タイルカーペット	12.50
身体障害者		
便所・浴室（１）	タイル	6.00
便所・浴室（２）	タイル	6.00
特別宿泊室（１）	タイルカーペット	8.30
（２）	タイルカーペット	8.30
（３）	タイルカーペット	8.30
（４）	タイルカーペット	8.30
（５）	タイルカーペット	8.30

寮室排水部（１）

箇所	室数	室番号
一般用	350	101～570
講師用	5	特201～205
身体障害者用	2	特101～102

合計室数
357

別紙１０

【除草業務】

１．業務概要

大学校敷地内の除草を行い、快適な研修環境を整備する。

２．除草期間・時間

第１回目　　７月上～下旬（予定）
第２回目　　１０月中旬（予定）
作業時間　　平日８時３０分～１７時１５分

３．業務内容　・別表図面における箇所を機械及び手作業により除草を行う。
※別添図面の赤色箇所についての仕上げは手作業とする。
・除草後の草等は、落札者の負担にて適正に処分すること。

４．その他　・作業に際しては、職員、近隣住民、通行人、車両等に配慮し、安全第一にて行うこと。
・警備システムに注意し、作業を行うこと。
・宿泊棟中庭には、ライトが設置してあるため、機械による作業の際には十分注意すること。（また施設及び設置物等を破損させた場合には、必ず本校へ報告を行い、実費弁償すること）

別表（別紙１０関連）

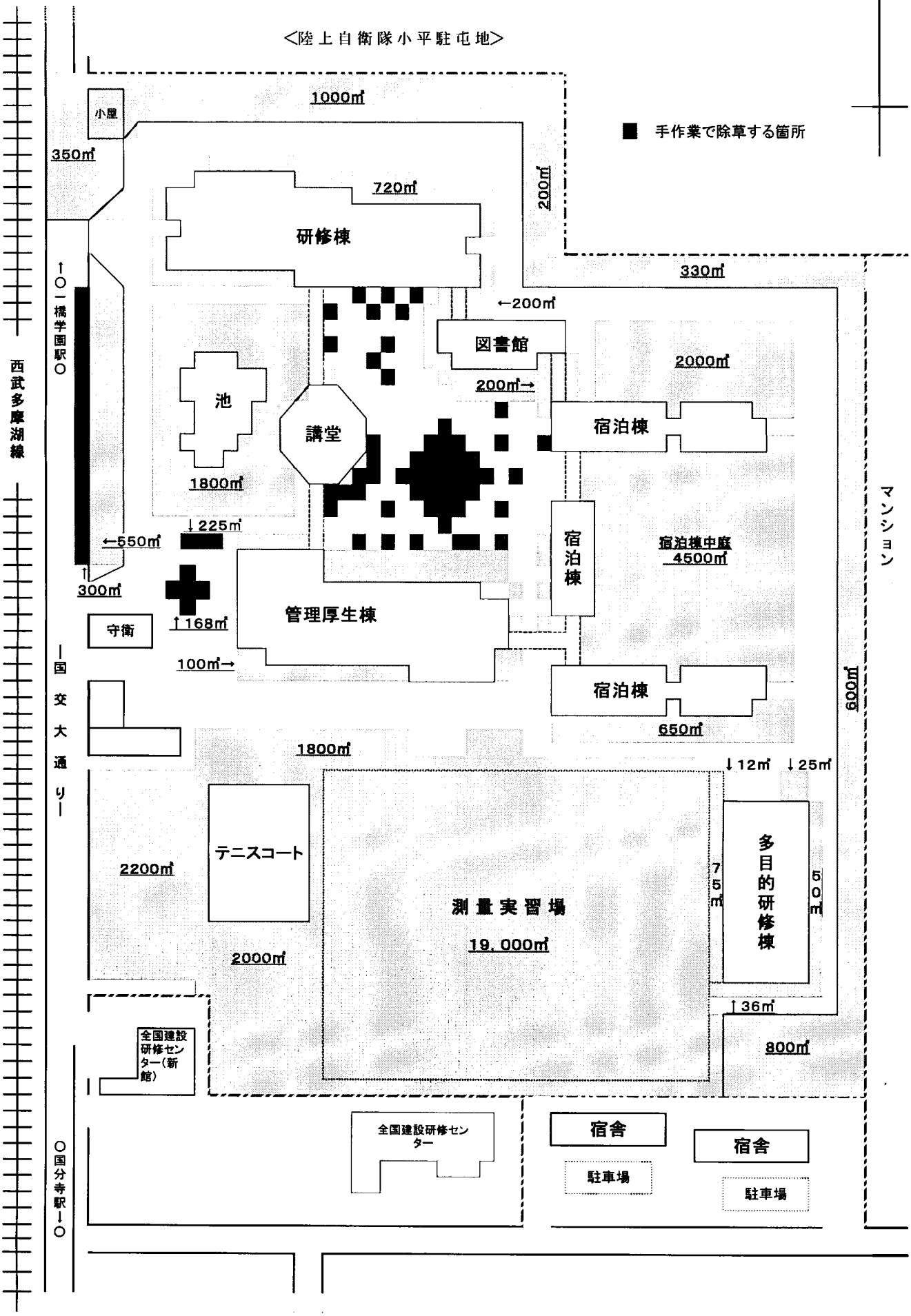
＜陸上自衛隊小平駐屯地＞
1000㎡
小屋
350㎡
720㎡
研修棟
200㎡
■ 手作業で除草する箇所
330㎡
←200㎡
図書館
2000㎡
200㎡→
池
講堂
宿泊棟
1800㎡
↓225㎡
←550㎡
300㎡
宿泊棟中庭
4500㎡
宿泊棟
168㎡
管理厚生棟
守衛
100㎡→
宿泊棟
650㎡
600㎡
1800㎡
↓12㎡ ↓25㎡
テニスコート
2200㎡
測量実習場
19,000㎡
75㎡
多目的研修棟
50㎡
↑36㎡
2000㎡
800㎡
全国建設研修センター（新館）
全国建設研修センター
宿舎
駐車場
宿舎
駐車場
西武多摩湖線
一橋学園駅○
一国交大通り一
○国分寺駅一○
マンション

別紙１１

【守衛業務】

１．業務概要

国土交通大学校庁舎内における火災、盗難等を防止するとともに違法・不当な行為を排除し、本校が行う業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

２．警備委託箇所、配置人数及び警備時間

以下のとおりとする。

なお、労働基準法に沿った休憩、休息等により落札者警備員（以下「警備員」という。）が警備業務に従事しない場合は、必ず他の警備員が警備業務に従事し、常態として、請負時間中の常駐警備が確保されていること。

配置場所	配置人数	警備時間	勤務形態
守衛所 及び庁舎内外巡回	1	平日　7:00～13:00	座しょう及び 動しょう

３．警備員の勤務要領

（１）勤務姿勢

警備員は本校の秩序を維持し、災害防止及び安寧な執務環境を保持する役割を担う者としての自らの責務を自覚し、言動・服装等の容姿に十分注意を払い、厳正な勤務態度を保持すること。

（２）報告

①警備報告

１）警備員は、毎日の警備状況を本校が配布する守衛日誌に所要事項を記入の上、守衛に提出する。

なお、報告内容で重要な事項については、口頭で監督職員に報告する。

２）緊急時及び緊急と判断した場合は、直ちに総務課監督職員に報告する。

②事故報告

事故発生の際には、速やかに監督職員に電話又は口頭で報告すると共に、特に指示された場合には、書面をもって報告する。

（３）警備要領

①庁舎玄関等の開閉等業務

特に指示のあった場合の他、所定の時刻になったら正門、玄関等の開閉、国旗等の掲揚及び降納を行う。

②庁舎内の施錠

所定の方法により庁舎内の施錠を行う。

③災害、事故及び故障発生時の措置

災害、事故及び庁舎内の設備の故障が発生したときは、監督職員に通報し、監督職員の

指示の下、応急措置をとる。

④不審者等発見時の措置

不審者等を発見したときは、氏名・用件等を質問し、必要に応じて身分証明するものの提示を求める等の適切な措置をとる。場合によっては、監督職員に通報し、指示を仰ぐものとする。

⑤出入り管理業務

守衛所受付において、来訪者、納品業者及び工事業者等に対して必要な受付案内業務を行う。必要に応じて、ボディチェック及び手荷物検査を行う。

⑥車両による来校時における出入り管理及び駐車場管理業務

ア）来訪車両の来校時における身分及び来校目的等の確認
イ）車両の安全管理及び誘導
ウ）庁舎内外に搬出する物品、資材等の確認

⑦庁舎内外巡回業務

ア）不審者、徘徊者、侵入者の発見及び措置
イ）不審物の発見と通報措置
ウ）庁舎内での禁止行為の取締り及び庁舎外での禁止行為監視
エ）避難通路における傷害物の除去
オ）漏水、溢水箇所の発見と通報
カ）その他庁舎管理上支障となる行為の取締り

⑧守衛所

ア）職員及び来訪者の出入状況の確認
イ）総合案内（来訪者の対応等）
ウ）防犯システム及び防災システムの監視業務
エ）拾得物、遺失物の受付及び処理
オ）非常、異常発生時における対応

⑨その他業務

ア）火災発生時の自衛消防活動
イ）デモ・抗議行動等への警戒
ウ）自衛消防訓練等への積極的な参加
エ）悪天候の庁舎機能の維持（大雨時の漏水確認、雪かき）
オ）その他警備業務上必要な事項

4．費用の負担等

（1）警備員の服装及び装備品等必要なものは、落札者の負担において用意するものとする。

①制服、制帽、ネームプレート
②電気メガホン、警笛、警戒棒、携帯用無線機、照明器具
③その他警備上必要なもの

（2）業務上必要とする施設等は、本校が準備するものとする。

①警備員の控室及び仮眠室
②机、椅子等必要最小限度の備品
③業務遂行に必要な電気、ガス、水道、電話

別紙12

【宿泊棟管理人業務の内容】

1. 概要

宿泊棟の入室者及び外来者の安全かつ平穏・円滑な環境を確保するため、所定の業務を誠実に遂行する。

2. 基本的事項

② 落札事業者は、宿泊棟の管理人業務に従事する者（以下、「管理人」という。）の配置について円滑な運営と入室者の安全を確保できるよう体制を整える。
③ 落札事業者は、管理人の教育指導・訓練に万全を期し、接遇・風紀・衛生の維持に責任を追うものとする。
④ 宿泊棟の品位を落とすことのないよう努め、これに相応しい制服・名札を着用させる。
⑤ 宿泊者及び外来者への応対は、言葉・態度に常に気を付け親切を旨とする。
⑥ 落札事業者は、業務開始前に業務年間計画表、管理業務計画書及び宿泊棟管理人名簿（業務名、氏名、性別、生年月日等を明記したもの（履歴書でも可））を作成し、提出する。
⑦ 業務の遂行に必要な控室、倉庫、什器備品及び業務用の光熱水費は、本校の負担とする。但し、光熱水費を必要最小限に留めるように常に努める。
⑧ 落札事業者は、大学校から無償使用を受けている各室等について、業務の契約期間が終了したときは、速やかに原状に回復して返還する。
⑨ 大学校が消防訓練等を実施する場合、落札者事業者は管理人を参加させこれに協力する。
⑩ 大学校との緊密な連絡体制を常時維持する。

3. 業務時間等

① 毎日（但し、研修の実施されない期間（3月中旬～末）を除く）
※研修の実施されない期間については本校と協議する。
② 業務時間：24時間
③ 配置人員：1名以上
※人員数により、労働基準法に沿った休憩、休息等を行うこととし、休憩、休息等を行う場合には、休憩、休息等の時間帯を本校と協議する。

4. 業務内容等

別表のとおり。

5. 報告書等の提出

毎日の状況報告を報告書（管理日誌）として提出する。（様式任意）

別紙１３

【環境衛生設備管理業務】

１．建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年４月１４日法律第２０号。以下「法」という。）・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和４５年１０月１２日政令第３０４号。以下「令」という。）・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和４６年１月２１日厚生省令第２号。以下「規則」という。）等法令に基づく業務

（１）管理技術者を選任する。（法第６条第１項）

（２）環境衛生管理業務

法第１０条に基づいて、下記の施設の適切な維持管理と良好かつ衛生的な建物環境を維持するため年間計画の作成、実施状況の確認及び備付帳簿類の整備保管を行う。

管理厚生棟（守衛室を含む。）、研修棟、宿泊棟、図書館、大会議室

（３）建築物環境衛生管理基準に基づく業務（法第４条関係）

①空気環境測定（20ヶ所(屋内)+2ヶ所(屋外)）
令第２条第１号に定める測定

②飲料水水質検査（給湯水を含む）
令第２条第２号に定める測定

③ねずみ、こん虫等の防除
令第２条第３号に定める防除

④排水再利用水の水質検査
排水再利用水について、排水再利用水の水質基準（昭和５６年４月２７日建設省住指発第９１号）に基づく検査を２ヶ月ごとに行う。

２．その他の業務

（１）煤煙測定（年２回）（大気汚染防止法第１６条）

大気汚染防止法（昭和４３年６月１０日法律第９７号）施行規則第１５条に定める煤煙発生施設の測定を６ヶ月ごとに行い（測定数　外気２点）、報告書を提出する。

冷温水発生器
（サンヨー吸収冷温水機　TSA-BUW-320ECP）1台
（サンヨー吸収冷温水機　TSA-AUW-150EIGIS）1台

（２）照度の測定（年２回）

事務所衛生基準規則（昭和４７年９月３０日労働省令第４３号）第１０条に基づき照明設備の点検及び測定を行い、報告書を提出する。